

官報号外

昭和四十四年三月二十八日

○第六十一回衆議院会議録 第十九号

昭和四十四年三月二十八日(金曜日)

議事日程 第十三号

昭和四十四年三月二十八日

午後二時開議

第一 建設省設置法の一部を改正する法律案

(内閣提出)

第二 租税特別措置法の一部を改正する法律案

(内閣提出)

第三 国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案

(内閣提出)

第四 日本国債財政再建促進特別措置法案

(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

日程第一 建設省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四 日本国債財政再建促進特別措置法案(内閣提出)

法案(内閣提出)

法案(内閣提出)

法案(内閣提出)

法案(内閣提出)

昭和四十四年三月二十八日 衆議院会議録第十九号 建設省設置法の一部を改正する法律案 租税特別措置法の一部を改正する法律案

この法律は、昭和四十四年四月一日から施行する。

国土計画及び地方計画に関する調査等の事務の増大に対処し、行政の効率的な執行を図るために、関東地方建設局等に企画部を置くこととする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

政府より提案理由の説明を聴取し、慎重審議を行ない、三月二十五日、質疑を終了、討論もなく、直ちに採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

理由

○副議長(小平久雄君) これより会議を開きます。

午後二時十五分開議
○副議長(小平久雄君) 本号に付する議題を議題といたします。

日程第一 建設省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○副議長(小平久雄君) 委員長の報告を求めます。内閣委員長藤田義光君。

○副議長(小平久雄君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決いたしました。(拍手)

賛成者起立

○副議長(小平久雄君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。(拍手)

第三十三条の三の見出し中「収用換地等」を「収用交換等」に改め、同条第一項中「第三十一条第二項を第三十三条の二第二項に」「第三十二条第二項を第三十三条の二第二項に」「収用換地等を「収用交換等」に改め、同条第三項第二号中「第三十三条の三第三項」を「第三十三条の五第一項」に改め、同条第四項中「第三十二条第二項」を「第三十三条第二項」に、「収用換地等」を「収用交換等」に改め、同条を第三十三条の五とする。

第三十三条の二の見出し中「収用換地等」を「収用交換等」に改め、同条第一項中「第三十一条第二項各号又は第三十二条第一項各号」を「第三十三条第二項各号又は第三十二条第一項各号」に、「第三十二条第三項」を「第三十三条第三項」に、「第三十二条第五項」を「第三十三条の二第五項」に、「全部につき第三十二条及び第三十二条」を「いずれについても第三十三条又は第三十三条の二」に、「第三十二条」を「第三十三条の二」に、「第三十二条の規定」を「第三十三条の規定」に、「収用換地等による譲渡に対する所得税法第三十二条又は」を「収用等又は交換処分等（以下この款において「収用交換等」という。）による譲渡に対する第三十二条若しくは第三十二条又は所得税法第三十二条若しくは」に、「山林所得に係る収入金額から必要経費を控除した残額又は譲渡所得に係る収入金額から当該所得の基因となつた資産の取得費及びその資産の譲渡に要した費用の額の合計額を控除した残額は、これらの資産の収用換地等による譲渡に係るこれらの残額に相当する金額から、政令で定めるところにより、一千二百万円（当該残額に相当する金額が一千二百万円に満たない場合には、当該残額に相当する金額）を控除した金額の二分の一に相当する金額とする」を次に定めるところによる」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の特別控除額は、同条第二項の規定にかかるらず、一千二百万円（当該資産の譲渡に係る長期間譲渡所得の金額が一千二百万円に満たない場合には、当該長期譲渡所得の金額）とする。

の金額」とあるのは、「短期譲渡所得の金額から一千二百万円(短期譲渡所得の金額のうち第33条の第四項の規定に該当する資産の譲渡に係る部分の金額が一千二百万円に満たない場合には、当該資産の譲渡に係る部分の金額を控除した金額)とする。

三 所得税法第三十二条第三項の山林所得に係る収入金額から必要経費を控除した残額は、当該資産の譲渡に係る当該残額に相当する金額から一千二百万円(当該残額に相当する金額が一千二百円に満たない場合には、当該残額に相当する金額)を控除した金額とする。

四 所得税法第三十三条第三項の譲渡所得に係る収入金額から当該所得の基因となつた資産の取得費及びその資産の譲渡に要した費用の合計額を控除した残額は、当該資産の譲渡に係る当該残額に相当する金額から一千二百万円(当該残額に相当する金額が一千二百万円に満たない場合には、当該残額に相当する金額)を控除した金額とする。

第三十三条の二第六項を削り、同条第五項中「第二項」を「第三項」に、「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第三項とし、同条第三項中「同項に規定する残額に相当する金額が一千二百万円をこえる場合には」を「同項に規定する金額が一千二百万円をこえる場合には」に改め、同項を同条第三項とし、同項の前に次の一項を加える。

前項の場合において、当該個人のその年中の収用交換等による資産の譲渡について同項各号のうち二以上の号の規定の適用があるときは、同項各号の規定により控除すべき金額は、通じて一千二百万円の範囲内において、政令で定めるところにより計算した金額とする。

第三十三条の二に次の一項を加える。

7 所得税法第百三十二条第一項に規定する延納の許可に係る所得税の額の計算の基礎となつた山林所得の金額又は譲渡所得の金額のうち當該譲渡による山林所得の金額又は譲渡所得の金額に対応する所得税の額に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、免除する。

第三十三条の二を第三十三条の四とし、同条の前にも次の一項を加える。

(換地処分に伴い土地等を取得した場合の課税の特例)

第三十三条の三 個人が、その有する土地等につき土地区画整理法による土地区画整理事業又は土地改良法による土地改良事業が施行された場合において、当該土地等に係る換地処分により土地等を取得したときは、第三十一条若しくは第三十二条又は所得税法第二十七条、第三十三条若しくは第三十五条の規定の適用についても、換地処分により譲渡した土地等(土地等とともに清算金を取得した場合には、当該譲渡した土地等のうち当該清算金の額に対応する部分以外のものとして政令で定める部分)の譲渡がなかつたものとみなす。

第三十三条を削る。

第三十二条の見出し中「換地処分等」を「交換処分等」に改め、同条第一項中「第三十四条まで」を「この款」に改め、「換地処分」を削り、「換地処分等」を「交換処分等」に改め、「ものとして、」の下に「第三十二条若しくは第三十二条又は」を加え、「又は第三十五条」を「若しくは第三十五条」に改め、「土地区画整理法による土地区画整理事業又は」及び「換地処分又は」を削り、同条第二項中「第四項」を「第五項」に改め、同条第三項中「第五項」を「第六項」に改め、同条第四項中「第六項」を「第七項」に、「第五項」を「第六項」に、「換地処分等」

第三十一条第一項中「第三十三条から第三十四条まで」を「第三十三条の四」に、「以下第三十四条まで」を「以下この款」に、「第三十三条の二」と「第三十三条の四」に、「譲渡した資産の譲渡」を「譲渡した資産(第三号の清算金を同号の土地等とともに得た場合)」に、「第三十三条の二」と「第三十三条の四」に、「譲渡した資産の譲渡」を「譲渡した資産(第五十九条を「若しくは第五十九条を改め、同条を第三十三条の二とする。」に、第三十二条又は所得税法第三十二条若しくは第三十二条又は都市計画法(大正八年法律第三十六号)」を「都市計画法(昭和四十三年法律第百号)」に、「第三十三条まで」を「次条まで」に、「この条及び次条」を「第三十三条の三まで」に改め、「上地区画整理事業」の下に「又は土地改良法による土地改良事業」を加え、「同法第九十四条」を「上地区画整理法第九十四条」に、「第九十一条第三項又は第九十二条第三項」を「第九十条」に、「ものに限る。」を「ものを除く。」又は土地改良法第五十四条の二第四項(同法第八十九条の二第九項、第九十六条及び第九十六条の四において準用する場合を含む。)に規定する清算金(同法第五十三条の二第二項(同法第八十九条の二第三項、第九十六条及び第九十六条の四において準用する場合を含む。)の規定により換地又は当該権利の目的となるべき土地若しくはその部分を定められなかつたことにより支払われるものを除く。)に改め、同条第三項第一号中「第三十八条の八」を「第三十七条の三」に改め、同条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、同項の前に次の二項を加え、同条を第三十三条とする。

4 第一項(第二項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける場合には、収用等により譲渡した資産の譲渡に係る第三十一条第一

昭和四十四年三月二十八日 衆議院会議録第十九号

租税特別措置法の一部を改正する法律案

項の規定の適用については、同項の課税長期譲渡所得額は、同項に規定する長期譲渡所得の特別控除額の控除をしないで計算した金額とする。

第二章第四節第三款、同節第四款の款名及び第三十八条の三から第三十九条の九までを削り、同節第二款の款名中「譲渡所得等の課税の特例」を「譲渡所得の特別控除等」に改め、同款を同節第四款とし、同節第一款の次に次の二款を加える。

(第二款 長期譲渡所得の課税の特例)

(長期譲渡所得の課税の特例)
第三十一条 個人が、昭和四十五年一月一日から昭和五十年十二月三十一日までの間に、その有する土地若しくは土地の上に存する権利(次条及び第三十二条において「土地等」という。)又は建築物及びその附属設備若しくは構築物(次条及び第三十二条において「建物等」という。)の譲渡(所得税法第三十三条规定による譲渡)により他人に土地を長期間使用させる行為で政令で定めるもの)を含む。次条及び第三十二条において同じ。)をした場合には、当該譲渡による譲渡所得(同条第一項の規定に該当するものを除く。)については、同法第二十二条、第八十九条及び第九十一条並びに第一百六十五条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その年中の当該譲渡に係る譲渡所得の金額(同法第三十三条第三項に規定する譲渡所得の特別控除額を計算した金額(同号の規定により適用される同法第六十九条から第七十一条までの規定が適用する場合には、その適用後の金額とする。以下第三十八条までにおいて「長期譲渡所得の金額」という。)から長期譲渡所得の特別控除額を控除した金額(同号の規定により適用される同法第七十二条から第八十七条までの規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に相当する課税長期譲渡所得額に対し、百分の二十(昭和税)

四十五年分及び昭和四十六年分の所得税については百分の十とし、昭和四十七年分及び昭和四十八年分の所得税については百分の十五とする。)の税率を適用して所得税を課する。

2 前項に規定する長期譲渡所得の特別控除額は、百万円(長期譲渡所得の金額が百万円に満たない場合には、当該長期譲渡所得の金額)とする。

3 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 所得税法第二条第一項第二十六号、第三十号及び第三十二号から第三十四号までの規定の適用については、同項第二十六号又は第三十号の規定中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに租税特別措置法第三十一条

第一項(長期譲渡所得の課税の特例)に規定する長期譲渡所得の金額(以下「長期譲渡所得の金額」という。)とする。

二 所得税法第六十九条から第八十七条までの規定の適用については、これららの規定中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、長期譲渡所得の金額」とする。

三 所得税法第九十二条及び第九十五条の規定の適用については、同法第九十二条第一項中「前節(税率)」とあるのは「前節(税率)及び租税特別措置法第三十二条第一項(長期譲渡所得の課税の特例)」と、「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額」とある。

四 第三十二条第二項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、同条第二項本文中「山林」とあるのは第三十一条の二第一項に規定する土地等又は建物等(以下この項において「土地建物等」という。)と、同項ただし書中「山林」とあるのは「土地建物等」と読み替えるものとする。

(短期譲渡所得の課税の特例)

第三十二条 個人が、昭和四十五年一月一日から昭和五十年十二月三十一日までの間に、その有する土地等又は建物等の譲渡をした場合において、当該譲渡が所得税法第三十三条第三項第一号に規定する譲渡又は昭和四十四年一月一日以後に取得した土地等若しくは建物等(被相続人)が同日前に取得したもので同日以後に相続により取得したものその他の政令で定めるものを除く。の譲渡であるときは、これらの譲渡による

編第五章の規定による申請又は申告に関する特例その他第一項の規定の適用がある場合における所得税に因する法令の規定の適用に関する必要な事項は、政令で定める。

(長期譲渡所得の概算取得費控除)

第三十二条の二 個人が昭和二十七年十二月三十日以前から引き続き所有していた土地等又は建物等を譲渡した場合における長期譲渡所得の金額の計算上収入金額から控除する取得費は、所得税法第三十八条及び第六十六条の規定にかかるわらず、当該收入金額の百分の五に相当する金額とする。ただし、当該金額がそれぞれ次の各号に掲げる金額に満たないことが証明された場合には、当該各号に掲げる金額とする。

一 その土地等の取得に要した金額と改良費の額との合計額

二 その建物等の取得に要した金額と設備費及び改良費の額との合計額につき所得税法第三十八条第二項の規定を適用した場合に同項の規定により取得費とされる金額

三 規定により取得費とされる金額

四 第二項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、同条第二項本文中「山林」とあるのは第三十一条の二第一項に規定する土地等又は建物等(以下この項において「土地建物等」という。)と、同項ただし書中「山林」とあるのは「土地建物等」と読み替えるものとする。

(短期譲渡所得の課税の特例)

第三十二条 個人が、昭和四十五年一月一日から昭和五十年十二月三十一日までの間に、その有する土地等又は建物等の譲渡をした場合において、当該譲渡が所得税法第三十三条第一項(長期譲渡所得の課税の特例)の規定による所得税の額とする。

四 前二号に定めるもののほか、所得税法第一

譲渡所得については、同法第二十二条、第八十九条及び第九十一条並びに第百六十五条の規定にかかるわらず、他の所得と区分し、その年中の当該譲渡に係る譲渡所得の金額(同法第三項に規定する譲渡所得の金額とし、次項において除をしないで計算した金額とし、次項において準用する第三十二条第三項第二号の規定により適用される同法第六十九条から第七十二条までの規定の適用がある場合には、その適用後の金額とする。)とし、次号において「短期譲渡所得の金額」という。)に対し、次に掲げる金額のうちいずれか多い金額に相当する所得税を課する。

一 短期譲渡所得の金額(次項において準用する第三十二条第三項第二号の規定により適用される所得税法第七十二条から第八十七条までの規定の適用がある場合には、その適用後の金額とする。次号において「短期譲渡所得の金額」という。)の百分の四十に相当する金額(以下この項において「短期譲渡所得の金額」という。)と、同法第三十二条第三項第二号の規定により適用される所得税法第七十二条から第八十七条までの規定の適用がある場合には、その適用後の金額とする。次号において「短期譲渡所得の金額」という。)の百分の百十に相当する金額(以下この項において「短期譲渡所得の金額」という。)と、同法第三十二条第三項第二号の規定により適用される所得税法第七十二条から第八十七条までの規定の適用がないものとした場合に算出される所得税の額として政令で定めるところにより計算した金額の百分の百十に相当する金額

二 課税短期譲渡所得金額につきこの項の規定により取扱費とされる金額

三 第三十二条第二項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、同条第二項本文中「山林」とあるのは第三十一条の二第一項に規定する土地等又は建物等(以下この項において「土地建物等」という。)と、同項ただし書中「山林」とあるのは「土地建物等」と読み替えるものとする。

四 第三十二条第二項の規定は、前項の規定の適用がない場合について準用する。この場合において、同条第三項中「第三十二条第一項」とあるのは「第三十二条第一項」と、「長期譲渡所得の課税の特例」とあるのは「短期譲渡所得の課税の特例」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」とある。これは「第三十二条第一項」と、「長期譲渡所得の課税の特例」とあるのは「短期譲渡所得の課税の特例」とある。

五 第三十二条第三項の規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第三項中「第三十二条第一項」とあるのは「短期譲渡所得の金額」とある。これは「第三十二条第一項」と、「長期譲渡所得の課税の特例」とあるのは「短期譲渡所得の金額」とある。

六 第三十二条第三項の規定は、前項の規定の適用がない場合について準用する。この場合において、同条第三項中「第三十二条第一項」とあるのは「短期譲渡所得の金額」とある。これは「第三十二条第一項」と、「長期譲渡所得の課税の特例」とあるのは「短期譲渡所得の金額」とある。

七 第三十二条第三項の規定は、前項の規定の適用がない場合について準用する。この場合において、同条第三項中「第三十二条第一項」とあるのは「短期譲渡所得の金額」とある。これは「第三十二条第一項」と、「長期譲渡所得の課税の特例」とあるのは「短期譲渡所得の金額」とある。

つた場合においても、その提出又は記載がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類の提出があつた場合に限り、第一項又は第二項の規定を適用することができる。

第三十八条の十を第三十七条の五とし、同条の前に次の四款及び款名を加える。

第五款

(日本住宅公団等が行なう土地区画整理事業のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除)

(日本住宅公団等が行なう土地区画整理事業のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除)の譲渡所得の特別控除

第三十四条 個人が、その有する土地又は土地の上に存する権利(以下この条及び次条において「土地等」という。)を国、地方公共団体又は日本住宅公団(以下この条において「事業施行者」という。)が土地区画整理法による土地区画整理事業として行なう公共施設の整備改善又は宅地の造成に関する事業の用に供するために譲渡した場合には、その者がその年中に当該譲渡をした土地等の全部又は一部につき第三十五条、第三十七条又は第三十七条の四の規定の適用を受けた場合を除き、これらの全部の土地等の譲渡に対する第三十一条又は第三十二条の規定の適用を受ける場合は、次に定めるところによる。

一 第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の特別控除額は、同条第二項の規定にかかわらず、六百万円(次号の規定により適用される第三十二条第一項の規定の適用を受ける場合には、同項の規定により控除される金額を控除した金額)と当該土地等の譲渡に係る长期譲渡所得の金額とのいづれか低い金額とす

る。

二 第三十二条第一項第一号中「短期譲渡所得の金額」とあるのは、「短期譲渡所得の金額から六百万円(短期譲渡所得の金額のうち第三十四条第一項の規定に該当する土地等の譲渡に係る部分の金額が六百万円に満たない場合

には、当該土地等の譲渡に係る部分の金額)を控除した金額」とする。

前項の規定は、同項の規定の適用があるものとした場合においてもその年分の確定申告書を提出しなければならない者については、同項の規定の適用を受けようとする年分の確定申告書に、同項の規定の適用を受けようとする旨の記載があり、かつ、事業施行者から交付を受けた同項の土地等の買取りがあつたことを証する書類その他の大蔵省令で定める書類の添附がある場合に限り、適用する。

3 税務署長は、確定申告書の提出がなかつた場合又は前項の記載若しくは添附がない確定申告書の提出があつた場合においても、その提出又は記載若しくは添附がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類及び同項の大蔵省令で定める書類の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

4 事業施行者は、大蔵省令で定めるところにより、第一項の土地等の買取りに係る支払に関する調査を、その事業の施行に係る営業所、事業所その他の事業場の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

(特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除)

第三十四条の二 個人の有する土地等が特定住宅地造成事業等のために買取られる場合に該当するところとなつた場合には、その者がその年中にその該当することとなつた土地等の全部又は一部につき第三十五条、第三十七条又は第三十二

条の四の規定の適用を受ける場合には、同項の規定により控除される金額を控除した金額と当該土地等の譲渡に係る长期譲渡所得の金額とのいづれか低い金額とす

る。

二 第三十二条第一項第一号中「短期譲渡所得の金額」とあるのは、「短期譲渡所得の金額から六百万円(短期譲渡所得の金額のうち第三十四条第一項の規定に該当する土地等の譲渡に係る部分の金額が六百万円に満たない場合

には、当該第三十二条第一項の規定の適用を受ける場合には、同項の規定により控除される金額を控除した金額)と当該土地等の譲渡に係る长期譲渡所得の金額とのいづれか低い金額とする。

二 第三十二条第一項第一号中「短期譲渡所得の金額」とあるのは、「短期譲渡所得の金額から三百万円(短期譲渡所得の金額のうち第三十四条第一項の規定に該当する土地等の譲渡に係る部分の金額が三百万円に満たない場合

には、当該第三十二条第一項の規定の適用を受ける場合に限り、同項の規定により控除される金額を控除した金額)と当該土地等の譲渡に係る长期譲渡所得の金額とのいづれか低い金額とする。

四 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百二十四号)第六十九条第一項の規定により史跡として指定された土地が國又は地方公共団体に買い取られる場合

五 都市計画法第二十九条の許可を受けて、主として住宅建設の用に供する目的で行なわれる一団の宅地の造成に関する事業で、次に掲げる要件に該当するものとして都道府県知事が建設大臣の承認を受けて指定したもののに供するために買い取られる場合(昭和四十五年十二月三十一日までの間に買い取られる場合に限る。)

イ 都市計画法第四条第九項に規定する開発区域の面積が政令で定める面積以上であること。

ロ イに規定する開発区域内の道路、公園その他の公共の用に供する空地の面積の合計が当該開発区域の面積の百分の二十五以上

であり、かつ、学校その他の公益的施設の敷地が確保されていること。

ハ 当該事業により造成された宅地の処分予定価額が政令で定める金額以下であること。

二 第三十三条第一項第一号に規定する土地収用法等に基づく収用(同項第一号の買取り及び同条第三項第一号の使用を含む。)を行なう者によつて当該収用の対價に充てるため買取られる場合

三 都市計画法第五十六条第一項、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(昭和四十一年法律第一号)第十一条第一項、首都圏近郊緑地保全法(昭和四十一年法律第百一号)第十二条第一項、近畿圏の保全区域の整備に関する法律(昭和四十二年法律第百三十五号)第五条第三項又は公用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律(昭和四十二年法律第百十号)第九条第三項その他政令で定める法律の規定により買い取られる場合

四 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百二十四号)第六十九条第一項の規定により史跡として指定された土地が國又は地方公共団体に買い取られる場合

五 都市計画法第二十九条の許可を受けて、主として住宅建設の用に供する目的で行なわれる一団の宅地の造成に関する事業で、次に掲げる要件に該当するものとして都道府県知事が建設大臣の承認を受けて指定したもののに供するために買い取られる場合(昭和四十五年十二月三十一日までの間に買い取られる場合に限る。)

イ 都市計画法第四条第九項に規定する開発区域の面積が政令で定める面積以上であること。

第六款 居住用財産の譲渡所得の特別控除

第三十五条 個人が、その居住の用に供している家屋で政令で定めるものの譲渡をし、当該家屋とともにその敷地の用に供されている土地若しくは当該土地の上に存する権利の譲渡（譲渡所得の基因となる不動産等の貸付けを含む。以下次条までにおいて同じ。）をし、又は災害により滅失した当該家屋の敷地の用に供されていた土地若しくは当該土地の上に存する権利（建物又は堅固な構築物の敷地の用に供されているものを除く。）の譲渡をその災害のあつた日から一年以内にした場合（当該個人の配偶者その他当該個人と政令で定める特別の関係がある者に対する譲渡をした場合を除く。）には、これらの資産の全部又は一部につき第三十三条から第三十三条の四までの規定の適用を受ける場合及びその年の前年又は前前年ににおいて既にこの項の規定の適用を受けている場合を除き、これらの全部の資産の譲渡に対する第三十一条又は第三十二条の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の特別控除額は、同条第二項の規定にかかるらず、千万円（次号の規定により適用される場合には、同項の規定により控除される金額と同様の規定により控除される金額を控除所得の金額とのいずれか低い金額とする。）

二 第三十二条第一項第一号中「短期譲渡所得の金額」とあるのは、「短期譲渡所得の金額から千万円（短期譲渡所得の金額が千万円に満たない場合には、当該資産の譲渡に係る部分の金額）を控除した金額」とする。

前項の規定は、その適用を受けようとする者は

のうちの二以上の規定の適用があるときは、第三十二条第一項各号に掲げる金額は、当該二以上の規定及び前項の規定により適用される同条

第一項に規定する短期譲渡所得の金額を合計したところにより算定するものとする。

第七款 譲渡所得の特別控除額の特例

3 税務署長は、確定申告書の提出がなかつた場合又は前項の記載若しくは添附がない確定申告書の提出があつた場合においても、その提出又是記載若しくは添附がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類並びに同項の明細書及び大蔵省令で定める書類の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

第八款 特定の事業用資産の買換への場合等の譲渡所得の課税の特例

（特定の事業用資産の買換への場合の譲渡所得の課税の特例）

第三十七条 個人が、昭和四十五年一月一日から昭和五十年十二月三十一日までの間に、その有する資産（所得税法第二条第一項第十六号に規定するたな卸資産その他これに準ずる資産で政令で定めるものを除く。以下この条及び第三十七条の四において同じ。）で次の表の各号の上欄に掲げるもののうち事業（事業に準ずるものとして政令で定めるものを含む。以下第三十七条の四までにおいて同じ。）の用に供しているものの譲渡（譲渡所得の基因となる不動産等の貸付けを含むものとし、第三十二条から第三十三条の三までの規定に該当するもの及び贈与、交換

（譲渡所得の特別控除額の特例）

第三十六条 個人がその有する資産の譲渡をした場合において、その年中の当該資産の譲渡につき、第三十三条の四第一項及び前条第一項の規定の適用を受けるとき、これらの規定のいずれかと第三十四条第一項若しくは第三十四条の二第一項の規定との適用を受けるとき、又は第三十三条の四第一項及び第三十一条第一項（第三十三条の四第一項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項又は前条第一項の規定により適用される場合を除く。）の規定の適用を受けるときは、これらの規定により控除すべき金額は、通じて千二百万円の範囲内において、政令で定めるところにより計算した金額とする。

二 第三十二条第一項第一号中「短期譲渡所得の金額」とあるのは、「既成市街地等の内にある土地若しくは土地の上に存する権利（以下この表において「土地等」という。）の内にあって「土地等」という）、建物（その附属設備を含む。以下この表において同じ。）又は構築物（これらの資産のうち、第五号の上欄に掲げる資産にも該当するものを除く。）

イ 首都圈整備法（昭和三十一年法律第八十三号）第二条第三項に規定する既成市街地（近畿圏整備法（昭和三十八年法律第二十九号）第二条第三項に規定する既成都市区域）

のうちの二以上の規定の適用があるときは、第三十二条第一項各号に掲げる金額は、当該二以上の規定及び前項の規定により適用される同条

第一項に規定する短期譲渡所得の金額につき第三十三条の四第一項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、前条第一項又は第三十四条第一項、第三十四条の二第一項又は前条第一項の規定により適用される場合を除く。）の規定

又は出資によるものその他政令で定めるものを除く。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡の日の属する年の十二月三十日までに、当該各号の下欄に掲げる資産の取得（建設及び製作を含むものとし、贈与又は交換によるものその他政令で定めるものを除く。）において同じ。）をし、かつ、当該取得の日から一年以内に、当該取得をした資産（以下第三十七条の三までにおいて「買換資産」という。）を当該各号の下欄に規定する地域内に於ける当該個人の事業の用に供したとき（当該期間内に当該事業の用に供しなくなつたときを除く。）又は供する見込みであるときは、当該譲渡による収入金額が当該買換資産の取得価額以下である場合にあつては、当該譲渡に係る資産の譲渡がなかつたものとし、当該収入金額が当該取得価額をこえる場合にあつては、当該譲渡に係る資産のうちそのこえる金額に相当するものとして政令で定める部分の譲渡があつたものとして、第三十一条又は第三十二条の規定を適用する。

<p>ハ イ又はロに掲げる区域に類するものとして政令で定める区域</p> <p>二 大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第二条第二項に規定する指定地域（既成市街地等を除く。以下この号において「大気汚染地域」という。）内にある土地等、建物又は構築物で、同条第三項に規定するばい煙発生施設（これに類する施設で鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第二条第二項本文に規定する鉱山に設置されるものを含む。以下この号において「ばい煙発生施設等」という。）の移転又は廢棄に伴い譲渡をされるもの（これらの資産のうち第五号の上欄に掲げる資産にも該当するものを除く。）</p>	<p>三 騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）第三条第一項の規定により指定された地域（既成市街地等を除く。以下この号において「騒音規制地域」という。）内にある土地等、建物又は構築物で、同法第二条第一項に規定する特定施設（これに類する施設で鉱山保安法第一条第二項に規定する鉱山に設置されるものを含む。以下この号において「騒音発生施設」という。）の移転又は廢棄に伴い譲渡をされるもの（これらの資産のうち第五号の上欄に掲げる資産にも該当するものを除く。）</p>	<p>四 公共用水域の水質の保全に関する法律（昭和三十三年法律第八十一号）第五条第一項に規定する指定水域（以下この号において「指定水域」という。）に工場排水等の規制に関する法律（昭和三十三年法律第八八二号）第二条第二項に規定する污水等（以下この号において「污水等」という。）を排出する同項に規定する特定施設（これに類する施設で鉱業その他の政令で定める事業</p>	<p>既成市街地等以外の地域内にある第一号の下欄のイ又はロに掲げる資産で、污水等排出施設（指定水域に污水等を排出するものを除く。）の設置に伴い取得をされるものを除く。）</p>	<p>既成市街地等以外の地域内にある第一号の下欄のイ又はロに掲げる資産で、騒音規制の設置に伴い取得をされるものを除く。）</p>	<p>既成市街地等以外の地域内にある前号の下欄のイ又はロに掲げる資産で、ばい煙発生施設等の設置に伴い取得をされるもの</p>
---	--	---	--	--	--

<p>五 市街化区域又は既成市街地等の地域内にある農業又は林業の用に供される土地等、建物又は構築物</p> <p>六 次に掲げる区域（以下この号及び次号において「誘致区域」という。）以外の地域内にある土地等、建物又は構築物</p> <p>イ 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律第二条第六項に規定する工業団地造成事業により造成された敷地の区域</p> <p>ロ 流通業務市街地の整備に関する法律第四条第一項の規定による流通業務地区</p> <p>ハ イ又はロに掲げる区域に類するものとして政令で定める区域</p>	<p>既成市街地等以外の地域内にある第一号の下欄のイ又はロに掲げる資産で、騒音規制の設置に伴い取得をされるものを除く。）</p> <p>既成市街地等以外の地域内にある第一号の下欄のイ又はロに掲げる資産で、騒音規制の設置に伴い取得をされるものを除く。）</p> <p>既成市街地等以外の地域内にある第一号の下欄のイ又はロに掲げる資産で、騒音規制の設置に伴い取得をされるものを除く。）</p> <p>既成市街地等以外の地域内にある第一号の下欄のイ又はロに掲げる資産で、騒音規制の設置に伴い取得をされるものを除く。）</p>	<p>市街化区域及び既成市街地等以外の地域内にある次に掲げる資産で、当該個人の上欄に規定する事業の用に供されるもの</p> <p>イ 土地等</p> <p>ロ 土地等の取得に伴い取得をされる建物、構築物又は機械及び装置で、当該土地等において事業の用に供されるもの</p> <p>六 次に掲げる区域（以下この号及び次号において「誘致区域」という。）以外の地域内にある土地等、建物又は構築物</p> <p>イ 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律第二条第六項に規定する工業団地造成事業により造成された敷地の区域</p> <p>ロ 流通業務市街地の整備に関する法律第四条第一項の規定による流通業務地区</p> <p>ハ イ又はロに掲げる区域に類するものとして政令で定める区域</p>
<p>七 次に掲げる区域（以下この号において「新産業都市等」という。）及び誘致区域以外の地域内にある土地等、建物又は構築物</p> <p>イ 新産業都市建設促進法（昭和三十七年法律第八十七号）第三条第四項若しくは第四条第三項の規定により新産業都市の区域として指定された区域、工業整備特別地域整備促進法（昭和三十九年法律第一百四十六号）第二条第一項に規定する工業整備特別地域又は低開発地域工業開発促進法第二条第一項の規定により低開発地域工業開発地区として指定された地区</p>	<p>既成市街地等以外の地域内にある第一号の下欄のイ又はロに掲げる資産（農業又は林業の用に供されるものを除く。）</p>	<p>市街化区域及び既成市街地等以外の地域内にある次に掲げる資産（農業又は林業の用に供されるものを除く。）</p> <p>イ 土地等</p> <p>ロ 土地等の取得に伴い取得をされる建物、構築物又は機械及び装置で、当該土地等において事業の用に供されるもの</p> <p>七 次に掲げる区域（以下この号において「新産業都市等」という。）及び誘致区域以外の地域内にある土地等、建物又は構築物</p> <p>イ 新産業都市建設促進法（昭和三十七年法律第八十七号）第三条第四項若しくは第四条第三項の規定により新産業都市の区域として指定された区域、工業整備特別地域整備促進法（昭和三十九年法律第一百四十六号）第二条第一項に規定する工業整備特別地域又は低開発地域工業開発促進法第二条第一項の規定により低開発地域工業開発地区として指定された地区</p>

(これらの区域のうち政令で定める区域を除く。)

ロイに掲げる区域に類するものとして政令で定める区域

八 既成市街地等内にある土地等、建物又は構築物

九 既成市街地等内にある土地等、建物又は構築物で、当該土地等又は当該建物若しくは構築物の敷地の用に供されている土地等の上に地上階数四以上の建物を建築するために譲渡をされるもの

十 所得税法の施行地にある土地等、建物又は構築物で、次のイ及びロに該当するものイ 当該資産が当該個人により昭和四十一年一月一日以前に取得(建設を含む。ロにおいて同じ。)されたものであること。

ロ 当該資産が当該個人によりその取得の日から譲渡の日まで引き続き五年を経て所有されていること。

既成市街地等内にある上欄に規定する地上階数四以上の建物、当該建物の敷地の用に供されている土地等又はこれらの資産に係る構築物

既成市街地等内における事業の用に供される減価償却資産

既成市街地等内にある第五号の下欄のイ又はロに掲げる資産で、土地の計画的かつ効率的な利用に資するものとして政令で定める施策の実施に伴い、当該施策に従つて取得をされるもの

前項の規定を適用する場合において、その年中の買換資産のうち土地等があり、かつ、当該土地等をそれぞれ同項の表の各号の下欄ごとに区分し、当該区分ごとに計算した当該土地等に係る面積が、当該年中において譲渡をした当該各号の上欄に掲げる土地等に係る面積に政令で定める倍数を乗じて計算した面積をこえるときは、同項の規定にかかるわらず、当該買換資産である土地等のうちそのこえる部分の面積に対応するものは、同項の買換資産に該当しないものとする。

3 前二項の規定は、昭和四十五年一月一日から昭和五十年十二月三十一日までの間に第一項の

は、「政令で定めるところにより、当該譲渡に係る資産の譲渡がなかつたもの」と読み替えるものとする。

4 第一項及び第二項の規定は、昭和四十五年一月一日から昭和五十年十二月三十一日までの間に第一項の表の各号の上欄に掲げる資産で事業の用に供しているものの譲渡をした個人が、当該譲渡をした日の属する年の翌年中(前項に規定する政令で定めるやむを得ない事情があるため、当該翌年に当該各号の下欄に掲げる資産の取得をすることが困難である場合において、政令で定めるところにより税務署長の承認を受けたときは、当該資産の取得をすることができるものとして、当該翌年の十二月三十一日以後二年以内において当該税務署長が認定した日までの期間内。次条第二項第二号において同じ。)に当該各号の下欄に掲げる資産の取得をする見込みであり、かつ、当該取得の日から一年以内に当該取得をした資産を当該各号の下欄に規定する地域内にある当該個人の事業の用に供する見込みである場合において、大蔵省令で定めるところにより納税地の所轄税務署長の承認を受けたときについて準用する。この場合において、第一項中「取得価額」とあるのは、「税務署長の承認を受けた取得価額の見積額」と読み替えるものとする。

5 第一項(前二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定の適用を受けた場合には、第一項の資産の譲渡に係る第三十条第一項の規定の適用については、同項の課税長期譲渡所得金額は、同項に規定する長期譲渡所得の特別控除額の控除をしないで計算した金額とする。

6 第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする者の同項の譲渡をした日の属する年分の確定申告書に、同項の規定の適用を受けようとする旨の記載があり、かつ、当該譲渡をした資産の譲渡額、買換資産の取得価額又はその

見積額に関する明細書その他大蔵省令で定める書類の添附がある場合に限り、適用する。

7 税務署長は、確定申告書の提出がなかつた場合又は前項の記載若しくは添附がない確定申告書の提出があつた場合においても、その提出又是記載若しくは添附がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類並びに同項の明細書及び大蔵省令で定める書類の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

8 第三十三条第七項の規定は、第六項に規定する確定申告書を提出する者について準用する。この場合において、同条第七項中「代替資産」とあるのは、「買換資産」と読み替えるものとする。

9 第二項及び第五項から前項までに定めるもののか、第一項の譲渡をした資産が同項の表の二以上の号の上欄に掲げる資産に該当する場合における同項の規定により譲渡がなかつたものとされる部分の金額の計算その他同項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。(特定の事業用資産の買換との場合の更正の請求、修正申告等)

10 第三十七条の二 前条第一項の規定の適用を受けた者は、買換資産の取得をした日から一年以内に、当該買換資産を同項の表の各号の下欄に規定する地域内にある当該個人の事業の用に供しない場合又は供しなくなつた場合には、これら的事情に該当することとなつた日から四月以内に同項に規定する譲渡の日の属する年分の所得税についての修正申告書を提出し、かつ、当該期限内に当該申告書の提出により納付すべき税額を納付しなければならない。

2 前条第四項において準用する同条第一項の規定の適用を受けた者は、次の各号の一に該当する場合には、第一号に該当する場合で過大となつたときにつては、当該買換資産の取得をした日から四月以内に同条第四項に規定する譲渡

の日の属する年分の所得税についての更正の請求をすることができるものとし、同号に該当する場合で不足額を生ずることとなつたとき、又は第二号に該当するときにつては、当該買換資産の取得をした日又は同号に該当する事情が生じた日から四月以内に同項に規定する譲渡の日の属する年分の所得税についての修正申告書を提出し、かつ、当該期限内に当該申告書の提出により納付すべき税額を納付しなければならないものとする。

一 買換資産の取得をした場合において、その承認を受けた取得価額の見積額に対しても過不足額があるとき。

二 前条第四項に規定する譲渡の日の属する年の翌年中に買換資産の取得をせず、又は同項に規定する取得の日から一年以内に、買換資産を同項に規定する事業の用に供せず、若しくは供しなくなつた場合

3 第一項若しくは前項第二号の規定に該当する

場合又は同項第一号に規定する不足額を生ずることとなつた場合において、修正申告書の提出がないときは、納稅地の所轄稅務署長は、当該申告書に記載すべきであつた所得金額、所得税の額その他の事項につき國稅通則法第二十四条又は第二十六条の規定による更正を行なう。

4 第三十三条の五第三項の規定は、第一項又は

第二項の規定による修正申告書及び前項の更正について準用する。この場合において、同条第三項第一号及び第二号中「第一項に規定する提出期限」とあるのは第三十七条の二第一項又は第二項に規定する提出期限」と、同号中「第三十一条の五第一項」とあるのは第三十七条の二第一項又は第二項」と読み替えるものとする。

(買換に係る特定の事業用資産の譲渡の場合

(取得価額の計算等)

第三十七条の二 第三十七条第一項(同条第三項

及び第四項において準用する場合を含む。以下

この条において同じ。)の規定の適用を受けた者(前条第一項若しくは第一項の規定による修正申告書を提出し、又は同条第三項の規定による更正を受けたため、第三十七条第一項の規定による特例を認められることとなつた者を除く。)の買換資産に係る所得税法第四十九条第一項の規定による償却費の額を計算するとき、又は当該買換資産の取得の日以後その譲渡(譲渡所得の基因となる不動産等の貸付けを含む。)相続、遺贈若しくは贈与があつた場合において、譲渡所得の金額を計算するときは、政令で定めるところにより、当該買換資産の取得価額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる金額(第三十七条第一項の譲渡に要した費用があるときは、政令で定めるところにより計算した当該費用の金額を加算した金額)と

一 第三十七条第一項の譲渡による収入金額が買換資産の取得価額とよぶ場合

をした資産の取得価額等のうちそのこえる額

に対応する部分以外の部分の額として政令で

二 第三十七条第一項の譲渡による収入金額が買換資産の取得価額に等しい場合 当該譲渡をした資産の取得価額等に相当する金額

三 第三十七条第一項の譲渡による収入金額が買換資産の取得価額に満たない場合 当該譲

渡をした資産の取得価額等にその満たない額

を加算した金額に相当する金額

又は第二十六条の規定による更正を行なう。

第三十三条の五第三項の規定は、第一項又は

第二項の規定による修正申告書及び前項の更正について準用する。この場合において、同条第三項第一号及び第二号中「第一項に規定する提出期限」とあるのは第三十七条の二第一項又は第二項に規定する提出期限」と、同号中「第三十一条の五第一項」とあるのは第三十七条の二第一項又は第二項」と読み替えるものとする。

(特定の事業用資産を交換した場合の譲渡所得の課税の特例)

(第三十七条の四 個人が、昭和四十五年一月一日から昭和五十一年十二月三十日までの間に、そ

の有する資産で第三十七条第一項の表の各号の

金額が百万円に満たない場合には、当該残額又

は譲渡益に相当する金額)を控除した金額(当該

額に相当する金額と当該譲渡益に相当する金額と

がともにある場合には、これらの金額から、政令

で定めるところにより、あわせて百万円(これら

(第三十三条の二第一項第二号に規定する交換

その他政令で定める交換を除く。)をした場合

(当該交換に伴い交換取得資産の価額と交換譲

渡資産の価額との差額を補うために金銭を取得

し、又は支払った場合を含む)における前二条

の規定の適用については、次に定めるところに

よる。

一 当該交換譲渡資産は、当該個人が、その交

換の日において、同日における当該資産の価

額に相当する金額をもつて第三十七条第一項

の譲渡をしたものとみなす。

二 当該交換取得資産は、当該個人が、その交

換の日において、同日における当該資産の価

額に相当する金額をもつて第三十七条第一項

の取得をしたものとみなす。

第九款 その他の特例

第三十八条の十一第四項中「第三十六条第四項」

を「第三十七条の二第三項」に改め、同条第五項中

「第三十三条の三」を「第三十三条の五」に、「第三

十六条第四項」を「第三十七条の二第三項」に、「第三

三十八条の十一」を「第三十七条の六」に改め、同

条第六項中「第六十五条の九第一項」を「第六十五

条の十一第一項」に改め、同条を第三十七条の六

とする。

第三十八条の十二第一項中「第三十三条规定の二」を「第三十三条の四又は第三十四条

から第三十五条まで」に、「同法第三十二条又は

第三十二条の二まで及び第十四条から第十六条

までの規定は、適用しない。

(特定の事業用資産を交換した場合の譲渡所得の課税の特例)

(第三十七条の四 個人が、昭和四十五年一月一日から昭和五十一年十二月三十日までの間に、そ

の有する資産で第三十七条第一項の表の各号の

金額が百万円に満たない場合には、当該残額又

は同法第三十三条第三項に規定する譲渡益は、当

該資産の譲渡に係る当該残額又は譲渡益に相当す

る金額から百万円(当該残額又は譲渡益に相当す

る金額が百万円に満たない場合には、当該残額又

は譲渡益に相当する金額)を控除した金額(当該

額に相当する金額と当該譲渡益に相当する金額と

がともにある場合には、これらの金額から、政令

で定めるところにより、あわせて百万円(これら

(第三十三条の二第一項第二号に規定する交換

その他政令で定める交換を除く。)をした場合

(当該交換に伴い交換取得資産の価額と交換譲

渡資産の価額との差額を補うために金銭を取得

し、又は支払った場合を含む)における前二条

の規定の適用については、次に定めるところに

よる。

一 第三十九条第二項中「百万円」とあるのは、

「三百萬円」とする。

二 第三十二条第一項第一号中「短期譲渡所得

の金額」とあるのは、「短期譲渡所得の金額か

ら三百萬円(短期譲渡所得の金額が三百萬円

に満たない場合には、当該短期譲渡所得の金

額)を控除した金額」とする。

三 所得税法第三十二条第三項に規定する総收

入金額」とあるのは、「短期譲渡所得の金額が

三百萬円に満たない場合には、当該短期譲渡所得の金額を控除した金額」とする。

四 所得税法第三十三条第三項に規定する譲渡

益は、当該譲渡益に相当する金額から三百萬

円(当該譲渡益に相当する金額が三百萬円に

満たない場合には、当該譲渡益に相当する金

額)を控除した金額とする。

五 第三十八条の十二第六項中「第三十三条规定の二」を「第三十二条又は第三十三条の四又は

第三十四条から第三十五条まで」に、「同法第三十二条又は

第三十二条の二まで及び第十四条から第十六条

までの規定は、適用しない。

(特定の事業用資産を交換した場合の譲渡所得の課税の特例)

(第三十七条の四 個人が、昭和四十五年一月一日から昭和五十一年十二月三十日までの間に、そ

の有する資産で第三十七条第一項の表の各号の

金額が百万円に満たない場合には、当該残額又

は同法第三十三条第三項に規定する譲渡益は、当

該資産の譲渡に係る当該残額又は譲渡益に相当す

る金額から百万円(当該残額又は譲渡益に相当す

る金額が百万円に満たない場合には、当該残額又

は譲渡益に相当する金額)を控除した金額(当該

額に相当する金額と当該譲渡益に相当する金額と

がともにある場合には、これらの金額から、政令

で定めるところにより、あわせて百万円(これら

(第三十三条の二第一項第二号に規定する交換

その他政令で定める交換を除く。)をした場合

(当該交換に伴い交換取得資産の価額と交換譲

渡資産の価額との差額を補うために金銭を取得

し、又は支払った場合を含む)における前二条

の規定の適用については、次に定めるところに

よる。

一 第三十九条第二項を「前項」と改め、同項を同条第三項とし、同項の前に次の二項を加

え、同項を第三十九条とする。

2 前項の場合において、海外移住者の有する資

昭和四十四年三月二十八日 民議院会議録第十九号 租税特別措置法の一部を改正する法律案

産の譲渡について同項各号のうち二以上の号の規定の適用があるときは、同項各号の規定により控除すべき金額は、通じて三百万円の範囲内において、政令で定めるところにより計算した金額とする。

第四十一条の二第一項第二号を削り、同項第三号中「又は」を「若しくは」に改め、「充てられる」の下に「か、又は当該取得後において、契約により定められた預入期間(すえ置期間を含む。)若しくは信託期間が満了し、若しくは償還期限が到来する場合には、当該満了若しくは到来の時ににおいて次号の貸付金の返済に充てられる」を加え、同号を同項第二号とし、同項第四号中「相当する金額」を同項第二号とし、同項第四号中「相当する金額」の下に「当該金額が積立期間中に積立て等をした金額の二・五倍(積立て等をした金額を貸付金の返済に充てるものである場合には、三・五倍)に相当する金額をこえる場合には、当該二・五倍に相当する金額以上の金額」を加え、「第二号に規定する者」を「当該家屋若しくはその敷地を貯蓄取扱機関から取得する場合には、当該貯蓄取扱機関」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号中「二十年」を「十年」に改め、「耐火構造及び簡易耐火構造以外の家屋又はその敷地に係る貸付金について、十八年」を削り、「年七分五厘」を「政

大都市及びその周辺地域におけるガス供給設備の緊急かつ計画的な整備を促進するた

めに必要な工事で政令で定めるもの施行に伴つて取得し、又は建設される政令で定める供給設備

十 ガス事業法(昭和二十九年法律第五十
一号) 第二条第一項
に規定するガス事業
を営む法人

第四十三条规定の表の第七号の次に次の二号を加える。

八 電気事業法(昭和三十九年法律第百七十
号) 第二条第五項
に規定する電気事業
を営む法人

原子力発電の緊急かつ計画的な開発を推進するためには、必要な工事で政令で定めるもの施行に伴つて取得し、又は建設される原子力発電設備のうち原子炉、タービン、発電機その他の機械及び装置を営む法人

令で定める率」に改め、同号を同項第四号とし、同項第六号を同項第五号とし、同項第七号中「支払」の下に「若しくは貸付金の返済」を加え、同号を同項第六号とし、同項第八号を同項第七号とす。

第四十一条の九第一項並びに第四十一条の十一第一項及び第二項中「昭和四十四年十二月三十一日」を「昭和四十六年十二月三十一日」に改める。

第四十二条の十三中「昭和四十四年三月三十一日」を「昭和四十五年三月三十一日」に改める。

第四十三条第一項中「製作後」を「製作若しくは建設後」に、「製作して」を「製作し、若しくは建設して」に、「乗じて計算した金額をいう」を「乗じて計算した金額をいい、次の表の第八号に掲げる機械及び装置について当該計算した金額が当該取得価額の四分の一に相当する金額をこえる場合に、当該金額とする」に改め、同項の表の第一号

中「又は第十号」を「第八号又は第十二号」に改め、同表中第十号を第十二号とし、第九号を第十号とし、同表の第八号中「電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)第二条第一項に規定する一般電気事業」を前号に規定する電気事業に改め、同号を同表の第九号とし、同号の次に次の二号を加える。

第四十四条第一項中「建物」の下に「及びその附屬設備」を加える。

第四十五条の二の見出し中「中小企業構造改善促進計画」を「中小企業構造改善計画」に、「組合員」を「構成員」に改め、同条第一項中「昭和四十三年四月一日から昭和四十四年三月三十一日までの間に政令で定めるところにより中小企業構造改善促進計画を実施することについて承認を受けた商工組合その他の特別の法律により設立された法人で政令で定めるものを」を「昭和四十四年四月一日から昭和四十六年三月三十一日までの間に同法第五条の二第一項に規定する中小企業構造改善計画に係る承認を受けた同項に規定する商工組合等に、『といふ。』の組合員を「といふ。」の構成員に、「当該法人」を「当該法人」に、「会員の組合員」を「会員の構成員」とし、これらの者のうち当該中小企業構造改善計画を実施する者として政令で定めるものに限る。」に、「中小企業近代化促進法第三条第一項に規定する指定業種に属する事業で当該中小企業構造改善促進計画」を「同条第一項に規定する特定業種に属する事業で当該中小企業構造改善計画」に、「当該承認のあつた日以後一年以内の日を含む」を「当該承認のあつた日を含む事業年度からその事業年度開始の日以後五年を経過した日の前日を含む事業年度までの」に改める。

第四十六条第一項第三号を削る。

第四十六条の二第一項中「昭和四十四年三月三十日」を「昭和四十六年三月三十一日」に改め、「前条第一項第三号」、「第一項第一号若しくは第二号」及び「第一項第一号又は第二号」を削り、「同項」を「同条第一項」に改め、同条第三項第五号中「含む」の下に「。」次号において同じを加え、同号第六号中「前号に掲げる運送」を「前号に掲げる取引に該当するもの及び輸入貨物の運送」に改め、「ものとし、同号に規定する再運送契約に基づくものにあつては、当該再運送契約に基づくもののほか、同号に規定する用船契約に基づくものを含むものとする」を削り、同条第六項第七号中「又は

第四十五条第一項中「建物」の下に「及びその附屬設備」を加える。

第四十七条第二項、第四十九条第一項及び第五十条第一項中「昭和四十四年三月三十一日」を「昭和四十六年三月三十一日」に改める。

第四十八条第一項中「構造改善計画」を「構造改善促進計画」に改め、「建物」の下に「及びその附屬設備」を加える。

第五十条第一項中「構造改善計画」を「構造改善促進計画」に改め、「建物」の下に「及びその附屬設備」を加える。

第五十一条第一項中「構造改善計画」を「構造改善計画」に改め、「建物」の下に「及びその附屬設備」を加える。

第五十二条第一項中「構造改善計画」を「構造改善促進計画」に改め、「建物」の下に「及びその附屬設備」を加える。

第五十三条第一項中「構造改善計画」を「構造改善促進計画」に改め、「建物」の下に「及びその附屬設備」を加える。

第五十四条第一項中「構造改善計画」を「構造改善促進計画」に改め、「建物」の下に「及びその附屬設備」を加える。

第五十五条第一項中「構造改善計画」を「構造改善促進計画」に改め、「建物」の下に「及びその附屬設備」を加える。

第五十六条第一項中「昭和四十四年三月三十一日」を「昭和四十六年三月三十一日」に改める。

第五十七条第一項中「昭和四十四年三月三十一日」を「昭和四十六年三月三十一日」に改め、「前条第一項第三号」、「第一項第一号若しくは第二号」及び「第一項第一号又は第二号」を削り、「同項」を「同条第一項」に改め、同条第三項第五号中「含む」の下に「。」次号において同じを加え、同号第六号中「前号に掲げる運送」を「前号に掲げる取引に該当するもの及び輸入貨物の運送」に改め、「ものとし、同号に規定する再運送契約に基づくものにあつては、当該再運送契約に基づくもののほか、同号に規定する用船契約に基づくものを含むものとする」を削り、同条第六項第七号中「又は

第六号」を削り、「これらの号」を「同号又は同項第六号」に改める。

第四十七条第二項、第四十九条第一項及び第五十条第一項中「昭和四十四年三月三十一日」を「昭和四十六年三月三十一日」に改める。

第四十八条第一項中「構造改善計画」を「構造改善促進計画」に改め、「建物」の下に「及びその附屬設備」を加える。

第五十条第一項中「構造改善計画」を「構造改善促進計画」に改め、「建物」の下に「及びその附屬設備」を加える。

第五十一条第一項中「構造改善計画」を「構造改善促進計画」に改め、「建物」の下に「及びその附屬設備」を加える。

第五十二条第一項中「構造改善計画」を「構造改善促進計画」に改め、「建物」の下に「及びその附屬設備」を加える。

第五十三条第一項中「構造改善計画」を「構造改善促進計画」に改め、「建物」の下に「及びその附屬設備」を加える。

第五十四条第一項中「構造改善計画」を「構造改善促進計画」に改め、「建物」の下に「及びその附屬設備」を加える。

第五十五条第一項中「構造改善計画」を「構造改善促進計画」に改め、「建物」の下に「及びその附屬設備」を加える。

第五十六条第一項中「昭和四十四年三月三十一日」を「昭和四十六年三月三十一日」に改め、「前条第一項第三項」、「第一項第一号若しくは第二号」及び「第一項第一号又は第二号」を削り、「同項」を「同条第一項」に改め、同条第三項第五号中「構造改善計画」を「構造改善促進計画」に改め、「建物」の下に「及びその附屬設備」を加える。

第五十七条第一項中「構造改善計画」を「構造改善促進計画」に改め、「建物」の下に「及びその附屬設備」を加える。

第五十八条第一項中「構造改善計画」を「構造改善促進計画」に改め、「建物」の下に「及びその附屬設備」を加える。

第五十九条第一項中「構造改善計画」を「構造改善促進計画」に改め、「建物」の下に「及びその附屬設備」を加える。

第六十条第一項中「構造改善計画」を「構造改善促進計画」に改め、「建物」の下に「及びその附屬設備」を加える。

始する各事業年度において同項の規定の適用を受けた場合には、当該法人の当該各事業年度のうち最初にその適用を受けた事業年度以後の各事業年度において第五十条第一項に規定すること、これらの工事のために支出をした金額については、同項の規定は、適用しない。

第五十六条の五を第五十六条の六とし、第五十条の四の次に次の二条を加える。

(原子力発電工事償却準備金)

第五十六条の五 青色申告書を提出する法人で第四十三条第一項の表の第八号に規定するものが、各事業年度(解散(合併による解散を除く。)の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。)において、同号に規定する機械及び装置(以下この条において「発電設備」という。)の償却に係る費用に充てるため、同号に規定する工事ごとに、政令で定める期間内に当該発電設備の取得のために支出する金額の三分の一(当該金額のうち第十三条の三第三項第一号に規定する対外支払手段により支出するものとして政令で定める金額については、九分の一)に相当する金額(当該金額が当該支出する金額の四分の一に相当する金額をこえる場合には、当該四分の一に相当する金額)以下の金額を損金経理の方法(確定した決算において利益の処分により積立金として積み立てたとき)により原子力発電工事償却準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

前項の原子力発電工事償却準備金を積み立てている法人が同項の発電設備を取得してこれをその事業の用に供した場合において、当該発電設備につき第四十三条第一項又は同項に係る第五十二条の四第一項の規定の適用を受けるときは、その用に供した日において有する当該原子力発電工事償却準備金の金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

3 第一項の原子力発電工事償却準備金を積み立てている法人の同項の発電設備を取得してこれをその事業の用に供した日を含む事業年度後の各事業年度終了の日において、前事業年度から繰り越された原子力発電工事償却準備金の金額(前事業年度終了の日までに前項又はこの項の規定により益金の額に算入された金額がある場合には、これらの金額を控除した金額。以下この条において同じ。)がある場合には、当該原子力発電工事償却準備金の金額については、当該発電設備を事業の用に供した日を含む事業年度の翌事業年度開始の日ににおける原子力発電工事償却準備金の金額に相当する。この場合においてこれを百二十で除して計算した金額(当該計算した金額が前事業年度から繰り越された原子力発電工事償却準備金の金額をこえる場合には、当該金額)に相当する金額を、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

4 第一項の原子力発電工事償却準備金を積み立てている法人が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に掲げる金額に相当する金額は、その該当することとなつた日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一 解散した場合 当該解散の日ににおける原子力発電工事償却準備金の金額(合併により解散した場合において合併法人に引き継がれたものを除く。)

二 前二項、前号及び次項の場合以外の場合において原子力発電工事償却準備金の金額を取扱いとした場合 その取り扱いした日における原子力発電工事償却準備金の金額のうちそ

れの取り扱いした金額に相当する金額

5 第一項の原子力発電工事償却準備金を積み立てている法人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合には、その承認の取

6 第三項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

7 第五十三条第七項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

8 第五十四条第八項から第十項までの規定は、第一項の原子力発電工事償却準備金を積み立てている法人が合併した場合について準用する。この場合において、同条第十項中「第二項」とあるのは、「第五十六条の五第三項」と読み替えるものとする。

9 第五十三条の二第一項(同法第八十九条の二第三項、第九十六条及び第九十六条の四において準用する場合を含む。)に規定する清算金(同法第五十三条の二第一項(同法第八十九条の二第三項、第九十六条及び第九十六条の四において準用する場合を含む。)の規定により換地又は当該権利の目的となるべき土地若しくはその部分を定められなかつたことにより支払われるものを除く。)に改める。

第六十四条の二第一項中「経過した日」を「経過する日」に改め、同条第四項後段を削り、同項第二号中「経過した日」を「経過する日」に改め、同条第五項中「第二項又は前項後段」を「又は第二項」に改め、同条中第七項を削り、第八項を第七項とする。

第六十四条の二第一項中「経過した日」を「経過する日」に改め、同条第四項後段を削り、同項第二号中「経過した日」を「経過する日」に改め、同条第五項中「第二項又は前項後段」を「又は第二項」に改め、同条中第七項を削り、第八項を第七項とする。

第六十五条第一項中「清算金(以下次条まで)を「清算金(以下この条)に、「取得した資産(以下次条まで)を「取得した資産(以下この条)に、「第三十一条第一項第一号」を「第三十三条规定第一号」に、「及び第六十五条の三」を「及び次条」に改める。

第六十五条の二を削る。

第六十五条の三第一項中「第六十五条」を「前条」に、「含む。」を「含むもの」とし、土地等につき土地区画整理法による土地区画整理事業又は土地改良法による土地改良事業が施行された場合において、当該土地等に係る換地処分により土地等、清算金又は土地等及び清算金を取得するときを除く。」に、「当該法人が収用換地等」を「当該法人が收用換地等」を

用等又は換地処分等(以下この条において「収用換地等」という。)に、「その該当することとなつた資産の全部につき」を「収用換地等により譲渡した資産(換地処分により土地等を譲渡して土地等又は土地等及び清算金を取得した場合には、当該譲渡した土地等のうち当該取得した土地等の価額に対応する部分として政令で定める部分を除く。次項において同じ。)のいずれについても」に、「この項又は第六項」を「この項、次項又は第七項」に改め、「以下この項において「特別控除額」といふ。及び(そのこえる部分の金額が当該特別控除額をこえる場合には、その差額の二分の一に相当する金額を加算した金額)を削り、同条第八項を削り、同条第七項中「第二項から第四項まで」を「第三項から第五項まで」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第六十四条の二第四項前段」を「第六十四条の二第四項」に、「第六十五条」を「前条に、「該当することとなつたもの」を「該当する」ととつたもの(換地処分により土地等を譲渡して土地等又は土地等及び清算金を取得した場合には、当該譲渡した土地等のうち当該取得した土地等の価額に対応する部分として政令で定める部分を除く。)に、「当該資産の全部につき」を「当該資産のいづれについても」に、「又はこの項を」「第二項又はこの項」に改め、「以下この項において特別控除額」という。及び(当該該当することとなつた特別勘定残額が当該特別控除額をこえる場合には、その差額の二分の一に相当する金額を加算した金額)を削り、同項を同条第七項とし、同条第五項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、「同項」を「これら」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同項の前に次の一項を加える。

2 法人が、その有する土地等につき土地区画整

理法による土地区画整理事業又は土地改良法による土地改良事業が施行された場合において、当該土地等に係る換地処分により清算金(第六十四条第一項第三号に規定する清算金)を以てこの項において同じ。)又は土地等及び清算金を取得した場合には、当該譲渡した土地等の譲渡直前の帳簿価額のうち当該清算金の額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額と当該譲渡した土地等の譲渡に要した経費で当該清算金に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額との合計額をこえ、かつ、当該法人が当該事業年度のうち同一の年に属する期間中に収用換地等により譲渡した資産のいづれについても第六十四条から前条までの規定の適用を受けないときは、そのこえる部分の金額と千二百万円(当該譲渡の日の属する年における収用換地等により取得した補償金等の額又は交換取得資産の価額につき、前項との項又は第七項の規定により損金の額に算入した、又は損金の額に算入する金額があるときは、当該金額を控除した金額)とのいづれか低い金額を当該譲渡の日を含む事業年度に入する。第六十五条の三第九項中「第二項から第五項まで及び第七項」を「第三項から第六項まで及び第八項」に改め、「又は第六項」を「第二項又は第七項」に改め、同項を同条第十項とし、同項の前に次の一項を加え、同条を第六十五条の二とする。

9 第一項、第二項又は第七項の規定の適用を受ける法人のこれららの規定により損金の額に算入された金額は、法人税法第二条第二十一号に規定するたな倒資産に該当するものを除く。以下この条及び次条において「土地等」という。第六十五条の三 法人(清算中の法人を除く。次条において同じ。)が、その有する土地又は土地の上に存する権利(法人税法第二条第二十一号に規定するたな倒資産に該当するものを除く。以下この条及び次条において「土地等」という。)を国、地方公共団体又は日本住宅公団(以下この条において「事業施行者」という。)が土地区画整理法による土地区画整理事業として行なう公共施設の整備改善又は宅地の造成に関する事業の用に供するため譲渡した場合において、当該法人が当該譲渡により取得した対価の額又は資産(以下この項において「交換取得資産」という。)の価額(当該譲渡により取得した交換取得

の九第一項中「経過した日」を「経過する日」に改め、同条を第六十五条の十一とする。

第六十五条の八第一項及び第四項第二号中「経過した日」を「経過する日」に改め、同条第六項中「第六十五条の四第七項」を「前条第四項」に改め、同条を第六十五条の十とする。

第六十五条の七第一項中「第六十五条の九」を「第六十五条の十一」に、「土地等」を「土地又は土地の上に存する権利(以下第六十五条の十一までにおいて「土地等」という。)」に改め、同条第四項を次のよろに改め、同条を第六十五条の九とする。

4 第一項の規定の適用を受けた土地等について法人税に関する法令の規定を適用する場合には、同項の規定により各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額は、当該土地等の取得価額に算入しない。

第三章第六節中第一款の款名及び第六十五条の四から第六十五条の六までを削り、第一款の次に四款及び款名を加える。

2 前項の規定は、確定申告書等に同項の規定により損金の額に算入される金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該確定申告書等にその損金の額に算入される金額の計算に関する明細書及び事業施行者から交付を受けた同項の土地等の買取りがあり、かつ、当該確定申告書等の提出があつた場合においても、その他の大蔵省令で定める書類の添附がある場合に限り、適用する。

3 税務署長は、前項の記載又は添附がない確定申告書等の提出があつた場合においても、その記載又は添附がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類並びに同項の明細書及び大蔵省令で定める書類の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

4 事業施行者は、大蔵省令で定めるところにより、第一項の土地等の買取りに係る支払に関する調書を、その事業の施行に係る営業所、事業所その他の事業場の所在地の所轄税務署長に提

出しなければならない。

第一項の規定の適用を受けた法人の同項の規定により損金の額に算入された金額は、法人税法第二条第十八号の規定の適用については同号イ(1)に規定する所得の金額に、同法第六十七条第二項及び第三項の規定の適用についてはこれらの規定に規定する所得等の金額にそれぞれ含まれるものとする。

(特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除)

第六十五条の四 法人の有する土地等が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合において、当該法人が当該各号に該当することとなつた土地等の譲渡により取得した対価の額又は資産(以下この項において「交換取得資産」といふ。)の価額(当該譲渡により取得した交換取得資産の価額がその譲渡した土地等の価額をこえる場合において、その差額に相当する金額を当該譲渡に際して支出したときは、当該差額に相当する金額を控除した金額)が、当該譲渡した土地等の譲渡直前の帳簿価額と当該譲渡した土地等の譲渡に要した経費で当該対価又は交換取得資産に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額との合計額をこえ、かつ、当該法人が当該事業年度のうち同一の年に属する期間中にその該当することとなつた土地等のいずれについても第六十五条の六から第六十五条の八までの規定の適用を受けないときは、そのこえる部分の金額と三百万円(当該譲渡の日の属する年における譲渡により取得した対価の額又は交換取得資産の価額につき、この項の規定により損金の額に算入した、又は損金の額に算入する金額があるときは、当該金額を控除した金額)とのいすれか低い金額を当該譲渡の日を含む事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一 都市計画法第八条第一号の用途地域に関する都市計画が定められた地域その他のこと。

昭和四十四年三月二十八日 衆議院会議録第十九号

租税特別措置法の一部を改正する法律案

れに準ずる地域として政令で定める地域内において、地方公共団体(その設立に係る団体で政令で定めるものとしむ。第四号において同じ。)、日本住宅公団、地方住宅供給公社又は日本労働者住宅協会が行なう当該地域の用途の区分に応じた一団地(その面積が十ヘクタール以上のものに限る。)の宅地造成のため買い取られる場合(第六十四条第一項第二号、第六十五条第一項第一号又は前条第一項の規定の適用がある場合を除く。)

二 第六十四条第一項第一号に規定する土地収用法等に基づく收用(同項第二号の買取り及び同条第二項第一号の使用を含む。)を行なう者によつて当該收用の対價に充てるため買い取られる場合

三 都市計画法第五十六条第一項、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第十一条第一項、首都圏近郊緑地保全法第十二条第一項、近畿圏の保全区域の整備に関する法律第十三条第一項、防衛施設周辺の整備等に関する法律第五条第三項又は公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律第九条第三項その他の政令で定める法律の規定により買取られる場合

四 文化財保護法第六十九条第一項の規定により史跡として指定された土地が国又は地方公共団体に買い取られる場合

五 都市計画法第二十九条の許可を受けて、主として住宅建設の用に供する目的で行なわれる一団の宅地の造成に関する事業で、次に掲げる要件に該当するものとして都道府県知事が建設大臣の承認を受けて指定したものに供するため買い取られる場合(昭和四十五年十二月三十一日までの間に買い取られる場合に限る。)

イ 都市計画法第四条第九項に規定する開発

ロ イに規定する開発区域内の道路、公園その他の公共の用に供する空地の面積の合計

が当該開発区域の面積の百分の二十五以上であり、かつ、学校その他の公益的施設の敷地が確保されていること。

ハ 当該事業により造成された宅地の処分予定価額が政令で定める金額以下であること。

ニ その他の政令で定める要件

2 前条第二項、第三項及び第五項の規定は、前項の規定を適用する場合について、同条第四項の規定は、前項各号の買取りをする者について、それぞれ準用する。この場合において、同条第二項中「事業実行者」とあるのは、「次条第一項各号の買取りをする者」と読み替えるものとする。

第三款 資産の譲渡に係る特別控除額の特例

(資産の譲渡に係る特別控除額の特例)

第六十五条の五 法人がその有する資産の譲渡をした場合において、当該譲渡の日の属する年ににおけるその資産の譲渡につき第六十五条の二第一項、第二項又は第七項の規定と第六十五条の三第一項又は前条第一項の規定との適用を受け、これらの規定により損金の額に算入した、又は損金の額に算入する金額の合計額が一千二百萬円をこえるときは、これらの規定にかかるわらはず、そのこえる部分の金額は、各事業年度の所 得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

第四款 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例

一 次に掲げる区域(政令で定める区域を除く。以下この表において「既成市街地等」という。)内にある土地若しくは土地の上に存する権利(以下次条までにおいて「土地等」)

譲 渡 資 產	買 換 資 產
既成市街地等以外の地域内(法人税法の施行地内に限る。以下この表において同じ。)にある次に掲げる資産	既成市街地等以外の地域内(法人税法の施行地内に限る。以下この表において同じ。)にあ
イ 土地等(農業又は林業の用に供されるも	する権利(以下次条までにおいて「土地等」)

(特定の資産の買換えの場合の課税の特例)

第六十五条の六 法人(清算中の法人を除く。以下この款において同じ。)が、昭和四十五年四月一日から昭和五十一年三月三十一日までの間に、その有する資産(法人税法第二条第二十一号に規定するたな卸資産を除く。以下この款において同じ。)で次の表の各号の上欄に掲げるもの譲渡をした場合において、当該譲渡の日を含む事業年度において、当該各号の下欄に掲げる資産の取得をし、かつ、当該取得の日から一年以内に、当該取得をした資産(以下次条までにおいて「買換資産」という。)を当該各号の下欄に規定する地域内にある当該法人の事業の用に供したとき(当該事業年度において当該事業の用に供しなくなつたときを除く。次条第二項において同じ。)又は供する見込みであるときは、当該買換資産につき、その圧縮基礎取得価額に差益割合を乗じて計算した金額(以下この項において「圧縮限度額」という。)の範囲内でその帳簿価額を減額することに代えてその圧縮限度額以下の金額を損金経理により引当金勘定に繰り入れる方法(当該買換資産のうちその償却額が各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されるもの以外のものについては、その確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。)により経理したときに限り、その減額し、又は経理した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

五三五

	<p>といふ)、建物(その附属設備を含む。以下この表において同じ)又は構築物(これらの資産のうち、第五号の上欄に掲げる資産にも該当するものを除く。) イ 首都圏整備法第二条第三項に規定する既成市街地</p> <p>ロ 近畿圏整備法第二条第三項に規定する既成都市区域</p> <p>ハ イ又はロに掲げる区域に類するものとして政令で定める区域</p>
二	<p>一 大気汚染防止法第二条第二項に規定する指定地域(既成市街地等を除く。以下この号において「大気汚染地域」という。)内にある土地等、建物又は構築物で、同条第三項に規定するばい煙発生施設(これに類する施設で鉱山保安法第一条第二項本文に規定する鉱山に設置されるものを含む。以下この号において「ばい煙発生施設等」という。)の移転又は廃棄に伴い譲渡をされるもの(これららの資産のうち第五号の上欄に掲げる資産にも該当するものを除く。)</p>
三	<p>騒音規制法第三条第一項の規定により指定された地域(既成市街地等を除く。以下この号において「騒音規制地域」という。)内にある土地等、建物又は構築物で、同法第二条第一項に規定する特定施設(これに類する施設で鉱山保安法第二条第二項に規定する鉱山に設置されるものを含む。以下この号において「騒音発生施設」という。)の移転又は廃棄に伴い譲渡をされるもの(これらの資産のうち第五号の上欄に掲げる資産にも該当するものを除く。)</p>
四	<p>公共用水域の水質の保全に関する法律第五条第一項に規定する指定水域(以下この号において「指定水域」という。)に工場排水等の規制に関する法律第一条第一項に規定</p>
五	<p>市街化区域及び既成市街地等以外の地域内にある前号の下欄のイ又はロに掲げる資産で、ばい煙発生施設等の設置に伴い取得をされるもの</p>

	<p>六 次に掲げる区域(以下この号及び次号において「誘致区域」という。)以外の地域内にある土地等、建物又は構築物</p> <p>イ 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律第二条第六項に規定する工業団地造成事業により造成された敷地の区域</p> <p>ロ 流通業務市街地の整備に関する法律第四条第一項の規定による流通業務地区</p> <p>ハ イ又はロに掲げる区域に類するものとして政令で定める区域</p>
七	<p>七 次に掲げる区域(以下この号において「新産業都市等」という。)及び誘致区域以外の地域内にある土地等、建物又は構築物</p> <p>イ 新産業都市建設促進法第三条第四項若しくは第四条第三項の規定により新産業都市の区域として指定された区域、工業整備特別地域整備促進法第二条第一項に規定する工業整備特別地域又は低開発地域工業開発促進法第二条第一項の規定に</p>
	<p>する汚水等(以下この号において「汚水等」という。)を排出する同項に規定する特定施設(これに類する施設で鉱業その他他の政令で定める事業の用に供するものを含む。以下この号において「汚水等排出施設」という。)の移転又は廃棄に伴い譲渡をされる土地等、建物又は構築物(これらの資産のうち既成市街地等内にあるもの及び次号の上欄に掲げる資産にも該当するものを除く。)</p>
	<p>のにつつては、都市計画法第七条第一項の市街化区域と定められた区域(第五号において「市街化区域」という。)以外の地域内にあるものに限る。) ロ イに掲げる土地等の取得に伴い取得をされる建物、構築物又は機械及び装置で、当該土地等において事業の用に供されるもの</p>

より低開発地域工業開発地区として指定された地区（これらの区域のうち政令で定める区域を除く。）	イに掲げる区域に類するものとして政令で定める区域
八 既成市街地等内にある土地等、建物又は構築物	既成市街地等内にある第五号の下欄のイ又はロに掲げる資産で、土地の計画的かつ効率的な利用に資するものとして政令で定める施設の実施に伴い、当該施設に従つて取得をされるもの
九 既成市街地等内にある土地等、建物又は構築物で、当該土地等又は当該建物若しくは構築物の敷地の用に供されている土地等の上に地上階数四以上の建物を建築するために譲渡をされるもの	既成市街地等内にある上欄に規定する地上階数四以上の建物、当該建物の敷地の用に供されている土地等又はこれらの資産に係る構築物
十 法人税法の施行地にある土地等、建物又は構築物で、次のイ及びロに該当するものイ 当該資産が当該法人により昭和四十四年一月一日前に取得（建設を含む。）において同じ。）をされたものであること。	法人税法の施行地において事業の用に供される減価償却資産
ロ 当該資産が当該法人によりその取得の日から譲渡の日まで引き続き五年を経て所有されていること。	法人税法の施行地において事業の用に供される減価償却資産
3 第一項に規定する場合において、当該事業年度の買換資産（次項の規定により買換資産とみなされた資産を含む。）のうちに土地等があり、かつ、当該土地等をそれぞれ前項の表の各号の下欄ごとに区分し、当該区分ごとに計算してある面積が、当該事業年度において譲渡をした当該各号の上欄に掲げる土地等に係る面積に政令で定める倍数を乗じて計算した面積をこえるときは、同項の規定にかかるず、当該買換資産である土地等のうちそのころ部分の面積に対応するものは、同項の買換資産に該当しないものとする。	第一項に規定する場合において、当該法人が、その有する資産で同項の表の各号の上欄に掲げるものの譲渡をした日を含む事業年度開始の日前一年（工場等の建設に要する期間が通常一年をこえることその他の政令で定めるやむを得ない事情がある場合には、政令で定める期間）以内に当該各号の下欄に掲げる資産の取得をし、かつ、当該取得の日から一年以内に、当該取得をした資産を当該各号の下欄に規定する地域内にある当該法人の事業の用に供したとき（当該事業年度終了の日と当該取得の日から一年を経過する日とのいずれか早い日までに当該
4 第一項の規定の適用を受けた法人が、買換資産の取得をした日から一年以内に、当該買換資産を同項の規定に該当する買換資産とみなして同項の規定の適用を受けることができる。	第一項の規定の適用を受けた法人が、買換資産を同項の表の各号の下欄に規定する地域内におけるある当該法人の事業の用に供しない場合又は供しなくなった場合には、政令で定めるところにより、当該買換資産につき同項の規定により損金の額に算入された金額に相当する金額は、当該取得の日から一年を経過する日又はその供しないとなつた日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。
5 第一項の規定は、確定申告書等に同項の規定により損金の額に算入される金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該確定申告書等にその損金の額に算入される金額の計算に関する明細書その他大蔵省令で定める書類の添附がある場合に限り、適用する。	第一項の規定は、確定申告書等に同項の規定により損金の額に算入される金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該確定申告書等にその損金の額に算入される金額の計算に関する明細書その他大蔵省令で定める書類の添附がある場合に限り、適用する。
6 税務署長は、前項の記載又は添附がない確定申告書等の提出があつた場合においても、その記載又は添附がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類並びに同項の明細書及び大蔵省令で定める書類の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。	税務署長は、前項の記載又は添附がない確定申告書等の提出があつた場合においても、その記載又は添附がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類並びに同項の明細書及び大蔵省令で定める書類の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。
7 第一項の規定の適用を受けた資産については、第四十三条から第四十五条まで及び第四十七条から第五十一条の二まで並びにこれらの規定に係る第五十二条の四第一項の規定は、適用しない。	第一項の規定の適用を受けた資産について二、取得には、第一項の表の第十号の場合を除き、建設及び製作を含むものとし、贈与、交換又は出資によるものその他政令で定めるものを含まないものとする。
8 第一項の規定の適用を受けた買換資産について法人税に関する法令の規定を適用する場合に規定により各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額（第四項の規定により各事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入された金額を除く。）は、当該買換資産の取得価額に算入しない。	第一項の規定の適用を受けた買換資産について法人税に関する法令の規定を適用する場合に規定により各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額（第四項の規定により各事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入された金額を除く。）は、当該買換資産の取得価額に算入しない。
9 第二項から前項までに定めるもののほか、第一項の譲渡をした資産が同項の表の一以上の号の上欄に掲げる資産に該当する場合における同項の規定により損金の額に算入される金額の計算その他の同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。	第二項から前項までに定めるもののほか、第一項の譲渡をした資産が同項の表の一以上の号の上欄に掲げる資産に該当する場合における同項の規定により損金の額に算入される金額の計算その他の同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。
10 この条及び次条における用語については、次に定めるところによる。	この条及び次条における用語については、次に定めるところによる。
より低開発地域工業開発地区として指定された地区（これらの区域のうち政令で定める区域を除く。）	イに掲げる区域に類するものとして政令で定める区域
八 既成市街地等内にある土地等、建物又は構築物	既成市街地等内にある第五号の下欄のイ又はロに掲げる資産で、土地の計画的かつ効率的な利用に資するものとして政令で定める施設の実施に伴い、当該施設に従つて取得をされるもの
九 既成市街地等内にある土地等、建物又は構築物で、当該土地等又は当該建物若しくは構築物の敷地の用に供されている土地等の上に地上階数四以上の建物を建築するために譲渡をされるもの	既成市街地等内にある上欄に規定する地上階数四以上の建物、当該建物の敷地の用に供されている土地等又はこれらの資産に係る構築物
十 法人税法の施行地にある土地等、建物又は構築物で、次のイ及びロに該当するものイ 当該資産が当該法人により昭和四十四年一月一日前に取得（建設を含む。）において同じ。）をされたものであること。	法人税法の施行地において事業の用に供される減価償却資産
ロ 当該資産が当該法人によりその取得の日から譲渡の日まで引き続き五年を経て所有されていること。	法人税法の施行地において事業の用に供される減価償却資産
3 第一項に規定する場合において、当該法人が、その有する資産で同項の表の各号の上欄に掲げるものの譲渡をした日を含む事業年度開始の日前一年（工場等の建設に要する期間が通常一年をこえることその他の政令で定めるやむを得ない事情がある場合には、政令で定める期間）以内に当該各号の下欄に掲げる資産の取得をし、かつ、当該取得の日から一年以内に、当該取得をした資産を当該各号の下欄に規定する地域内にある当該法人の事業の用に供したとき（当該事業年度終了の日と当該取得の日から一年を経過する日とのいずれか早い日までに当該	第一項に規定する場合において、当該法人が、その有する資産で同項の表の各号の上欄に掲げるものの譲渡をした日を含む事業年度開始の日前一年（工場等の建設に要する期間が通常一年をこえることその他の政令で定めるやむを得ない事情がある場合には、政令で定める期間）以内に当該各号の下欄に掲げる資産の取得をし、かつ、当該取得の日から一年以内に、当該取得をした資産を当該各号の下欄に規定する地域内におけるある当該法人の事業の用に供しない場合又は供しなくなった場合には、政令で定めるところにより、当該買換資産につき同項の規定により損金の額に算入された金額に相当する金額は、当該取得の日から一年を経過する日又はその供しないとなつた日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。
4 第一項の規定の適用を受けた法人が、買換資産の取得をした日から一年以内に、当該買換資産を同項の規定に該当する買換資産とみなしして同項の規定の適用を受けることができる。	第一項の規定の適用を受けた法人が、買換資産を同項の表の各号の下欄に規定する地域内におけるある当該法人の事業の用に供しない場合又は供しなくなった場合には、政令で定めるところにより、当該買換資産につき同項の規定により損金の額に算入された金額に相当する金額は、当該取得の日から一年を経過する日又はその供しないとなつた日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。
5 第一項の規定は、確定申告書等に同項の規定により損金の額に算入される金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該確定申告書等にその損金の額に算入される金額の計算に関する明細書その他大蔵省令で定める書類の添附がある場合に限り、適用する。	第一項の規定は、確定申告書等に同項の規定により損金の額に算入される金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該確定申告書等にその損金の額に算入される金額の計算に関する明細書その他大蔵省令で定める書類の添附がある場合に限り、適用する。
6 税務署長は、前項の記載又は添附がない確定申告書等の提出があつた場合においても、その記載又は添附がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類並びに同項の明細書及び大蔵省令で定める書類の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。	税務署長は、前項の記載又は添附がない確定申告書等の提出があつた場合においても、その記載又は添附がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類並びに同項の明細書及び大蔵省令で定める書類の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。
7 第一項の規定の適用を受けた資産については、第四十三条から第四十五条まで及び第四十七条から第五十一条の二まで並びにこれらの規定に係る第五十二条の四第一項の規定は、適用しない。	第一項の規定の適用を受けた資産について二、取得には、第一項の表の第十号の場合を除き、建設及び製作を含むものとし、贈与、交換又は出資によるものその他政令で定めるものを含まないものとする。
8 第一項の規定の適用を受けた買換資産について法人税に関する法令の規定を適用する場合に規定により各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額（第四項の規定により各事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入された金額を除く。）は、当該買換資産の取得価額に算入しない。	第一項の規定の適用を受けた買換資産について法人税に関する法令の規定を適用する場合に規定により各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額（第四項の規定により各事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入された金額を除く。）は、当該買換資産の取得価額に算入しない。

譲渡に係る対価の額（当該事業年度において譲渡をした当該資産が二以上ある場合にあれば、これらの資産の当該譲渡により取得した対価の額の合計額とし、当該事業年度における当該譲渡に係る対価の額の一部に相当する金額をもつて取得した当該各号に係る他の買換資産で同項の規定の適用を受けたものがある場合には、当該他の買換資産の取得価額に相当する金額を控除した金額とする。）

四 「差益割合」とは、次のイに掲げる金額のうちによく掲げる金額の占める割合をいう。

イ 当該事業年度において譲渡をした第一項の表の上欄に掲げる資産の当該譲渡に係る対価の額（当該資産が二以上ある場合は、これららの資産の当該譲渡に係る対価の額の合計額）

ロ イに掲げる金額からイに規定する資産の当該譲渡の直前の帳簿価額（当該資産が二以上ある場合には、これらの資産の当該譲渡の直前の帳簿価額の合計額とし、当該資産の当該譲渡の直前の帳簿価額の合計額とし、当該資産の当該譲渡に要した経費がある場合には、当該経費の額を加算した金額とする。）

（特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例）

第六十五条の七 法人が、昭和四十五年四月一日から昭和五十一年三月三十日までの間に、そ

の有する資産で前条第一項の表の各号の上欄に掲げるもの譲渡をした場合において、当該譲渡をした日を含む事業年度の翌事業年度開始の日から同日以後一年を経過する日までの期間（同条第二項に規定する政令で定めるものがあるため、当該各号の下欄に掲げるものの譲渡をした場合において、当該譲渡をした日を含む事業年度の翌事業年度開始の日から同日以後一年を経過する日までの期間）において、当該譲渡に係る対価の額の合計額をもつて当該事業年度の所得の金額の計算上と読み替えるものとする。

3 前項の場合において、その買換資産に係る第一項の特別勘定として經理した金額のうち、当該買換資産の圧縮基礎取得価額に差益割合を乗じて計算した金額に相当する金額は、当該買換資産の取得の日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

4 第一項の規定の適用を受けた法人が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合に

内において当該税務署長が認定した日までの期間。以下この条において「取得指定期間」といふる。（内に当該各号の下欄に掲げる資産の取得をする見込みであり、かつ、当該取得の日から一年以内に当該取得をした資産を当該各号の下欄に規定する地域内にある当該法人の事業の用に供する見込みであるときは、当該譲渡をした当該各号の上欄に掲げる資産を当該各号の上欄ごとに区分し、当該区分ごとに、当該資産の譲渡に係る対価の額（当該区分ごとの当該資産が二以上あるときは、その対価の額の合計額）のうち当該譲渡をした資産に係る同表の各号の下欄に掲げる資産の取得に充てようとする額に差益割合を乗じて計算した金額を当該譲渡の日を含む事業年度の確定した決算において特別勘定として經理した場合に限り、その經理した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 前条第一項の規定は、前項の規定の適用を受けた法人が、取得指定期間内に同項の特別勘定に係る同条第一項の表の各号の下欄に掲げる資産の取得をした場合において、当該取得の日から一年以内に、当該買換資産を当該各号の下欄に規定する地域内にある当該法人の事業の用に供したとき、又は供する見込みであるときについて準用する。この場合において、同項中「当該事業年度の所得の金額の計算上」とあるのは、「当該買換資産の取得をした日を含む事業年度の所得の金額の計算上」と読み替えるものとする。

5 前条第二項の規定は、第二項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「当該土地等に係る面積が」とあるのは、「当該土地等に係る面積と次条第一項の特別勘定の基礎となつた譲渡に係る同条第二項に規定する買換資産のうち土地等に係る面積との合計」と読み替えるものとする。

6 前条第四項の規定は、第二項の規定の適用を受けた法人が、買換資産の取得をした日から一年以内に、当該買換資産を当該買換資産に係る前条第一項の表の各号の下欄に規定する地域内にある当該法人の事業の用に供しない場合又は供しなくなつた場合について準用する。

7 前条第五項及び第六項の規定は、第一項又は

は、当該各号に掲げる金額は、その該当するところなつた日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一 取得指定期間内に第一項の特別勘定として經理した金額（既に益金の額に算入された、又は益金の額に算入されるべき金額がある場合には、これらの金額を控除した金額。以下第四号までにおいて「特別勘定残額」という。）を前項の規定に該当する場合以外の場合に取りくずした場合、当該取りくずした金額

二 取得指定期間を経過する日において、特別勘定残額を有している場合、当該特別勘定残額がなかつたものがあるとき。当該金額がなかつたものがあるとき。当該金額がなかつたものがあるとき。

三 取得指定期間内に解散した場合において、特別勘定残額を有しているとき。当該特別勘定残額がなかつたものがあるとき。当該金額がなかつたものがあるとき。

四 取得指定期間内に合併により消滅した場合において、特別勘定残額で合併法人に引き継がれなかつたものがあるとき。

5 前条第二項の規定は、第二項の規定を適用す

る場合について準用する。この場合において、同条第二項中「当該土地等に係る面積が」とあるのは、「当該土地等に係る面積と次条第一項の特別勘定の基礎となつた譲渡に係る同条第二項に規定する買換資産のうち土地等に係る面積との合計」と読み替えるものとする。

6 前条第四項の規定は、第二項の規定の適用を受けた法人が、買換資産の取得をした日から一年以内に、当該買換資産を当該買換資産に係る前条第一項の表の各号の下欄に規定する地域内にある当該法人の事業の用に供しない場合又は供しなくなつた場合について準用する。

7 前条第五項及び第六項の規定は、第一項又は

は、当該各号に掲げる金額は、その該当するところなつた日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

8 第一項の特別勘定を設けている法人が合併

により消滅した場合には、その合併の日における

当該法人の特別勘定の金額で合併法人に引き継

がれたものは、第二項から前項までに規定の適用については、当該合併法人に係る第一項の特別勘定とみなす。

一 第二項から前項までに定めるもののほか、第

一項の譲渡をした資産が前条第一項の表の一以

上の号の上欄に掲げる資産に該当する場合にお

ける第一項の特別勘定の金額の計算その他同項

の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定め

る。

（特定の資産を交換した場合の課税の特例）

第六十五条の八 法人が、昭和四十五年四月一日から昭和五十一年三月三十日までの間に、そ

の有する資産で第六十五条の六第一項の表の各

号の上欄に掲げるもの（以下この条において「交換譲渡資産」という。）と当該各号の下欄に掲げ

る資産（以下この条において「交換取得資産」という。）との交換（第六十五条第一項第二号に規

定する換地処分及び交換その他政令で定める交

換を除く。）をした場合（当該交換に伴い交換取

得資産の価額と交換譲渡資産の価額との差額を

補うために金銭を取得し、又は支払った場合を

含む。）における前一条の規定の適用について

は、次に定めるところによる。

一 当該交換譲渡資産は、当該法人が、その交

換の日において、同日における当該資産の価

額に相当する金額をもつて第六十五条の六第

一項の譲渡をしたものとみなす。

二 当該交換取得資産は、当該法人が、その交

換の日において、同日における当該資産の価

額に相当する金額をもつて第六十五条の六第

一項の取得をしたものとみなす。

第五款 その他の特例

第六十六条の二第一項第二号中「昭和四十四年

三月三十一日」を「昭和四十六年三月三十一日」に

改め、同項中第八号を第九号とし、第三号から第

七号までを「一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の

一号を加える。

三 中小企業近代化促進法第五条の二第一項に

規定する特定業種に属する事業を営む法人で、昭和四十四年四月一日から昭和四十六年三月三十日までの間に同項の中小企業構造改善計画に係る承認を受けた同項に規定する商工組合等（以下この号において「商工組合等」といふ。）の構成員（当該商工組合等が二以上上の商工組合等を会員とする法人である場合には、当該法人を直接又は間接に構成する会員の構成員）であるもの又は前号に掲げる法人に該当することとなるもの又は前号に掲げる法人に該当する中小企業者に該当するもので当該承認のあつた日から五年以内に同法第八条第二項の規定による承認を受けたもの（前二号に掲げる法人に該当するものを除く。）

第六十六条の三中「第四号から第七号まで」を「第五号から第八号まで」に改める。

第六十六条の四第一項第二号中「昭和四十四年三月三十日」を「昭和四十六年三月三十日」に、「第二項」を「第三項」に改め、同項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、同号の前に次の一号を加える。

三 中小企業近代化促進法第五条の二第一項に規定する特定業種に属する事業を営む法人で、昭和四十四年四月一日から昭和四十六年三月三十日までの間に同項の中小企業構造改善計画に係る承認を受けた同項に規定する商工組合等（以下この号において「商工組合等」といふ。）の構成員（当該商工組合等が二以上上の商工組合等を会員とする法人である場合には、当該法人を直接又は間接に構成する会員の構成員）であるもの又は前号に掲げる法人に該当することとなるもの又は前号に掲げる法人に該当する中小企業者に該当するもので当該承認のあつた日から五年以内に同法第八条第二項の規定による承認を受けたもの又は前号に掲げる法人に該当するもの（前二号に掲げる法人に該当するものを除く。）

第六十六条の十 法人が、昭和四十四年四月一日から昭和五十二年三月三十日までの期間内の日を含む各事業年度において、動力炉・核燃料開発事業団（以下この条において「事業団」という。）に対し、動力炉・核燃料開発事業団法（昭和四十二年法律第七十三号）第二条に規定する高遠増殖炉及び新型転換炉に係る原型炉の建設に要する費用に充てるための出えん金を支出した場合には、当該各事業年度の当該期間内に支出した金額に相当する金額（当該金額が当該事業年度の当該期間内に支出した事業団に対する出資の額をこえる場合には、当該出資の額に相当する金額）は、当該法人のその支出をした日を含む事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。この場合においては、法人の事業団に対する出えん金の額は、当該事業年度以後の各事業年度の所得の金額の計算上、当該損金の額に算入した金額に相当する金額の減額がされたものとみなす。

第六十六条の十一第一項中「第六条第一項」を「第四条の二第一項に規定する交付金又は同法第六条第一項に、「元利補給金の額」を「交付金及び元利補給金の額の合計額」に、「その額」を「その合計額」に改める。

第六十八条の二中「昭和四十四年三月三十日」を「昭和四十五年三月三十日」に改める。

第六十九条第一項中「第七十条の六まで」を「第七十条の五まで及び第七十条の七」に改める。

第七十条の六を第七十条の七とし、第七十条の五の次に次の二条を加える。

第七十条の六 精神若しくは身体に障害のある者（心身障害者共済制度に基づく給付金の受給権を取得した場合の相続税又は贈与税の非課税）を取得した場合の相続税又は贈与税の非課税）を取得した場合の相続税又は贈与税の非課税）を取扱うを以下この条において「事業協同組合等」という。」を「以下の二中「昭和四十四年三月三十日」に改め、同条に次の二項を加える。

第六十六条の四第二項中「第八条第二項」を「第六十六条の十 法人が、昭和四十六年三月三十日までの間に事業協同組合等の組合員又はその者を扶養する者が、条例の規定により八条第三項」に改める。

第六十六条の十 法人が、昭和四十六年三月三十日までの期間内の日を含む各事業年度において、動力炉・核燃料開発事業団（以下この条において「事業団」という。）に對して、動力炉・核燃料開発事業団（以下この条において「事業団」といふ。）に対し、動力炉・核燃料開発事業団法（昭和四十二年法律第七十三号）第二条に規定する高遠増殖炉及び新型転換炉に係る原型炉の建設に要する費用に充てるための出えん金を支出した場合には、当該各事業年度の当該期間内に支出した金額に相当する金額（当該金額が当該事業年度の当該期間内に支出した事業団に対する出資の額をこえる場合には、当該出資の額に相当する金額）は、当該法人のその支出をした日を含む事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。この場合においては、法人の事業団に対する出えん金の額は、当該事業年度以後の各事業年度の所得の金額の計算上、当該損金の額に算入した金額に相当する金額の減額がされたものとみなす。

第七十二条第一項中「昭和四十四年三月三十日」を「昭和四十六年三月三十日」に、「自己」を「当該個人」に改め、同条第二項中「昭和四十四年三月三十日」を「昭和四十六年三月三十日」に改める。

第七十三条中「地方公共団体、住宅金融公庫、日本住宅公團、地方住宅供給公社、防災建築街区造成法第四条に規定する防災建築街区造成組合又は新築の家屋を譲渡する者で政令で定めるものが新築の家屋を新築した者」に、「自己」を「当該個人」に改める。

第七十四条第一項中「昭和四十四年三月三十日」を「昭和四十六年三月三十日」に、「これらの者」を「当該家屋を新築した者」に、「自己」を「当該個人」に改める。

第七十五条第一項中「地方公共団体、住宅金融公庫、日本住宅公團、地方住宅供給公社、防災建築街区造成法第四条に規定する防災建築街区造成組合又は前条に規定する政令で定める者が昭和三十二年四月一日から昭和四十四年三月三十日まで」を「昭和四十四年四月一日から昭和四十六年三月三十日まで」に改め、同条

から取得する土地（当該事業協同組合等が

公害防止事業団法（昭和四十年法律第九十五号）第十八条第三号の規定により公害防止事業団から譲渡を受けて所有権の移転の登記を受けたものに限る。）の所有権の移転の登記については、

その登記に係る登録免許税の税率は、大蔵省令で定めるところにより当該譲渡を受けた日以後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の六とする。

第七十六条の三の次に次の二条を加える。

（商工組合中央金庫の抵当権の設定登記等の税率の軽減）

第七十八条の四 昭和四十四年四月一日から昭和四十六年三月三十日までの間に商工組合中央金庫が商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）第二十八条第一項第一号から第四号までに掲げる業務に係る債権を担保するために受けた抵当権（企業担保権を含む。）の設定の登記又は登録については、その登記又は登録に係る登録免許税の税率は、登録免許税法第九条の規定にかかるらず、千分の一とする。

第七十九条第一項中「昭和四十四年三月三十日」を「昭和四十六年三月三十日」に改める。

第八十条第一項中「資産再評価法」の下に「（昭和二十五年法律第百十号）」を加え、同条第二項中「企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法」を「旧企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法」に、「昭和四十四年三月三十日」を「昭和四十六年三月三十日」に改める。

第八十一条中「昭和四十四年三月三十日」を「昭和四十六年三月三十日」に改める。

第八十二条中「昭和四十四年三月三十日」を「昭和四十六年三月三十日」に改め、「ものに限る。」若しくは「の下に「同法第八条第二項の規定による承認（同法第五条の二第一項に規定する中小企業構造改善計画で昭和四十四年四月一日から昭和四十六年三月三十日までの間に同項の規定に

より承認されたものに係るものであり、かつ、その承認された日から五年以内にされたものに限る。」若しくは「を加える。

第八十七条を次のように改める。

(外航船等に積み込む酒類の免税)

第八十七条 酒類製造者又は酒類を保税地域から引き取る者が、本邦と外国との間を往来する本邦の船舶(これに準ずる遠洋漁業船その他の船舶で政令で定めるものを含む)又は航空機(以下この条及び次条において「外航船等」という)に船用品又は機用品(関税法第二条第一項第九号又は第十号に規定する船用品又は機用品をいう。次条において同じ)として積み込むため、

政令で定めるところによりその積み込もうとする港(同項第十一号から第十三号までに規定する港、税關空港又は不開港をいう。以下この条及び次条において同じ。)の所在地の所轄税関長の承認を受けた酒類を、酒類の製造場から移出し、又は保税地域から引き取る場合には、大蔵省令で定めるところにより、当該外航船等への積込みを輸出又は外国の船舶若しくは航空機への積込み(輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号)第十二条第一項の積込みをいふ。次条において同じ。)とみなして、酒税法及び輸入品に対する内国消費税等に関する法律を適用する。

前項の規定の適用を受けて外航船等に積み込まれた酒類のうち酒類の製造場から移出されたものが、最初に次の各号に掲げる場合に該當する

こととなつた場合(政令で定めるところにより当該外航船等が入港している港の所在地の所轄税關長の承認を受けて、他の外航船等に積み換えられる場合その他政令で定める場合を除く。)には、当該酒類の所持者が関税法第六条の二第一項第二号に規定する賦課課税方式が適用される当該各号に掲げる酒類を保税地域から引き取るものとみなして、酒税法を適用する。この場合において、当該酒類に係る酒税の納税地は、

当該酒類が当該各号に掲げる場合に該當することとなつた場所の所在地とし、当該酒類が同法第二十二条の二に規定する徴価税率適用酒類であるときの課税標準は、同法第二十二条の三の規定にかかわらず、当該酒類が前項の規定の適用を受けて酒類の製造場から移出された時ににおける同条第一項第一号に掲げる金額とする。

一本邦において陸揚げ又は取卸(積換えを含む。以下この号において同じ。)がされる場合

その陸揚げ又は取卸がされる酒類

二 当該外航船等が外航船等でなくなる時に当該外航船等に現存する場合 その現存する酒類

第八十八条を次のように改める。

(外航船等に積み込む物品の免税)

第八十八条 第二種の物品(物品税法別表に掲げる第二種の物品をいふ。以下同じ。)の製造者又は第二種の物品をいふ。以下同じ。)の製造者又は第二種の物品を保税地域から引き取る者が、外航船等に船用品又は機用品として積み込もうとする港の所在地の所轄税關長の承認を受けた

第一種の物品で政令で定めるもの(次項において「指定物品」という)を、その製造に係る製造場から移出し、又は保税地域から引き取る場合

には、大蔵省令で定めるところにより、当該外航船等への積込みを輸出又は外国の船舶若しくは航空機への積込みとみなして、物品税法及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律を適用する。

前条第二項の規定は、指定物品のうちその製造に係る製造場から移出されたものについて準用する。この場合において、同項中「酒税法」とあるのは「物品税法」と、「当該酒類が同法第二十二条の二に規定する徴価税率適用酒類であるとき」とあるのは「当該指定物品」と、「第二十二条の三」とあるのは「第十一号」と、「同条第一項第一号」とあるのは「同条第一項第二号」と読み替えるものとする。

第八十八条の三第一項中「で昭和四十二年六月一日から昭和四十四年三月三十一日までの間に砂糖類の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られるもの」を削る。

第九十条の三第一項中「で、昭和四十二年六月一日から昭和四十四年三月三十一日までの間に砂糖類の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られるもの」を削り、同条第二項中「前項の期間内に」と削り、同条第三項中「で、第一項の期間内に砂糖類の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られるもの」を削る。

第九十条を第九十五条とし、第九十三条の次に次の一条を加える。

(日本万国博覧会会場の催物に係る入場税の非課税)

第九十四条 日本万国博覧会の会期中に、財團法人日本万国博覧会協会又は日本万国博覧会の参加国(本邦又は外国の地方公共団体及び国際機関を含む)が主催する催物(入場税法第二条第一項に規定する催物をいふ。以下この条において同じ。)のうち、日本万国博覧会の開催の目的に従つて行なわれるものとして政令で定めるものが日本万国博覧会の会場内において行なわれる場合には、当該催物が行なわれる場所への入場については、入場税法の規定の適用上、同法第九条の規定の適用を受ける入場とみなす。

第三条 新法第五条第一項の規定は、この法律の施行日の日(以下「施行日」という。)以後に支払うべき同項の利子について適用し、同日前に支払うべき当該利子については、なお従前の例によること。

(納稅準備預金の利子の非課税に関する経過措置)

第三条 新法第五条第一項の規定は、この法律の施行日の日(以下「施行日」という。)以後に支払うべき同項の利子について適用し、同日前に支払うべき当該利子については、なお従前の例によること。

(個人の減価償却等に関する経過措置)

第四条 昭和四十三年四月一日から昭和四十四年三月三十一日までの間に改正前の租税特別措置法(以下「旧法」という。)第十三条の二第一項の規定により中小企業構造改善促進計画を実施することについて承認を受けた同項に規定する商工組合等の組合員の同項に規定する減価償却資産の償却費の額の計算については、なお従前の例による。ただし、当該商工組合等が、中小企業近代化促進法の一部を改正する法律による改正後の中小企業近代化促進法第五条の二第一項の承認を受けた場合には、当該承認のあつた日の属する年以後の各年においては、この限りでない。

前項に規定する商工組合等が同項ただし書に規定する承認を受けた場合における新法第十三

条の二第一項の規定の適用については、同項中「当該年の「一月一日」とあるのは、「租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第二号）による改正前の租税特別措置法第十三条の二第一項の承認のあつた日の属する年の一月一日」とする。

個人の昭和四十三年中の事業所得に係る総収入金額のうちに新法第十三条の三第四項第六号に規定する輸入貨物の運送（以下この条において「輸入貨物の運送」という。）による収入金額がある場合には、当該個人の昭和四十四年分の所得に係る新法第十三条の三の規定の適用については、同項第六項に規定する当該前年中の海外取引等による収入金額の合計額に代えて、当該前年中の海外取引等による収入金額の合計額に、当該前年中の輸入貨物の運送による収入金額の十二分の七・五に相当する金額を加算した金額によるものとする。

個人の昭和四十四年中又は昭和四十五年中の事業所得に係る総収入金額のうちに輸入貨物の運送による収入金額がある場合には、当該個人の昭和四十五年分又は昭和四六年分の所得税に係る新法第十三条の三（新法第二十二条第五項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新法第十三条の三第一項及び第六項中「海外取引等による収入金額の合計額」とあるのは「海外取引等による収入金額で第四項第六号に規定する輸入貨物の運送によるものに係る金額の二分の一に相当する金額を加算した金額」と、同条第七項及び第八項中「海外取引等」とあるのは「海外取引等及び第四項第六号に規定する輸入貨物の運送」と、「掲げる運送」とあるのは「掲げる運送」とあるのは「掲げる運送を含む。」と、同項第一号中「第十一号に掲げる取引」とあるのは「第十一号に掲げる取引（同項第六号に規定する輸入貨物の運送を含む。）」とする。

（個人の準備金等に関する経過措置）

第五条 附則第十二条第三項に規定する特定商工組合の組合員である個人が同項の交付金を受けた場合には、当該個人の当該交付を受けた日の属する年分の所得税に係る新法第二十条第一項の規定の適用については、同項中「計算した金額と租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第二号）附則第五条第一項に規定する交付金として交付を受けた金額との合計額」とする。

旧法第二十八条に規定する個人が昭和四十四年一月一日から同年三月三十一日までの間に同一規定する納付金を納付した場合には、なお従前の例による。

（個人の技術等海外取引に係る所得の特別控除に関する経過措置）

第六条 新法第二十二条の規定は、施行日以後の同条第一項及び第二項に規定する収入金額について適用し、同日前の旧法第二十二条第一項及び第二項に規定する収入金額については、なお従前の例による。

第三条 旧法第三十一条、第三十二条第一項若しくは第二項、第三十五条第一項若しくは第二項、第三十六条第一項、第三十八条の三第一項若しくは第二項又は第三十八条の六第一項若しくは第三十九条の四又は第三十八条の七の規定は、なおその効力を有する。

第四条 旧法第三十一条から第三十三条の四まで、第三十四条から第三十七条まで、第三十七条の四又は第三十八条の規定の適用を受けること。この場合において、新法第三十一条第一項中「昭和四十五年一月一日」とあるのは「昭和四十四年一月一日」と、「昭和四十五年分」とあるのは「昭和四十四年分、昭和四十五年分」と、新法第三十二条第一項中「昭和四十五年一月一日」とあるのは「昭和四十四年一月一日」と、「所得税法第三十三条第三項第一号」とあるのは「所得税法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第二号）による改正後の所得税法第三十三条第三項第一号の規定が適用されるものとした場合における同号」と、新法第三十七条及び第三十七条の四中「昭和四十五年一月一日」とあるのは「昭和四十五年一月一日」と、「所得税法第三十三条第三項第一号」とあるのは「所得税法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第二号）第七条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる旧住宅地造成事業に関する法律」と読み替えた場合に同項の規定が適用されるものとみなす。

（昭和四十年分等の譲渡所得等の課税の特例）

第五条 附則第十二条第三項に規定する特定商工組合の組合員である個人が同項の交付金を受けた場合には、当該個人の当該交付を受けた日の属する年分の所得税に係る新法第二十条第一項の規定の適用については、同項中「計算した金額と租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第二号）による改正前の租税特別措置法第十三条の二第一項の承認のあつた日の属する年の一月一日」とする。

（個人の準備金等に関する経過措置）

第六条 新法第三十三条から第三十三条の四まで、第三十四条の二第二項第五号に規定する事業に該当するものとみなす。

（昭和四十年分等の譲渡所得等の課税の特例）

第七条 新法第三十三条から第三十三条の四まで、第三十四条の二第二項第五号に規定する事業に該当するものとみなす。

（個人の譲渡所得等の課税の特例に関する経過措置）

第八条 個人が、昭和四十年一月一日から同年十二月三十一日までの間に、その有する新法第三十三条第一項に規定する土地等又は建物等（以下この項において「土地建物等」という。）の譲渡をした場合には、当該譲渡に係る所得税について、その者の選択により、次の各号のいずれかによることができる。

三十二条の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 昭和四十四年一月一日から同年三月三十一日までの間における土地建物等の譲渡による

譲渡所得については、第一項第二号の規定にかかるわざ、新法第三十二条第一項中「所得税法第三十三条第三項第一号」とあるのは「所得税法の一部を改正する法律（昭和四十四年法律第二号）による改正前の所得税法第三十三条第三項第一号」と、「同法第二十二条」とあるのは「所得税法第二十二条」とす

二 昭和四十四年四月一日から昭和四十六年三月三十日までの間における土地建物等（施行日においてその譲渡があつたものとみなしで所得税法の一部を改正する法律による改正前の所得税法第三十三条第三項の規定を適用

三十三条规定により旧法第三十二条第一項第一号」と、「同法第二十二条」とあるのは「所得税法第二十二条」とす

三十三条规定により旧法第三十二条第一項第一号」とあるのは「所得税法第二十二条」とす

した場合に同項第一号の規定に該当することとなるものに限る。)の譲渡による譲渡所得については、当該譲渡所得が新法第三十二条第一項第一号又は第三十四条の規定により適用される場合を含む。以下この号において同じ。)の規定に該当する場合であつても、当該譲渡所得は、同条第一項の規定に該当しないものとみなす。

4 第一項第一号の規定により旧法第三十二条第一項第一号、第三十八条の三第一項第一号又は第三十八条の十三の規定がなお効力を有するものとしてこれらの規定の適用を受ける場合は、都市計画法の施行の日以後においては、次に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

5 第一項第二号の規定により新法第三十三条第一項第一号又は第三十四条の二第二項第一号、第三号若しくは第五号の規定の適用を受ける場合には、都市計画法の施行の日の前日までの間は、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

官報(号)	都市計画法（大正八年法律第三百六号）	都市計画法（昭和四十三年法律第三百号）	都市計画法（昭和四十三年法律第一百号）	都市計画法（大正八年法律第三百六号）	都市計画法（昭和四十三年法律第三百号）	都市計画法（昭和四十三年法律第三百号）	都市計画法（昭和四十三年法律第三百号）
旧法第三十一条第一項第一号	建築基準法第四十一条第一項の規定により同項の用途地域として指定され	建築基準法第四十一条第一項の規定により同項の用途地域として指定され	建築基準法第四十一条第一項の規定により同項の用途地域として指定され	建築基準法第四十一条第一項の規定により同項の用途地域として指定され	建築基準法第四十一条第一項の規定により同項の用途地域として指定され	建築基準法第四十一条第一項の規定により同項の用途地域として指定され	建築基準法第四十一条第一項の規定により同項の用途地域として指定され
旧法第三十八条の三第一項第一号	都市計画法（大正八年法律第三百六号）	都市計画法（昭和四十三年法律第一百号）	都市計画法（昭和四十三年法律第一百号）	都市計画法（大正八年法律第三百六号）	都市計画法（昭和四十三年法律第三百号）	都市計画法（昭和四十三年法律第三百号）	都市計画法（昭和四十三年法律第三百号）
旧法第三十九条の三第一項第一号	都市計画法（大正八年法律第三百六号）	都市計画法（昭和四十三年法律第一百号）	都市計画法（昭和四十三年法律第一百号）	都市計画法（大正八年法律第三百六号）	都市計画法（昭和四十三年法律第三百号）	都市計画法（昭和四十三年法律第三百号）	都市計画法（昭和四十三年法律第三百号）
十三第四項	（昭和三十九年法律第百六十号）第四条の規定による都道府県知事の認可を受けた同法第二条第一項の規定による事業主が行なう成事業	（昭和三十九年法律第百六十号）第四条の規定による都道府県知事の認可を受けた同法第二条第一項の規定による事業主が行なう成事業	（昭和三十九年法律第百六十号）第七条第一項の規定によるなお従前の例によることとされる旧住宅地造成事業に関する法律	（昭和三十九年法律第百六十号）第二条第一項の規定によるなお従前の例によることとされる旧住宅地造成事業に関する法律	（昭和三十九年法律第百六十号）第二条第一項の規定によるなお従前の例によることとされる旧住宅地造成事業に関する法律	（昭和三十九年法律第百六十号）第二条第一項の規定によるなお従前の例によることとされる旧住宅地造成事業に関する法律	（昭和三十九年法律第百六十号）第二条第一項の規定によるなお従前の例によることとされる旧住宅地造成事業に関する法律
成事業	（昭和三十九年法律第百六十号）第四条の規定による都道府県知事の認可を受けた同法第二条第一項の規定による事業主が行なう成事業	（昭和三十九年法律第百六十号）第四条の規定による都道府県知事の認可を受けた同法第二条第一項の規定による事業主が行なう成事業	（昭和三十九年法律第百六十号）第七条第一項の規定によるなお従前の例によることとされる旧住宅地造成事業に関する法律	（昭和三十九年法律第百六十号）第二条第一項の規定によるなお従前の例によることとされる旧住宅地造成事業に関する法律	（昭和三十九年法律第百六十号）第二条第一項の規定によるなお従前の例によることとされる旧住宅地造成事業に関する法律	（昭和三十九年法律第百六十号）第二条第一項の規定によるなお従前の例によることとされる旧住宅地造成事業に関する法律	（昭和三十九年法律第百六十号）第二条第一項の規定によるなお従前の例によることとされる旧住宅地造成事業に関する法律
成事業	（昭和三十九年法律第百六十号）第四条の規定による都道府県知事の認可を受けた同法第二条第一項の規定による事業主が行なう成事業	（昭和三十九年法律第百六十号）第四条の規定による都道府県知事の認可を受けた同法第二条第一項の規定による事業主が行なう成事業	（昭和三十九年法律第百六十号）第七条第一項の規定によるなお従前の例によることとされる旧住宅地造成事業に関する法律	（昭和三十九年法律第百六十号）第二条第一項の規定によるなお従前の例によることとされる旧住宅地造成事業に関する法律	（昭和三十九年法律第百六十号）第二条第一項の規定によるなお従前の例によることとされる旧住宅地造成事業に関する法律	（昭和三十九年法律第百六十号）第二条第一項の規定によるなお従前の例によることとされる旧住宅地造成事業に関する法律	（昭和三十九年法律第百六十号）第二条第一項の規定によるなお従前の例によることとされる旧住宅地造成事業に関する法律
（住宅貯蓄控除に関する経過措置）	（住宅貯蓄控除に関する経過措置）	（住宅貯蓄控除に関する経過措置）	（住宅貯蓄控除に関する経過措置）	（住宅貯蓄控除に関する経過措置）	（住宅貯蓄控除に関する経過措置）	（住宅貯蓄控除に関する経過措置）	（住宅貯蓄控除に関する経過措置）
第九条 新法第四十二条第一項の規定は、施行日以後に締結する同項に規定する住宅貯蓄契約について適用し、同日前に締結した当該住宅貯蓄契約については、なお従前の例による。	（法人税の特例に関する経過措置の原則）	（法人税の特例に関する経過措置の原則）	（法人税の特例に関する経過措置の原則）	（法人税の特例に関する経過措置の原則）	（法人税の特例に関する経過措置の原則）	（法人税の特例に関する経過措置の原則）	（法人税の特例に関する経過措置の原則）
第十一条 新法第三章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、法人（法人税法（昭和四十一年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）の施行日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、	法人の同日前に開始した事業年度分の法人税について、なお従前の例による。	法人の同日前に開始した事業年度分の法人税について、なお従前の例による。	法人の同日前に開始した事業年度分の法人税について、なお従前の例による。	法人の同日前に開始した事業年度分の法人税について、なお従前の例による。	法人の同日前に開始した事業年度分の法人税について、なお従前の例による。	法人の同日前に開始した事業年度分の法人税について、なお従前の例による。	法人の同日前に開始した事業年度分の法人税について、なお従前の例による。
（法人の減価償却等に関する経過措置）	（法人の減価償却等に関する経過措置）	（法人の減価償却等に関する経過措置）	（法人の減価償却等に関する経過措置）	（法人の減価償却等に関する経過措置）	（法人の減価償却等に関する経過措置）	（法人の減価償却等に関する経過措置）	（法人の減価償却等に関する経過措置）
第十二条 新法第四十三条の規定は、法人が施行日以後に取得し、又は製作し、若しくは建設して事業の用に供した場合について適用し、法人が同日前に取得し、又は製作し、若しくは建設した旧法第四十条第一項に規定する合理化機械等をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。	（法人の減価償却等に関する経過措置）	（法人の減価償却等に関する経過措置）	（法人の減価償却等に関する経過措置）	（法人の減価償却等に関する経過措置）	（法人の減価償却等に関する経過措置）	（法人の減価償却等に関する経過措置）	（法人の減価償却等に関する経過措置）

二条第五項	施行地区	開発区域又は施行地区	造成事業に関する法律第二条第五項
新法第三十三条第一項第一号	都市計画法（昭和四十三年法律第三百号）	都市計画法（昭和四十三年法律第三百号）	都市計画法（大正八年法律第三百六号）
二第二項第一号	都市計画法（昭和四十三年法律第三百号）	都市計画法（昭和四十三年法律第三百号）	都市計画法（大正八年法律第三百六号）
二第二項第三号	都市計画法（昭和四十三年法律第三百号）	都市計画法（昭和四十三年法律第三百号）	都市計画法（大正八年法律第三百六号）
新法第三十四条の二第二項第五号	都市計画法第五十六条第一項、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法に規定する特別措置法	都市計画法第五十六条第一項、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法	都市計画法（大正八年法律第三百六号）
新法第三十四条の二第二項第三号	都市計画法第五十五条第一項、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法に規定する特別措置法	都市計画法第五十五条第一項、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法	都市計画法（大正八年法律第三百六号）
新法第三十四条の二第二項第五号	都市計画法第二十九条の許可を受けて、主として住宅建設の用に供する目的で行なわれる一団の宅地の造成に関する事業	都市計画法第二十九条の許可を受けて、主として住宅建設の用に供する目的で行なわれる一団の宅地の造成に関する事業	建築基準法第四十八条第一項の規定による都道府県知事の認可を受けた同法第二条第三項に規定する事業主が行なう同条第二項に規定する住宅地造成事業
新法第三十四条の二第二項第三号	都市計画法第四条第九項に規定する開発区域	都市計画法第四条第九項に規定する開発区域	建築基準法第四十八条第一項の規定による都道府県知事の認可を受けた同法第二条第三項に規定する事業主が行なう同条第二項に規定する住宅地造成事業
新法第三十四条の二第二項第五号	施行地区	施行地区	施行地区
新法第三十四条の二第二項第三号	（住宅貯蓄控除に関する経過措置）	（住宅貯蓄控除に関する経過措置）	（住宅貯蓄控除に関する経過措置）
新法第三十四条の二第二項第五号	（法人の減価償却等に関する経過措置）	（法人の減価償却等に関する経過措置）	（法人の減価償却等に関する経過措置）
新法第三十四条の二第二項第三号	（法人の減価償却等に関する経過措置）	（法人の減価償却等に関する経過措置）	（法人の減価償却等に関する経過措置）

2 昭和四十三年四月一日から昭和四十四年三月三十一日までの間に旧法第四十五条の二第一項の規定により中小企業構造改善促進計画を実施することについて承認を受けた同項に規定する商工組合等の組合員の同項に規定する減価償却資産の償却限度額の計算については、なお従前の例による。ただし、当該商工組合等が、中小企業近代化促進法の一部を改正する法律による改正後の中小企業近代化促進法第五条の二第二項の承認を受けた場合には、当該承認のあつた日を含む事業年度以後の各事業年度については、この限りでない。

3 前項に規定する商工組合等が同項ただし書に規定する承認を受けた場合における新法第四十五条の二第一項の規定の適用については、同項中「その事業年度開始の日」とあるのは、「租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和四十四年法律第 号)による改正前の租税特別措置法第四十五条の二第一項の承認のあつた日を含む事業年度開始の日」とする。

4 法人が、旧法第四十六条第一項第三号に掲げる場合に該当する場合における当該法人の施行日以後に開始する事業年度の同号に掲げる減価償却資産の償却限度額の計算については、なお従前の例による。

5 前項の規定の適用を受ける法人が、施行日以後に開始する事業年度について、新法第四十六条の二第一項の規定の適用を受ける場合には、同項中「若しくは次条から第五十二条の二まで」とあるのは、「次条から第五十二条の二まで若しくは租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和四十四年法律第 号)附則第十一第一条第四項」とする。

6 法人の施行日前に開始し、かつ、同日以後に終了する事業年度以下この項において「適用年度」といふ。)に係る旧法第四十六条の二第一項に規定する基準年度の総収入金額のうち、新法第四十六条の二第三項第六号に規定する輸入貨物に規定する輸入貨物

物の運送(以下この項及び第八項において「輸入貨物の運送」といふ。)による収入金額がある場合における前条の規定によりなお従前の例によることとされる旧法第四十六条の二の規定の適用については、同条第五項に規定する基準年度の海外取引等による収入金額のうち当該基準年度の海外取引等による収入金額の合計額の占める割合に代え、同条第一項に規定する基準年度の総収入金額のうち次の各号に掲げる金額の合計額の占める割合によるものとする。

一 当該基準年度の輸入貨物の運送による収入金額に当該適用年度開始の日から昭和四十四年三月三十一日までの期間の月数を乗じてこれを当該適用年度の月数で除して計算した金額

二 当該基準年度の輸入貨物の運送による収入金額から前号に掲げる金額を控除した金額の二分の一に相当する金額

三 当該基準年度の旧法第四十六条の二第一項に規定する海外取引等による収入金額から当該基準年度の輸入貨物の運送による収入金額を控除した金額

7 前項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

8 法人の施行日以後に開始する事業年度に係る新法第四十六条の二第一項に規定する基準年度の総収入金額のうち、新法第五十八条の二第一項において準用する場合における同条(新法第五十八条第五項において準用する場合における同条)の規定の適用については、新法第四十六条の二第一項及び第五項中「海外取引等による収入金額の合計額」とあるのは、「海外取引等による収入金額」とある金額に当該基準年度終了の日後一年以内に取りくずして当該特定商工組合の組合員に対し同項に規定する各組合員の納付金の額に応じて交付した金額(以下この項において「交付金」という。)がある場合には、当該交付金を受けた当該組合員である法人の当該交付を受けた日を含む事業年度の所得に対する法人税に係る新法第五十四条第一項の規定の適用については、同項中「計算した金額」とあるのは、「計算した金額と租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和四十四年法律第 号)附則第十二条第三項に規定する交付金として交付を受けた金額との合計額」とする。

9 法人の特定商工組合が昭和四十四年三月三十日において有する同項の中小企業海外市場開拓準備金の金額の益金の額への算入については、同条第三項の規定は、なおその効力を有する。二 旧法第五十五条第一項に規定する特定商工組合が昭和四十四年三月三十一日を含む事業年度終了の日において有する同項の中小企業海外市場開拓準備金の金額の益金の額への算入については、同条第三項の規定は、昭和四十四年四月一日とあるのは、「千分の十」とする。

3 前項の特定商工組合が昭和四十四年三月三十日を含む事業年度終了の日において有する旧法第五十五条第一項の中小企業海外市場開拓準備金を当該事業年度終了の日後一年以内に取りくずして当該特定商工組合の組合員に対し同項に規定する各組合員の納付金の額に応じて交付した金額(以下この項において「交付金」という。)がある場合には、当該交付金を受けた当該組合員である法人の当該交付を受けた日を含む事業年度の所得に対する法人税に係る新法第五十四条第一項の規定の適用については、同項中「計算した金額」とあるのは、「計算した金額と租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和四十四年法律第 号)附則第十二条第三項に規定する交付金として交付を受けた金額との合計額」とする。

4 新法第五十六条の五の規定は、同条第一項に規定する法人が施行日以後に同項に規定する発電設備の取得のために支出する金額について適用する。

5 法人の技術等海外取引に係る所得の特別控除に関する経過措置

6 第十二条 旧法第五十五条第一項に規定する特別指定商工組合の組合員である法人及び同項に規定する特定商工組合については、新法第五十四条の規定は、施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用する。この場合において、施行日前に開始し、かつ、同日以後に終了する事業年度についての同条第一項の規定の適用については、同項中「昭和三十九年四月一日」とあるのは、「昭和四十四年四月一日」と、「千分の十一」とあるのは、「千分の十」とする。

7 法人の昭和四十四年四月一日から昭和四十六年三月三十一日までの間ににおける総収入金額のうち新法第四十六条の二第三項第六号に規定する輸入貨物の運送による収入金額には、前項の規定にかかわらず、当該収入金額を同条第一項に規定する技術等海外取引による収入金額とみなして、新法第五十八条の規定を適用する。この場合において、同条第二項中「掲げる取引」とあるのは、「掲げる取引又は同項第六号に規定する輸入貨物の運送」と、「当該収入金額」とあるのは、「当該収入金額(当該輸入貨物の運送による収入金額については、当該収入金額の二分の一に相当する金額)」とする。

8 法人の資産の譲渡の場合は、課税の特例に関する経過措置

9 第十四条 新法第六十四条から第六十五条の二まで及び第六十五条の五の規定は、昭和四十五年一月一日以後に行なわれるこれらの規定に該当する資産の譲渡(新法第六十四条第二項の規定により収用等による譲渡があつたものとみなされる行為その他これららの規定において譲渡に含まれるものとされる行為を含む。次項及び第三項において同じ。)に係る法人税について適用する。

該当する資産の譲渡をする場合における当該資産の譲渡に係る法人税については、これらの規定は、なおその効力を有する。

3 法人が施行日から昭和四十四年十二月三十一日までの間にする資産の譲渡に係る前項の規定

によりその効力を有するものとされる旧法第六十四条及び第六十五条の三の規定の適用については、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

旧法第六十四条第 一項第三号	土地区画整理事業	土地区画整理事業又は土地改良法による土地改 良事業
同法第九十四条	第九十一条第三項又は第九十二 条第三項	第九十条
第九十一条第三項又は第九十二 条第三項	ものに限る。)	ものを除く。)又は土地改良法第五十四 条の二第四項(同法第八十九条の二第 九項、第九十六条及び第九十六条の四 において適用する場合を含む。)に規定 する清算金(同法第五十三条の二第一 項(同法第八十九条の二第三項、第九 十六条及び第九十六条の四において準 用する場合を含む。)の規定により換地 又は当該権利の目的となるべき土地若 しくはその部分を定められなかつたこ とにより支払われるものを除く。)
旧法第六十五条の 三第一項	含む。)	含むものとし、第六十五条第一項第二 号に規定する換地処分(以下この項及 び第六項において「換地処分」という。) により土地等のみを取得する場合を除 く。)
資産(以下この項 譲渡直前の帳簿価額	資産(換地処分により取得した土地等 を除く。以下この項 譲渡直前の帳簿価額(換地処分により 土地等を譲渡して土地等とともに清算 金を取得した場合には、当該譲渡した 土地等の譲渡直前の帳簿価額から当該 取得した土地等の価額に対応するもの として政令で定めるところにより計算	資産(以下この項 の用途地 域に 關する 特別措 置法

新法第六十五条の 四第一項第一号	都市計划法第五十六条第一項、 古都における歴史的風土の保存 に關する特別措置法	建築基準法第四十八条第一項の規定に より同項の用途地域として指定され 古都における歴史的風土の保存に關す る特別措置法
新法第六十五条の 四第一項第五号	都市計画法第二十九条の許可を 受けて、主として住宅建設の用 に供する目的で行なわれる一団 の宅地の造成に關する事業	住宅地造成事業に關する法律第四条の 規定による都道府県知事の認可を受け た同法第一条第三項に規定する事業主 が行なう同条第二項に規定する住宅地

第四十二条及び第四十三条 削除	
都市計画法第四条第九項に規定する開発区域	造成事業
6 都市計画法の施行後においては、旧法第三十一条第三項中「住宅地造成事業に関する法律」とあるのを「都市計画法施行法（昭和四十年法律第一百一号）第七条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる旧住宅地造成事業に関する法律」と読み替えた場合に同項の特定住宅地造成事業に該当する事業は、新法第六十五条の四第一項第五号に規定する事業に該当するものとみなす。	2 この法律の施行の際、旧法第八十七条第一項に規定する外航船等に現存する酒類又は旧法第八十八条第一項の指定飲料若しくは第二種の指定物品で、旧法第八十七条第一項又は第八十八条第一項の規定の適用を受けて当該外航船等に積み込まれたもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）は、それぞれ新法第八十七条第一項又は第八十八条第一項の規定の適用を受けて新法第八十七条第一項に規定する外航船等に積み込まれた酒類又は新法第八十七条第一項の指定物品とみなして、新法を適用する。

7 法人が昭和四十五年三月三十一日以前に旧法第六十五条の四第一項各号に掲げる資産の同項に規定する譲渡（旧法第六十五条の六に規定する交換による譲渡を含む。）をする場合における当該資産の当該譲渡に係る法人税については、旧法第六十五条の四から第六十五条の六までの規定は、なおその効力を有する。	3 この法律の施行の際、旧法第八十七条第一項に規定する外航船等に現存する酒類又は旧法第八十八条第一項の指定飲料若しくは第二種の指定物品で、旧法第八十七条第一項又は第八十八条第一項の規定の適用を受けて当該外航船等に積み込まれたもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）は、それぞれ新法第八十七条第一項又は第八十八条第一項の規定の適用を受けて新法第八十七条第一項に規定する外航船等に積み込まれた酒類又は新法第八十七条第一項の指定物品とみなして、新法を適用する。
（登録免許税に関する経過措置）	（納稅財蓄組合法の一部改正）
第十五条 新法第七十条の六の規定は、昭和四十四年一月一日以後に同条に規定する権利を取得した場合における相続税又は贈与税について適用する。	第十八条 納稅財蓄組合法（昭和二十六年法律第二百四十五号）の一部を次のように改正する。
（登録免許税に関する経過措置）	第八条第一項中「引き出された部分の金額に対する」を「引出しの日の属する当該期間に対応する」に改め、同条第二項を削る。

第十六条 施行日前に取得した住宅の用に供する家屋で旧法第七十三条の規定に該当するものの所有權の移転の登記及び当該家屋についての抵当權の設定の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。	第十九条 前条の規定による改正後の納稅財蓄組合法第八条の規定は、施行日以後に支払うべき同条に規定する利子について適用し、同日前に支払べき当該利子については、なお従前の例による。
（登録免許税に関する経過措置）	（納稅財蓄組合法の一部改正）
第二十条 都市計画法施行法の一部を次のように改正する。	（都市計画法施行法の一部改正）
目次中「第四十二条 稟税特別措置法の一部改正」改正に伴う経過措置を「第四十二条 削除」に改める。	○田中正巳君 大蔵委員長田中正巳君。報告書は本号末尾に掲載

この法律案は、今次税制改正の一環として、一部特別措置の整備合理化等を行なうとともに、土地税制について抜本的な改正を行なうこととしたすなわち、まず第一に、住宅対策に資するため、住宅財蓄控除制度の適用要件を緩和し、また、原子力発電の推進に資するため、原子力発電工事にかかる準備金及び特別償却制度を創設し、中企業構造改善計画を実施する商工組合等の構成員にかかる合併、現物出資及び減価償却について新法第八十七条第一項に規定する外航船等に積み込まれたもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）は、それぞれ新法第八十七条第一項又は第八十八条第一項の規定の適用を受けて新法第八十七条第一項に規定する外航船等に積み込まれた酒類又は新法第八十七条第一項の指定物品とみなして、新法を適用する。

さらに、中小企業の体質の強化に資するため、中小企業構造改善計画を実施する商工組合等の構成員にかかる合併、現物出資及び減価償却について特例措置を設けるとともに、輸出の振興に資する外市場開拓準備金、技術等海外取引の特別控除等の諸制度を改善合理化してその適用期限を延長するとともに、交際費課税の強化を図り、さらに、土地問題の解決に資するため、個人の有する土地等の譲渡益について分離課税方式を導入し、居住用の土地家屋等の譲渡について特別控除制度を創設するとともに、事業用資産等の買換えの特例及び収用等の場合の課税の特例について整理及び合理化を行なうほか、山林に関する課税の特例等、期限の到来するその他の特別措置について実情に応じ適用期限を延長する等所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

第二に、土地問題の解決に資するため、個人の有する土地等の譲渡益について分離課税方式を導入し、また、居住用の土地家屋等の譲渡について特別控除制度を創設するとともに、事業用資産等の買いかえの特例、及び収用等の場合の課税の特例について整理及び合理化を行なうほか、山林に関する課税の特例等、期限の到来するその他の特別措置について実情に応じ適用期限を延長する等所要の措置を講ずることといたしております。

第三に、土地問題の解決に資するため、個人の有する土地等の譲渡益について分離課税方式を導入し、また、居住用の土地家屋等の譲渡について特別控除制度を創設するとともに、事業用資産等の買いかえの特例、及び収用等の場合の課税の特例について整理及び合理化を行なうほか、山林に関する課税の特例等、期限の到来するその他の特別措置について実情に応じ適用期限を延長する等所要の措置を講ずることといたしております。

本案につきましては、参考人を招いて意見を聴取する等、慎重な審査を行ないました。そのおもなる論議の内容は、交際費課税をさらに強化すべきである、利子・配当所得等に対する特別措置は廃止すべきである、土地税制の改正について、政府の総合的な土地対策の裏づけがなされ、その効果は期したい、空閑地税等土地の保有課税について検討すべきである、買いかえ制度については中小企業、農業等が不利となるなどいろいろ実情に即して検討すべきである等等、広範にわたりましたが、その詳細は会議録に譲ることといたします。

なお、本案に対しましては、廣瀬秀吉君外十一名より修正案が提出されました。

修正案の内容は、租税特別措置法で規定されており一般の利子及び配当所得等に対する特別措置を全面的に廃止しようとするものであります。

かくして、原案並びに修正案につきましては、

去る二十五日、質疑を終了し、討論に入りましたところ、自由民主党を代表して山下元利君は原案に賛成、修正案に反対の旨を、日本社会党を代表して村山喜一君、民主社会党を代表して竹本孫一君、公明党を代表して広沢直樹君は原案に反対、修正案に賛成の旨をそれぞれ述べられました。

次いで、採決いたしましたところ、修正案は少數をもつて否決され、本案は多数をもつて原案のとおり可決せられました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(小平久雄君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○副議長(小平久雄君) 起立多數。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。(拍手)

日程第三 国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四 日本国鉄道財政再建促進特別措置法案(内閣提出)

○副議長(小平久雄君) 日程第三、国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案、日程第四、日本国有

鉄道財政再建促進特別措置法案、右両案を一括して議題といたします。

国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案

右

昭和四十四年二月七日

内閣総理大臣 佐藤 栄作

国有鉄道運賃法の一部を改正する法律

国有鉄道運賃法(昭和二十三年法律第二百二十二号)の一部を次のように改正する。

第一条 第二項を削る。

第三条を次のように改める。

(鉄道の普通旅客運賃)

第三条 鉄道の普通旅客運賃の賃率は、営業キロ一キロメートルごとに、五百キロメートルまでの部分については四円二十銭、五百キロメートルをこえる部分については二円五銭とする。

2 鉄道の普通旅客運賃は、営業キロの区間別に定めるものとし、その額は、各区間の中央の営業キロについて前項の賃率によつて計算した額とする。

第五条第二項中「二等」を削る。

第六条中「客車及び船室の寝台その他」を「寝台料金、特別車両料金その他の客車及び船室」に改める。

第九条の二中「運賃及び料金」を「運賃等」に改め、同条第五号中「寝台料金」の下に「特別車両料金」を加え、同条に次の一号を加える。

六 第三条第二項の営業キロの区間別を第一次を次のように改める。

別表第一 第四条の規定による航路の普通旅客運賃表		
航	路	賃
森	函館	500
野	高松	120
方	江別	300
島	小樽	50
口	島	60
大	大	60

1 この法律は、昭和四十四年四月一日から施行する。

(施行期日)
附 則

2 民事訴訟費用法(明治二十三年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第三十二条第一項中「二等以下ノ船賃(鉄道連絡船ニ在リテハ一等又ハ二等ノ船賃)」を「船賃(船貨ニ付等級ノ区分ヲ設クル汽船ニ在リテハ二等以下ノ船賃)」に改める。

(刑事訴訟費用法の一部改正)
3 刑事訴訟費用法(大正十年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第四条中「二等以下ノ船賃(鉄道連絡船ニ在リテハ一等又ハ二等ノ船賃)」を「船賃(船貨ニ付等級ノ区分ヲ設クル汽船ニ在リテハ二等以下ノ船賃)」に改める。

(公職選挙法の一部改正)
4 公職選挙法(昭和二十五年法律第二百号)の一部を次のように改正する。

第一百九十七条の二第一号(中)「二等又は三等運賃等(鉄道連絡船にあつては一等又は

二等運賃等)」を「運賃等(運賃等について等級の区分を設けている船舶にあつては、二等又は三等の運賃等)」に改める。

(国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第二百四号))の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「一等特別座席料金及び一等指定座席料金」を「及び特別車両料金」に改め、「含む。」の下に「並びに座席指定料金」を加え、同項第五号を次のように改める。

五 内閣総理大臣等及び指定職の職務又は七等級以上の職務にある者が第三号の規定に該当する船舶で特別船室料金を徴するものを運行する航路による旅行をする場合には、

同号に規定する運賃及び前号に規定する寝台料金のほか、特別船室料金

等級以上の職務にある者が第三号の規定に該当する船舶で特別船室料金を徴するものを運行する航路による旅行をする場合には、同号に規定する運賃及び前号に規定する寝台料金のほか、特別船室料金

等級以上の職務にある者が第三号の規定に該当する船舶で特別船室料金を徴するものを運行する航路による旅行をする場合には、同号に規定する運賃及び前号に規定する寝台料金のほか、特別船室料金

六 内閣総理大臣等及び指定職の職務又は二等級以上の職務にある者が座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行をする場合には、前各号に規定する運賃及び料金のほか、座席指定料金

日本国有鉄道の普通旅客運賃の額を改定するとともに、旅客運賃の等級を廃止する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

理由

日本国有鉄道の財政の再建に資するため、日本国有鉄道の普通旅客運賃の額を改定するとともに、旅客運賃の等級を廃止する等の必要がある。

日本国有鉄道財政再建促進特別措置法案
右
国会に提出する。
昭和四十四年一月七日
内閣総理大臣 佐藤 築作

(趣旨) 日本国鉄財政再建促進特別措置法

第一条 この法律は、日本国有鉄道をして、将来とも国民経済及び国民生活におけるその使命を遂行させるため、日本国有鉄道の財政の再建の促進に関するところべき特別措置を定めるものとする。

(財政再建の目標)

第二条 日本国鉄道の財政の再建の目標は、将来にわたるわが国の交通体系においてその果たすべき役割に応じうる近代的経営体制を確立し、昭和五十三年度までにその損益計算において利益が生ずるよう財政の健全性を回復することに置くものとする。

(基本方針)

第三条 運輸大臣は、昭和四十四年度以降十年間（以下「再建期間」といふ）における日本国有鐵

道の財政の再建に関する基本方針（以下「基本方針」という。）の案を作成し、閣議の決定を求めるなければならない。

基本方針には、将来にわたるわが国の交通体系において日本国有鉄道が果たすべき役割及び

日本国有鉄道の近代的経営体制の確立に関する基本的な構想その他日本国有鉄道の財政の再建の目標に関する基本的事項を定めるものとする。

2 基本方針

日本国有鉄道の近代的経営体制の確立に関する基本的な構想その他日本国有鉄道の財政の再建の目標に関する基本的事項並びにその目標を実現するため必要な国策の施策及び日本国有鉄道の措置に関する基本的事項を定めるものとする。

運輸大臣は、第一項の閣議の決定があつたときは、遅滞なく、基本方針を日本国有鉄道に通知しなければならない。

(再建計画)

第四条 日本国鉄道は、前条第三項の規定により基本方針を受けたときは、これに基づき、再建期間における日本国有鉄道の財政の再建に関する経営的基本的な計画（以下「再建計画」という。）を定め、運輸大臣の承認を受けなければならぬ。

2 再建計画は、次の事項について定めるものとする。

一 業務の運営の基本方針

二 輸送需要及び輸送力に関する事項

三 輸送の近代化及び安全の確保に関する事項

四 業務の運営の能率化に関する事項

五 収入の確保に関する事項

六 損益に関する事項

七 その他財政の再建に関する事項

（長期資金の貸付け）

第五条 政府は、再建期間中の毎年度、日本国有鐵

道債券による債権方針による債権

二 日本国鉄道法施行法（昭和二十四年法律第一百五号）第九条第二項の規定による債権

三 その他政府が日本国有鉄道に対して貸し付けた長期資金に係る債権

（利子補給）

第六条 政府は、再建期間中の毎年度、予算の範囲内において、日本国有鉄道に対し、前条の規定により貸し付けた長期資金に關し日本国有鉄道が当該年度において支払うべき利子に充てるべき金額を補給する。

（補助金）

第七条 政府は、昭和四十四年度から昭和五十五年度までの毎年度、予算の範囲内において、日本国有鉄道に対し、当該年度の前年度に相当する日本国有鉄道の事業年度から前七箇事業年度（昭和四十年度から昭和五十年度までの事業年度に限る）における工事勘定の支出に充てられた資金に係る費用の一部について補助する。

（再建計画の実施状況の報告）

第八条 日本国鉄道は、運輸省令で定めるところにより、再建期間中の毎事業年度における再建計画の実施状況を明らかにした報告書を作成し、これに監査委員会の意見書を添えて運輸大臣に提出しなければならない。

（改善命令）

第九条 運輸大臣は、日本国有鉄道の業務の運営が再建計画に適合しないと認めるときは、日本

〇砂原格君　ただいま議題となりました両案について、運輸委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案について申し上げます。

御承知のとおり、国鉄は、近年における國經濟の急速な発展に伴つて増大する輸送需要に対するため、大都市通勤輸送の改善、幹線輸送力の増強、保安対策の強化等のために必要な工事を進めてまいり、今後さらにこれを推進し、国民経済及び国民生活における要請にこたえんとするものであります。しかも、国鉄財政の現状は、昭和三十九年度以来毎年赤字を生じ、特に近年来至つて欠損は加速度的に増加する傾向にあります。

このような現状にかんがみ、政府は、昨年十一月一日国鉄財政再建推進会議より提出された意見書の趣旨にのつとり、国鉄財政の再建をはかるため、必要最小限度の運賃改定を行なおうとするものであります。

次に、日本国有鉄道財政再建促進特別措置法案について申し上げます。

本案は、国鉄の財政の現状にかんがみ、その財政の再建に關し、国鉄財政再建推進会議から提出された意見書の趣旨にのつとり、政府が決定する國鉄財政再建の基本方針及び国鉄の定める再建計

とるべき援助の措置等について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○副議長（小平久雄君）　委員長の報告を求めます。運輸委員長砂原格君。

画の実行を通じて、国鉄の近代化、能率化の推進を確保するとともに、國の財政措置を規定し、国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案とあわせ、国鉄、國及び國民の三位一体となつた根本的財政再建施策の推進をはからんとするものであります。

両案は、二月七日提出、同月十八日本会議において趣旨の説明があり、同日委員会に付託され、翌十九日政府より提案理由の説明を聴取し、三月四日質疑に入り、同月十四日には参考人を招致してその意見を徴し、また、十七日には委員派遣を行ない、二十日には大蔵委員会及び物価問題等に関する特別委員会とそれぞれ連合審査を行なう等審査を重ね、三月二十五日、国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案は修正議決、日本国有鉄道財政再建促進特別措置法案は原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。（拍手）

〔参照〕

国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案に対する修正案（委員会修正）
国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案の一部を次のようすに修正する。
附則第一項中「昭和四十四年四月一日」を「公布の日の翌日」に改める。

○副議長（小平久雄君） 質疑の通告があります。順次これを許します。岡澤完治君。

〔岡澤完治君登壇〕

○岡澤完治君 私は、民主社会党を代表いたしまして、ただいま議題となりました二法案について、総理並びに関係各大臣に対し若干の質問を行ないます。

法案に対する質疑に入ります前に、二法案の審議に關しまして生じました運輸委員会における物

理的議事妨害、そして野党質問もほとんど行なわれないまま混亂のうちに審議が打ち切られ、与党による単独採決が強行せられた姿は、きわめて遺憾であり、國民の期待を裏切るものであると私は思います。（拍手）

ことに、現下の最大の政治課題の一つは、学園にびまんした一部はね上がり学生による少数暴力の支配を否定し、学園を正常化して、まじめな学生が静かに勉学にいそしめる教育環境を各学園に一日も早く取り戻すことであり、国会は國權の最高機関として、それについても責任の一端をなすに立場にあると私は考えます。ことに、去る二五日の運輸委員会の混亂は、東大安田講堂における攻防戦と選ぶところがなく、いわゆるゲバ棒学生を批判する資格を国会みずからが失った行為であると私は思いますが、これについて佐藤總理はいかがお考えになりますか、忌憚のない御所見を國民の前に明らかにしていただきたいと思います。（拍手）

ことに、議会制民主主義の本旨にのつとり審議を尽くすことを覚悟とし、質疑の機会を待つておきました私たち民社党の委員に対し、国民生活、ことに現下最大の國民の関心事である物価と密接に結びつく國鉄運賃法等の改正案について、一回の質疑も許されないまま、当該委員会において与党の委員長代理により質疑打ち切り、単独採決が強行された事実について、総理並びに運輸大臣はいかがお考えになりますか、お尋ねいたします。（拍手）

次に、二法案の中身についての質問に移ります。國鉄運賃の値上げが今日これほどの大問題になつておる理由は、一にかかるて政府の物価政策の欠陥にあると私は考えます。（拍手）公共料金といえども、一般物価の上昇の趨勢と無関係にいつまでも押えておくことは、本来、無理なことであると私も認めます。しかしながら、今日の物価問題

は、御承知のとおり、その昨年の上昇率を見ましても、御承知のとおり、その昨年の上昇率を見まし

ても、当初目標の四・八%をはるかに上回り、五・四%に達すると予想され、今年度はさらにそれを上回り、一年間定期ものの利息、すなわち五・五%をあるいはこすのではないかと心配される重大な時点にござります。物価は經濟の体温計といわれ、それが一年間の定期ものの利息を上げて上昇するときは、いわば人体において危篤状態に入るときだと指摘されております。それだけに、私は、今年度の物価上昇率を何としても政府の努力目標である五%以内に抑えることは、經濟政策上政府に課せられた本年度の至上命令であり、したがつて、今年度の物価上昇率を五%といわれ、タクシーレンジ、私鉄運賃その他の関連便乗値上げを誘発せずにはおかないと見られる國鉄運賃

は今後の運賃改定によって解消せしめようと思われるのか、あるいは國の財政措置によつてカバーされんとするのでありますか、あるいは通勤輸送対策のための設備投資等のごときは國の出資によることによってでもカバーしようと思われるでありますか、その辺の具体的な御所見を明らかにしていただきたいと思います。

次に、國鉄が負担しております各種の公共負担は、そのまま存続いたしますと、國鉄經營をいかに近代化しようとしたましても、結局は一般利用者の運賃負担となつてはね返らざるを得ないと私は思いますが、この点を總理や大蔵大臣、運輸大臣はいかがお考えになるのでありますか。（拍手）

私は思いますが、この点を總理や大蔵大臣、運輸大臣はいかがお考えになるのでありますか。（拍手）

次に、國鉄財政再建のためには、具体的に申し上げまして、增收対策、この中には、たとえば不動産事業、パイプラインの問題、ターミナルの開発等が考えられます。また、物件費の節減、ことと要員の合理化——これは労働生産性の向上とも大きく結びつくと思ひますけれども——の問題、ことに赤字線対策、私は、この赤字線対策につきましては、地域交通の特殊性によつて、一般にいわれておりますような自動車輸送に転換することとが困難な地域もあると思ひます。こういふ地域につきましては、國または公共団体が損失を負担する制度でもお考えになるのかどうか。その辺の問題を中心にして、今日危機状態にあります國鉄財政を黒字にまで持つていく、これはほんとうは私は非常に容易でないことだと思いますけれども、それについての具体的な構想を運輸大臣にお尋ねいたします。

最後に、私は、鐵道建設公團に關連してお尋ねをいたします。

右措置法案におきましては、國鉄再建の目標を、将来にわたるわが國の交通体系の中で國民経済及び國民生活におけるその役割に対応して、できるだけの近代的經營体制を確立することとし、同時に、昭和五十三年度までに損益計算において利益が生ずるよう、財政の健全性を回復することを目的としております。そこで、國鉄は公企業として大きな公共的使命を果たしつつ、

官 報 (号)

國鐵財政再建推進會議の答申にも見られましたように、國鐵赤字線の廃止がいま強く呼ばれておりますこの時点で、一方いわゆる鉄建公團は赤字ローカル線を建設しつつあります。しかも、この鉄建公團に対しましては、國鐵が出資をいたしておられます。私は、ここに若干の矛盾を感じます。國民が納得するような御説明をいただきたいと思います。

以上をもって私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣(佐藤榮作君登壇)〕

○内閣総理大臣(佐藤榮作君) お答えいたしま

す。

まず、運輸委員会において強行單独採決、これは暴挙なりとの御批判でありました。私は、運輸委員会において、よく十分審議を尽くそうとされなかつたのは一体どの党なのか。これは民政党がそうだと申すわけではありません。念のために、その党はいすれの党であつたか、この点を十分考えていただきたいといわざるを得ないのであります。反対のためには手段を選ばず、審議を拒否する、あるいは引き延ばす、これでは議会制民主主義、これは守れません。堂々と委員会の開催に応じ、あらゆる角度から議論を開闢し、最終的に、その結論に対してもいさぎよく応じる、そういう姿勢こそ、議会制民主主義に立脚した国会の運営である、かように私は考えます。(拍手) 国民もまたこのことをわれわれ議員に期待しておる、かよう。

次に、委員会において審議を残されたことは、まさに憲念でありましたが、その足らざることは、本会議において行なおうではないか、これが議長の裁定だったと私は思います。議長裁定にも応じないということは前例のないことであります。さような暴挙、これこそ少數党のゲバ棒だといわざるを得ません。(拍手) 公共料金を一年間据え置きとの御意見であります。私は、やはり止すべき点は正していくことですが國鐵百年の計のために必要だと思います。もち

ろん、運賃だけを引き上げて能事終われりと、かようと考えているものではありません。國鐵自身の合理化への努力と、国、地方公共団体の應分の援助、三位一体の施策によって國鐵の再建を進めていくことするのがわれわれの考え方であります。一方におきまして、物価対策については、財政、金融全般の慎重な運営によりまして、その安定に總力をあげてこらとするものであります。

最後に、独立採算制のもとにおいて、なおかつ多額の公共負担をしておることであります。この公共負担は、鐵道財政の状況に応じ、まず特別の割引制をできる限り整理し、輸送原価に応じた運賃に改めることによって解消すべきのであり、赤字の補てんという形で國が助成することは妥当でないと考えますが、國鐵がその困難な財政事情にもかかわらず、公共的使命達成のため、なお巨額の投資を統けている現状にかんがみ、國鐵自身の合理化努力及び運賃改定による国民各位の御協力を前提としつつ、國鐵に対する財政援助措置を行なおうとするものであつて、決して、形式的に独立採算をしいるといった、かような硬直的な態度でないことをよく御理解いただきたいと思いま

す。

その他の問題につきましては、それぞれ所管大臣からお答えいたします。(拍手)

〔國務大臣原田憲君登壇〕

○國務大臣(原田憲君) 第一のお問い合わせは、私は、

行政府の運輸大臣といたしまして、本院に提案をいたしました法律案の審議については、できるだけ國民の前に慎重審議をお願いしておるのでございまして、國權の最高機關である國会において、そのルールに従つた運営を果たしていただけます。さういうことが最も望ましいことであると存じておおりまして、お指図のとおり、私は國会に出席をいたしまして、御質問にも答えてきたところでございます。したがいまして、國鐵財政再建並びに運賃、この二法案につきましては、運輸委員会に

方々にも御質問を賜わりまして、それに対する答弁を國民の前に明らかにしてまいりました次第でござります。きょうも、本院におきまして、議長裁定により、岡澤議員が御質問に立たれまして、私は答弁に立つておるのでございまして、これ以上私が申し上げることはないと存するのでございま

す。

次に、この國鐵運賃上げに際しまして、一年間たな上げして抜本的に考えたらどうかという民主党の考え方では、私お答えしてまいったと思うのですが、御承知のように、昨年、予算委員会が終わつてすぐに、國鐵財政再建のための推進会議が開設されられておる。國鐵といふもののほんとうに抜本的な対策を立てなければ、いままで数次にわたる審議会あるいは委員会が持たれてきたけれども、今度こそ抜本的な対策を立てなければならぬ、というたてまえで、昨年一年間約三十回にわたる会議を持つて、國鐵財政再建の推進会議が意見書を出されたのであります。これに立脚いたしまして、政府といたしましては抜本策をこのたび皆さま方に御審議を賜わつておるのでございまして、このすべての策を一年間たな上げしてやつたらどうかと言われますけれども、その根本的なことは一年間すでに練りに練りまして、いわゆる三位一体という方式をもつて皆さん方に御審議を願つておるのでござります。民政党の案の中には、たとえば五百億を一般会計から出し、あるいは四百五十億を財投から出せ、そういうお話をございますが、お金は、出せ出せと言つてはやるがほんとうに御承認を得ます。(拍手) 先ほどの、國鐵の実質的な二兆円にのぼる借金の利子のたな上げ、これも金があつたら一般会計から回すこともできますけ

だがあきましたら、食事もせずに、すぐまた衆議院に帰り御質問に応じる、こういうことで、私といたしましてはできるだけの努力はいたしたつもりでございます。また、その間にあります、連絡力をあげてこらとするものであります。

それから、

國鐵財政再建についての問題について、赤字線の対策、あるいは要員の合理化、それから業務範囲、営業範囲を拡大してはどうかといふお尋ねでございました。

それから、國鐵財政再建についての問題について、赤字線の対策、あるいは要員の合理化、それから業務範囲、営業範囲を拡大してはどうかといふお尋ねでございました。

國鐵におけるところのたび重なるストライキというものがいかに國民のひんしゅくを買つておるかと、いうことは、もうすでに明らかでございます。私は、労使がほんとうに、ともに働くという立場に

立つてこの財政再建といふものに取り組まなければ、国鉄のほんとうの再建はあり得ない、このためには、組合といふものも一生懸命になつてもらわなければいけないし、経営者も、いわゆる親方日の丸というような観念を捨てて取り組まなければならぬということを痛感し、御意見のとおりだろうと思つております。

業務の拡大につきまして御意見がございましたが、大体これも私は御説賛成でございます。ただ、国鉄の性格上、何でもやれるといふものではなかろうと思います。話に出ましたバイオラインといふようなものは、今後取り入れていつかるべきではないかと思いますが、民間とあまりにも競合するような企業については、やはり考慮をすべき点があるのではないか、このように考へる次第でございます。

それから、赤字線の問題につきましては、これはたびたび申し上げておりますが、他の交通機関、たとえば自動車とかえどり、しかもその地方の人たちが十分それを喜ぶといふようなところなどしかえていく必要があると思いますが、それらのない場合、その地方の状況といふものを勘案しながら、この赤字ローカル線の廃止といふ問題については、この十年間を通じて慎重に取り扱つていくつもりでございます。

また、新線建設ということについてのお尋ねも最後にございましたが、新線建設についていろいろ多様でございまして、重要な線もあるわけでございます。この建設公団をつくりました際に、国鉄は七十五億の出資をいたしておつたのでございます。今日、国鉄の財政が非常に悪いときに、なおこれを出資しているのはどうだ、という御意見がござります。今年度は五億減らしまして七十億といふことにいたしておりますが、今後、これらにつきましても、赤字ローカル線と同様、慎重な態度で臨んでまいりたいと思つておる次第でございます。

何とぞ本案に御協力くださるようにお願ひをい

たしまして、御答弁といたします。(拍手)

〔國務大臣菅野和太郎君登壇〕

〔國務大臣福田赳夫君登壇〕

物価を抑えるつもりであります。(拍手)

お答え申し上げます。

○林百郎君 私は、日本共産党を代表して、国鉄運賃法の改正案並びに国鉄財政再建促進特別措置法案に対し、總理並びに閣僚大臣に質問いたします。

関連して、政府の物価対策についていろいろ御批判をこらむつたのであります。ところが、その後四十三年度の上半期におきまして五・七%になり、その勢いをもつてすれば、あるいは四十三年度全体といたしまして五・七、八%になりますが、そのように発表いたしましたのであります。ところが、幸いなことは、これは天候のおかげではあります。四十三年度全体といたしまして五・七、八%になりますが、その後物価の上昇が定着いたしまして、大体四十三年度においては五%以下になると

いう見通しがいまつておられます。せつかくここで消費者物価が五%以内になつたのでありますからして、この五%以内で四十四年度も定着せしめたいということで、いま政府はいろいろ努力いたしておりますのであります。皆さん方の御心配になる点は、国鉄料金の値上げに便乗して、私鉄その他の交通関係の公共料金の値上げをしないかといふ御心配を持つておられると思うのであります。

が、これは、たびたび総理から、あるいは運輸大臣、私からも申し上げたとおり、この便乗値上げは極力押える、交通関係の公共料金は極力押えるということをたびたび言明いたしておるのであります。まして、したがいまして、これを実行すれば、私は、四十四年度の消費者物価も五%で抑えることができるという自信を持っておるのであります。

なお、政府は、この物価安定の態度につきまして、政府は、この物価安定の態度を先般発表いたしまして、政府は五%以内で物価を抑えるといふ態度を表明いたしたのでありますからして、この点においては、全力をあげて五%以内で消費者

物価を抑えるつもりであります。(拍手)

お答え申し上げます。

○林百郎君 私は、日本共産党を代表して、国鉄運賃法の改正案並びに国鉄財政再建促進特別措置法案に対し、總理並びに閣僚大臣に質問いたします。

まず、質問に先立つて、去る二十五日の運輸委員会における自民党の暴論についてであります。国民の前に国鉄の赤字の内容など、十分明らかにされることをおそれた結果にほかならない。こういふのであります。このことは、政府・自民党が、まだ残つていたわけであります。審議時間は、しかも、他面、同時にこれは公共性の非常に高い存続でございまするからして、国鉄の運営に支障がないことを政府がしりをぬぐうのだという体制では、合理的な運営はできない、かよう考へます。しかし、他面、同時にこれは公共性の非常に高い存在でございまするからして、国鉄の運営に支障がないことを政府が放置するわけにはまいりません。いま国鉄財政は非常に困難に当面しておる。さよならごことで、今回、政府としては、かなり思い切った財政援助措置を講じた、かよう考へておるのであります。いかに思い切つたか、こういふことは、予算委員の方は御承知かと思いま

すが、過日、予算委員会に石田国鉄総裁が参考人として出頭しております。いかに思つたか、こういふことは、予算委員の方は御承知かと思いま

すが、私は感謝感激をしておる、かよう申しておるのあります。(拍手)これをおちましても、ひ

とつこの措置の妥当性について御評価をいただきたいのであります。

公共負担の問題、通勤輸送の問題、これについて、政府が出資とかその他の援助をすべしといふ御意見でございますが、これらは個々別々で論ずるわけにはいかぬと思います。全体として国鉄が立つていくかどうか、立つていいか際には、國家としてこれは当然援助をする、これはもう私どもは今後ともさような考え方をもちまして、国鉄

張するものであります。

〔林百郎君登壇〕 林百郎君。

このよだな立場から、私は、以下の質問を行な

うものであります。

第一に、総理並びに運輸大臣に質問します。

昭和三十五年度から三十九年度までの運輸別損益は、貨物で六百五十一億の赤字であります。旅客では二千百七十二億の黒字であります。このことは公然と発表されております。ところが、何ゆえに、赤字の大きいはずの貨物運賃は据え置いて、いや、そればかりでなく、大企業には特別契約によって値下げの措置までしておるのに、勤労大衆向けの旅客運賃は、四十一年、四十三年に統計、今回さらに平均一五%という、四年間に三回もの大幅値上げを行なうのですか。その根拠をはつきりと伺いたいのであります。

第二に、在日米軍の物資輸送並びに大企業の貨物運賃について質問いたします。

一昨年、新宿駅構内で爆発事故を起し、沿線住民を恐怖におとしいれました立川、横田基地向けの米軍ジェット燃料輸送の運賃を例にとってみますと、四十一年度、神奈川の安善駅から羽島駅まで、年間五十三万二千三百十トンを輸送しておきました。これは二億三千二百八十万円の運賃を取つておりますけれども、これを国有鉄道運賃法による貨物運賃等級表で計算しますと、二億五千五百六十万円になるのであります。すなわち、この区間の米軍ジェット燃料だけでも、年間に二千二百万円の割引を行なっているのであります。これを全国的に見れば、相当額にのぼるのであります。また、在日米軍に対する割引は、単にジェット燃料のみでなく、弾薬や資材など、ぱく大なものがあります。国鉄運賃は、国有鉄道運賃法に基づいて具体的な金額がきめられているはずであります。国鉄独自で料金割引ができるのは、災害だとが学童、団体等に対しての軽微な割引だけのはずであります。一体、米軍に対するかかる根拠に基づいて行なわれているのか、その根拠を明らかにしていただきたいと思うのであります。(拍手)

うものであります。

第一に、総理並びに運輸大臣に質問します。

昭和三十五年度から三十九年度までの運輸別損益は、貨物で六百五十一億の赤字であります。旅客では二千百七十二億の黒字であります。このことは公然と発表されております。ところが、何ゆえに、赤字の大きいはずの貨物運賃は据え置いて、いや、そればかりでなく、大企業には特別契約によって値下げの措置までしておるのに、勤労大衆向けの旅客運賃は、四十一年、四十三年に統計、今回さらに平均一五%という、四年間に三回もの大幅値上げを行なうのですか。その根拠をはつきりと伺いたいのであります。

第三には、東京周辺その他の収容率が二六〇%から二八〇%といわれておる殺人的な通勤輸送の混雑の緩和、安全対策にはわずかな財政支出しかしておらない政府が、大企業のための専用線の施設費の負担、特急急行貨物列車の増発、コンテナ車及び自動車用、冷蔵用などの物資別の適合貨物の増備、新幹線など、独占資本に奉仕する一貫輸送体制を確立するための設備投資には巨額の借金までしてこれを強化しているのであります。そのため、四十二年度においては一千十二億円といふばく大きな金利の負担を生じて金融大資本に奉仕している結果になつております。しかも、この借り入れ金の返済のほとんどを、旅客運賃の値上がりと国鉄労働者の首切り合理化等、国民大衆の負担によつて行なおうとしているのであります。政府はこの際、いわゆる再建債に対する孫利子補給方式等のやり方でなくて、国鉄借り入れ金に対する年間一千十二億にも及ぶばく大きな利子の支払いを、政府の責任においてたな上げをするという抜本的な対策をとるべきものだと思ひますけれども、どうか、この点について総理並びに関係大臣の明確な答弁を求めます。

第四に、このたびのいわゆる赤字の原因の一つである国鉄の資材購入について、質問いたしたいと思います。

第五に、旅客、貨物別運送の原価計算や損益計算など、国鉄の財政、経理の内容の公表の問題であります。

第六に、

また、日産自動車等独占大企業に対しても、私的契約と称して特別な割引運賃による製品輸送を行なつております。これについても、一体その法的根拠はどこにあるのか、これも明確にされたいと思います。

第三には、東京周辺その他の収容率が二六〇%から二八〇%といわれておる殺人的な通勤輸送の混雑の緩和、安全対策にはわずかな財政支出しかしておらない政府が、大企業のための専用線の施設費の負担、特急急行貨物列車の増発、コンテナ車及び自動車用、冷蔵用などの物資別の適合貨物の増備、新幹線など、独占資本に奉仕する一貫輸送体制を確立するための設備投資には巨額の借金までしてこれを強化しているのであります。そのため、四十二年度においては一千十二億円といふばく大きな金利の負担を生じて金融大資本に奉仕している結果になつております。しかも、この借り入れ金の返済のほとんどを、旅客運賃の値上がりと国鉄労働者の首切り合理化等、国民大衆の負担によつて行なおうとしているのであります。政府はこの際、いわゆる再建債に対する孫利子補給方式等のやり方でなくて、国鉄借り入れ金に対する年間一千十二億にも及ぶばく大きな利子の支払いを、政府の責任においてたな上げをするという抜本的な対策をとるべきものだと思ひますけれども、どうか、この点について総理並びに関係大臣の明確な答弁を求めます。

第四に、このたびのいわゆる赤字の原因の一つである国鉄の資材購入について、質問いたしたいと思います。

第五に、旅客、貨物別運送の原価計算や損益計算など、国鉄の財政、経理の内容の公表の問題であります。

第六に、

第七に、

以上の私の質問で明らかにしたとく、国鉄当局が発表しております。このことは、国鉄といふものが、いかに大資本にばく大な市場として利用され、ばく大な利潤を提供しているかということを明白に示していると思うのであります。しかもこの投資は、いまや年間実に三千八百億円といふばく大きな額にのぼらうとしているのであります。国鉄が赤字を問題にするならば、この不當な資材の購入方式と購入資材の独占価格を引き下げ、これをまず政府は措置すべき問題だと思うことがあります。これに対して総理並びに関係大臣の答弁を求めます。

第七に、

以上の私の質問で明らかにしたとく、国鉄運賃法の改正と国鉄財政再建法の二法案の真のねらいが、大企業や在日米軍の貨物については原価を割る安い運賃、一方、旅客に対する原価をはるかにこえる高い差別運賃政策をとり続けておる、これを続けようとしていること。また、大企業のための貨物輸送体系の整備拡充、大企業からの独占価格による高い資材の購入など、巨額の資金を投じ、それに必要な借り入れ金のばく大きな金利を支払うことによって生じたいわゆる赤字、これを理由にして、国鉄を十年間自民党政府の直接の管理に置いて、しかも、今後十年間に少なくとも三回もの運賃の値上げをさらに予定し、その上、赤字路線の廃止、五千駅のうち三千百にのぼる駅の廢止、無人化、十六万人をこす国鉄労働者の人減らし、合理的に行なおうとしているのであります。それがよつて、実に三兆七千億円の巨額の設備投資資金を捻出して、大量、高速な輸送と自動車道との結合を重点に、国鉄を大資本に一そら大規模に置いて、しかも、今後十年間に少なくとも三回の値上げをさらに予定し、その上、赤字路線の廃止、五千駅のうち三千百にのぼる駅の廢止、無人化、十六万人をこす国鉄労働者の人減らし、合理的に行なおうとしているのであります。それがよつて、実に三兆七千億円の巨額の設備投資資金を捻出して、大量、高速な輸送と自動車道との結合を重点に、国鉄を大資本に一そら大規模に置いて、しかも、今後十年間に少なくとも三回の値上げをさらに予定し、その上、赤字路線の廃止、五千駅のうち三千百にのぼる駅の廢止、無人化、十六万人をこす国鉄労働者の人減らし、合理的に行なおうとしているのであります。それがよつて、実に三兆七千億円の巨額の設備投資資金を捻出して、大量、高速な輸送と自動車道との結合を重点に、国鉄を大資本に一そら大規模に置いて、しかも、今後十年間に少なくとも三回の値上げをさらに予定し、その上、赤字路線の廃止、五千駅のうち三千百にのぼる駅の廢止、無人化、十六万人をこす国鉄労働者の人減らし、合理的に行なおうとしているのであります。これがよつて、実に三兆七千億円の巨額の設備投資資金を捻出して、大量、高速な輸送と自動車道との結合を重点に、国鉄を大資本に一そら大規模に置いて、しかも、今後十年間に少なくとも三回の値上げをさらに予定し、その上、赤字路線の廃止、五千駅のうち三千百にのぼる駅の廢止、無人化、十六万人をこす国鉄労働者の人減らし、合理的に行なおうとしているのであります。

第八に、

らし合理化をやめて、国鉄労働者の労働条件を改善して、輸送の安全確保をすることができるのであります。これこそ、公共輸送機関としての国鉄を再建する眞の道であると考えます。

よつて、わが党は、国鉄運賃法改正案並びに国鉄財政再建法案を政府が撤回すべきことを要求し、真に国民に奉仕する再建計画をつくり直すべきである、これを要求するものであります。これについて総理並びに運輸大臣、関係大臣の明確な答弁を求めて、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣佐藤栄作君登壇〕

○内閣総理大臣(佐藤栄作君) 林君にお答えいたしましたが、まずお断わりしておきたいのは、私は基本的な大綱についてお答えをし、その他は運輸大臣からお答えをすることにいたします。

まず、徹底的に審議を尽くすという意味合いにおきまして、率先して本会議に出席された共産党諸君の態度、その姿勢は、その限りにおきましては議会制民主主義をよく尊重されたものとして、心から敬意を表します。(拍手)しかしながら、まことに、貨物運賃を上げるとなると、いま最も問題としておる消費者物価に直ちに影響もいたします。さような観点から、今回の運賃改正、これが総合原価主義に立ち、また、消費者物価に影響の比較的少ない旅客運賃に手をかけた、こういふものでございます。

また、在日米軍や独占大企業の物資輸送につい

て特別の割引をしているということをございましてが、さようなことはありません。現在、貨物割引は、国民生活に不可欠の主要食糧について公共交通割引を行なつてあるのであります。このことでも国民の鉄道、さような意味であるとの証左でござります。

その他の問題につきましては、冒頭に申しましたように、運輸大臣からお答えいたさせます。

(拍手)

〔國務大臣原田憲君登壇〕

○國務大臣(原田憲君) 旅客運賃のみ改定する理由については、いま総理が御答弁になりましたので、重複は避けさせていただきます。

それから、米軍輸送に対しての問題、それから自動車、トラック等の問題についても総理から答弁がございましたので、重ねて申し上げることはございません。(発言する者あり)はっきり申し上げますと、総理もおっしゃったように、そういうことをやっておらないということなのです。たとえば大量に物を運びますと、お客様さんでも団体割引ということは許されておる。だから、貨物でも

赤字の貨物を据え置きながら黒字の旅客運賃を申し上げておきます。

赤字の貨物を据え置きながら黒字の旅客運賃を申し上げておきます。

して、両案を引っ込めろ、かように仰せでございふことで、特別なことをやつておらないといふことを重ねて申し上げておきます。

次に、国鉄に対する投資である借金に対しても、利子の支払い等もストップしたらどうだ、こういうお話をございますが、二兆円に及ぶところえますが、国鉄は全体として公共企業体としての使命を遂行しているものであり、国鉄全体の運賃料金が国鉄全体の原価を償うといふ、いわゆる総合原価主義、かような主義に立つておるものあります。この点は林君もよく御承知だと思います。ことに、貨物運賃を上げるとなると、いま最も問題としておる消費者物価に直ちに影響もいたします。さような観点から、今回の運賃改正、これが総合原価主義に立ち、また、消費者物価に影響の比較的少ない旅客運賃に手をかけた、こういうお話をございますが、大体たな上げせよといふことは、これは悪いことばで言うと、やらずぶつかり、こういうことは親方日の丸、何でも埋め合せしたらよい。この借りておる金は国民の、たとえば郵便貯金であるとか、そういうものでござりますから、これは借りたら必ず返さなければならぬ、こういう性質のものでございます。

またがいまして、このたびの、これに対する政府関係の費用だけでも、約六千三百億円にかかる利子に相当する金額の財投優遇貸し付けをするとともに、当該貸し付け金にかかる利子を一般会計から利子補給する、こういう方法でやつていくと言つておるのでございまして、これのほうが合理的であるとお答えを申し上げたいと思うでござります。(拍手)

その次には、国鉄の資材購入の問題でございますが、国鉄の契約は、日本国有鉄道法第四十九条によりまして、一般競争入札に準じた方法、すなわち、公開競争入札または公正協議による契約を原則とすることといたしております。例外としては、緊急な必要のある場合、原則によることが国鉄に不利な場合、あるいは製作に高度の技術または経験を必要とする物品を購入する場合については、指名競争契約または随意契約方式をすることが認められております。たとえば、昭和四十二年度の国鉄の資材購入について見ると、車両、レール、まくら木等は随意によつておられます。金額では、随意が八五%でござりますが、購入品目では、公開競争入札によりますものが八二%と圧倒的に従つて適正な契約をしておるものと確信しておられます。今後とも、契約の適正化については遺憾なきよう十分指導してまいりたいと存じます。

(拍手)

それから最後に、貨客別の収入についてのお問い合わせ五点ほどございました。国鉄輸送の貨客別の収支を明らかにする資料としては、運送原価年報がございます。国鉄は、お話しのように、昭和四十年度まで運送原価計算年報としてまとめておりまして、この原価計算のやり方は、多年にわたる調査研究の結果確立されたもので、長期にわたりまして国鉄の経営管理に利用してきたものではございませんが、最近におきまして、輸送構造の変化等に伴い、国鉄経営の実態把握上必ずしも十分なものといえなくなつた面がござりますので、原価計算を試行的に行なつておる状況でございます。

このため、その計算結果については、幾つかさらには再検討なし推敲を行なうのが多く、公表の結果、かえって誤解、混乱を生ずるおそれもありますので、これを勘案して、試算の結果は、部内的資料にとどめておる状況でございます。現在一応計算が終了しておるのは、昭和四十一年度の原価計算でございまして、これによれば、旅客は九十六億円の黒字、貨物は五百三十五億円の赤字となつております。国鉄は、総合原価主義をとつておるのでございまして、貨客別収入状況は、経営管理上の指標として、これを用いておるのでござります。今回の運賃改定に関しましては、その他諸般の事情の一環として、十分勘案したところでござります。国鉄は総合原価主義のたてまえをとつております。個別運賃のたてまえには立つておらぬのでござります。原価計算の結果は、

運賃改定に直接結びついていないので、運賃改定に際し、貨客別収支状況を明らかにする必要はないと考えておるのでございます。損益計算については公表いたしております。財務諸表も毎年国会に提出をいたしております。原価計算については、個別に計算をしておるということは、いま申し上げたとおりでございます。

最後に、御意見を交えて、この法案を撤回せよといふお話をございましたが、撤回することはできません。ぜひ御協力を賜わりたいと存する次第でございます。(拍手)

○副議長(小平久雄君) これにて質疑は終了いたしました。

○副議長(小平久雄君) 計論の通告があります。

[山下榮二君登壇]

○山下榮二君 私は、まず最初に、わが民社党は国鉄運賃上げに絶対反対するものでございましょう。(拍手)

私は、これより、ただいま上程されております日本国有鉄道財政再建促進特別措置法案に対して、それぞれ反対の討論を行ないます。

私は、討論を行なう前に、一言、政府与党たる自民党的各位に対し苦言を呈し、猛省を促しておきたいと思うのでございます。(拍手)

それは、去る二十五日の運輸委員会における国鉄二法案の強行採決は、全く議会制民主主義の基準ルールを無視し、じゅうりんしたものであり、まことに遺憾のきわみであると申さなければなりません。(拍手)このよくな形で二法案が可決されたことは、国民に対して大きな疑惑を招来し、国民の政治不信を一そらかき立て、議会制民主主義の墓穴をみずから掘ることになることは明らかであります。(拍手)この際、私は、声を大にして叫

す。決して暴力の府ではないであります。(拍手)いかなる場合といえども、与野党を開わず、物理的抵抗をもって言論を封ずるがときは、断じて許されんべきではございません。(拍手)わが党は、この点について、今回の処置に深い憤りを覚えるものでございます。自民党並びに社会党及び公明党は、まず国民の前に謙虚にこのことを反省しなければならないことを強く指摘しておきたいと思うのであります。(拍手)

かつて、明治五年以来、わが国の基幹的運輸手段として国鉄が果たしてきた役割ははまことに大きく、日本経済発展の先導的地位を占めてきたことは、いまさら私が申し上げるまでもございません。ところが、いまや国鉄は、膨大な赤字と借金をかねて、ますます増大する運輸需要に対し十分にこたえることができず、重大な危機に瀕しています。皆さんは御承知のとおりでござります。これが原因は、第一に、自動車、内航海運、航空機等、国鉄以外の運輸機関が急速に発達したこと、第二に、これら運輸機関の発達に即応する国鉄の積極的経営策が顧みられなかつたこと、第三に、政府の施策の貧困が、国鉄だけでは解決のつかない諸問題を引き起こし、国鉄経営上の大きな障害をつくつてると断言せざるを得ないのであります。すなわち、政府の無計画、無節操な高度経済成長政策は、都市における地価の暴騰を招き、これが用地買取費の増大となつて国鉄経営を圧迫し、また、都市への激しい人口の集中は輸送需要を異常に増大せしめ、これに対応する膨大な設備投資が国鉄赤字の最も大きな原因となつておるのでございます。

したがつて、いまや国鉄問題は、実に政府施策の貧困問題であると申し上げましたとおりでございます。このように、現在における国鉄運賃の値上げは、いと存するのであります。このよくな現在の国鉄問題に対する真剣な反省と、それに対する実効ある政策が佐藤内閣に全く見られないことが、私の党は、国鉄運賃上げの中止と、その間にかかる

反対する第一の理由でございます。(拍手)

第二の理由は、私は、このような原因によつてもたらされた国鉄赤字を、政府は安易にも、大部分をその運賃値上げによって一般利用者に転嫁し

ようとする態度に対し、強く反対をするものでございます。(拍手)

現在、わが国が国民生活において当面する最重要な課題は、申すまでもなく、物価問題であることは皆さんも御承知のとおりであります。すでに昭和三十六年に急激な消費者物価の上昇を見ています。昭和三十六年は依然として物価の値上がりはほとんど不平等、矛盾、弊害を招来していることは、今日まで論じ尽くされたところでございます。

まさに、国鉄赤字もその頗著な犠牲者であると申しても、決して言い過ぎではないでございます。

しかしに今度は、国鉄自身が運賃の一五%値上げによって現在の物価上昇にますます拍車をかけるがごときは、断じて国民の容認し得ないところでございます。政府は、国鉄運賃引き上げによるが、これは國民生活の実情をあまりにも無視するものではないといわなければなりません。(拍手)第一に、ことしの物価上昇率は、政府の予想でさえ五%であります。政府は、これを正当化しようとしておりますが、これは國民生活の実情をあまりにも無視するものではないといわなければなりません。(拍手)第一に、ことしの物価上昇率は、政府の予想でさえ五%であります。政府は、これを正当化しようとしておりますが、これにいまの国鉄運賃値上げの対策さえ全く見ることができないのであります。政府には、この赤字路線に対する確固たる方針もなければ、現在の都市における言語に絶する通勤、通学地獄に対する明確な解決の対策さえ全く見ることができないのであります。(拍手)政府は、現在の赤字をいかになくするかと、いう私企業的な考え方だけであると申し上げます。しかし、これまた決して言い過ぎではないと存じます。政府は、運賃値上げを中心とした財政再建案を提出する前に、まず現在の通勤、通学地獄の解消案を国民の前に明確に提示されるべきであると存じます。(拍手)しかし、今回の法案は何らその具体性がなく、一方的に運賃値上げをすることは、われわれの断じて承服しがたいところでございます。

以上、私は反対の理由を述べてまいりましたのであります。最後に一点、申し上げたいと思います。

現在の消費者物価上昇はまことに憂慮すべき問題に対する真剣な反省と、それに対する実効ある政策が佐藤内閣に全く見られないことが、私の

理化を強く主張してまいつたのでございます。それにもかかわらず、政府が値上げを強行しようとすることは全く遺憾であり、われわれの断じて賛成し得ざるところでございます。(拍手)

次に、私が今回の法案に反対する第三の理由は、今後の国鉄経営に対する国民的視野からの抜本的対策が見られない点であります。

国鉄は、言うまでもなく私企業とは異なり、公共の福祉増進をはかることを第一の目的として設立されたことは、日本国有鉄道法第一条を見るまでもなく明らかなどころでございます。したがつて、公共の福祉増進を強化拡大する過程において、ある程度の事業会計上赤字を生ずることは、むしろやむを得ないことといわなければならぬでございます。ところが政府の再建案は、この国鉄の基本的目的を忘れ、文字どおり財政再建、すなわち、赤字対策のみきゅうきゅうとし、その犠牲を、今回のみならず、今後さらに二回の運賃上昇によって一般利用者に転嫁しようとしているのでございます。

そこで、私は反対の理由を述べてまいります。

運賃値上げは、何としても認めがたいところでございます。したがつて、いまからでもおそらくございません。政府・与党の皆さんは、勇断をもつてこの際この二法案をすみやかに撤回し、消費者物価の安定と、国鉄本来の使命である公共福祉の増進につとめるべきであることを強く要望いたします。

(拍手)

○副議長(小平久雄君) 加藤六月君。

[加藤六月君登壇]

○加藤六月君 私は、自由民主党を代表して、国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案、及び日本

国有鉄道再建促進特別措置法案に賛成の討論を行なるものであります。(拍手)

日本国有鉄道が戦後日本経済の復興再建のために、その根幹として、また大動脈として尽くしてきた業績については、いまさら多言を要さないところであります。だが、近時わが国経済の急速な発展に伴つて増大する輸送需要、及び量的、質的変動に対処するため、大都市通勤輸送の改善、幹線輸送力の增强、保安対策の強化等のために必要な工事を進め、画期的な輸送改善を行なつて、国民経済及び国民生活の要請にこたえてまいりました。また、これからわが国の均衡ある新しい、豊かな、住みよい国つくりに対して国鉄は欠くべからざる任務を持っているのであります。しかしながら、一方、国鉄財政の現状は、輸送構造の変化に伴う運輸収入の伸び悩み、資本費、人件費の急激な増加によって、昭和三十九年度以来大幅な欠損を続け、昭和四十三年度におきましては、同年四月一日から定期旅客運賃の改定を行なつたにもかかわらず、なお千四百億円に及ぶ膨大な欠損が見込まれる状況にあり、このままに推移せんか、一兩年度中には償却前赤字を生じ、自後、赤字は加速的に増大し、遠からず破局的な状態に立ち至るものと憂慮されるのであります。国鉄は國民の貴重な財産であります。その財政破綻がわが国経済社会に重大な支障を与えることは明らか

であり、すみやかに抜本的な財政再建のための策を講ずることは喫緊の急務であります。

今回提案されている財政再建策は、国鉄財政再建推進会議の意見にのつとり、国鉄みずからの徹底的な経営の能率化、合理化と、国及び地方公共

団体の財政援助並びに国民の理解と協力による運賃改定の三位一体の施策により、抜本的な国鉄財政再建をはかるとするものであり、現下の諸般の情勢に照らして、きわめて妥当なものであります。(拍手)

次に、国鉄経営の現状であります。

国鉄の輸送量は、昭和二十六年度から昭和四十一年まで、旅客において年平均五・六名の伸び、貨物においては横ばいの状態を示しております。

収入においては、昭和四十一年三月の平均二五%の運賃値上げにもかかわらず、年平均九・五名の伸び率となつております。しかし、

おり、過去の運賃改定增收分一兆八千億中、実に五千億がベースアップに使われ、国鉄財政悪化の大きな原因となつてゐます。組合

においては、年平均人件費一三・一%増となつており、過去の運賃改定增收分一兆八千億中、実に五千億の伸び率となつております。

そこで、第一の柱である国鉄の近代化、合理化についてであります。國民の理解と協力をお願いし、また貴重な国家資

金の投入をはかる以上、徹底した国鉄の近代化、合理化が行なわれ、高度化したわが国経済社会の

要請にこたえ得る近代的な輸送機関へ脱皮するところであります。この点に関して、国鉄の労働組合等の一部に合理化反対を唱え、違法な実力行使等により、その実行をはばもうとする行動がたびたび行なわれ、また、その動きがあることは、国民に迷惑をかけ、国民の期待にそむくまことに遺憾なことであり、関係者の強い反省を要望するものであります。他党の一部の方々が言われるよう

な、職員のベースアップは大幅にしろ、そして合理化には反対、これでは国鉄の財政再建はでき得ないのであります。(拍手)かかることを主張する政党は、反国民的であり、非近代的政党であると断ぜざるを得ません。またある党は、国が抜本的な財政援助をしろと言われるが、国の一般会計は国民の税金であり、国鉄を利用する人しない人、

を疑いたくなるものであります。ここにこそ、あらためて三位一体の強力な再建措置が必要となるわけであります。

次に、國の財政措置についてであります。

国鉄は、従来独立採算制をたてまことに運営が行なわれてゐるわけであります。今回予定された

赤字に転落し、三十九年度三百億円、四十年度千二百三十億円、四十一年度六百一億円、四十二年

度九百四十一億円、四十三年度におきましても約一千四百億円の欠損が見込まれ、また、これまでの設備投資のために借り入れた借り入れ金が、昭和

四十三年度末約二兆円に達し、借り入れ金の利子が見ついている実情であります。

そこで、第一の柱である国鉄の近代化、合理化についてであります。國民の理解と協力をお願いし、また貴重な国家資

金の投入をはかる以上、徹底した国鉄の近代化、合理化が行なわれ、高度化したわが国経済社会の

化及び國の財政措置についてその実行を確実に担保しようとすることであり、これなくして、長期にわたる国鉄の財政再建はあり得ないと信ずるものであります。(拍手)

次に、運賃の改定であります。わが党としての要請にこたえ、今後とも、必要な設備投資を行ないつつ、その財政の再建をはかつてまいるためには、利用者にも最小限度の負担を願う必要があり、今回の実取一〇%弱の改定はまさにこれにやむを得ぬところであり、利用者各位の深い御理解と御協力をお願ひいたすゆえんであります。しかしながら、今回の運賃改定はその及ぼす影響が大きいのであります。國鉄の現状及びこれから國鉄の審議の過程で問題になりました諸点について、政府並びに國鉄当局の善処を強く要望するものであります。

また、この改定が他の公共料金に及ぼす影響については、政府による適切な施策の実施により、

財政再建のために広範囲な問題が論議され、これの審議の過程で問題になりました諸点について、政府並びに國鉄当局の善処を強く要望するものであります。

のひとしく望んでいるところであります。国鉄及び政府当局が不退転の決意で再建築の徹底した推進をはかることを強く要望することもに、この再建築に対する国民各位の理解と協力を要請して、私の賛成討議を終わります。(拍手)

○副議長(小平久雄君) これにて討論は終局いたしました。

日程第三及び第四の両案を一括して採決いたしました。

この採決は記名投票をもって行ないます。日程第三の委員長の報告は修正、第四の委員長の報告は可決であります。兩案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参せられんことを望みます。——閉鎖。

○副議長(小平久雄君) 氏名点呼を命じます。

○副議長(小平久雄君) 投票漏れはありませんか。——投票漏れなしと認めます。投票箱閉鎖。開匣。——開鎖。

○副議長(小平久雄君) 投票を計算いたさせます。

〔参考投票を言算〕
○副議長(小平久雄君)　投票の結果を事務総長より報告いたさせます。

投票總數 二百五十一

二百十八

○副議長(小平久雄君) 右の結果、国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案外一案は委員長報告のとおり決しました。(拍手)

名
国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案外一件
を委員長報告の通り決するを可とする議員の氏

久保田円次	君	鯨岡	兵輔君
小宮山重四郎	君	黒金	倉石
河本敏夫	君	泰美君	忠雄君
佐々木義武	君	省二君	小山
佐藤文生君			
齋藤憲三君			
坂田道太君			
坂本三十次	君		
四宮久吉君			
始闕伊平君			
塙川正十郎君			
篠田弘作君			
周東英雄君			
白濱仁吉君			
砂田重民君			
世耕政隆君			
園田直君			
田澤吉郎君			
田中榮一君			
田中龍夫君			
田中六助君			
高橋英吉君			
塙田登君			
竹下徹君			
辻寛一君			
渡海元三郎君			
中村梅吉君			
中村庸一郎君			
内藤一郎君			
中川一郎君			
徳安實藏君			
中山マサ君			
永山忠則君			
南條徳男君			

草野一郎	平元君	熊谷	小泉純也	君義雄	倉成正君
佐々木秀世君	洋平君	佐藤河野	小山	佐藤長規	君
佐藤	佐藤洋之助君	坂村	吉正君	坂村	吉正君
斎藤	寿夫君	櫻内	義雄君	志賀健次郎君	坂村
坂村	一夫君	堀谷	一郎君	椎名悦三郎君	吉正君
櫻内	島村	島村	一郎君	一馬君	吉正君
志賀健次郎君	進藤	進藤	善幸君	鈴木	吉正君
坂村	一郎君	砂原	格君	砂原	吉正君
吉正君	一馬君	鈴木	善幸君	鈴木	吉正君
吉正君	三男君	砂原	格君	砂原	吉正君
吉正君	田川誠一君	鈴木	善幸君	砂原	吉正君
吉正君	田中伊三次君	砂原	格君	鈴木	吉正君
吉正君	田中角榮君	鈴木	善幸君	砂原	吉正君
吉正君	田中正巳君	砂原	格君	鈴木	吉正君
吉正君	田村良平君	鈴木	善幸君	砂原	吉正君
吉正君	竹内黎一君	砂原	格君	鈴木	吉正君
吉正君	地崎宇三郎君	鈴木	善幸君	砂原	吉正君
吉正君	塚原俊郎君	砂原	格君	鈴木	吉正君
吉正君	坪川信三君	鈴木	善幸君	砂原	吉正君
吉正君	登坂重次郎君	砂原	格君	鈴木	吉正君
吉正君	中垣德二君	鈴木	善幸君	砂原	吉正君
吉正君	中野四郎君	砂原	格君	鈴木	吉正君
吉正君	中村寅太君	鈴木	善幸君	砂原	吉正君
吉正君	中山榮一君	砂原	格君	鈴木	吉正君
吉正君	永田亮一君	鈴木	善幸君	砂原	吉正君
吉正君	灘尾弘吉君	砂原	格君	鈴木	吉正君
吉正君	二階堂進君	鈴木	善幸君	砂原	吉正君

否とする議員の氏名

麻生
良方君

丹羽喬四郎君	西村 英一君
根本龍太郎君	野呂 恭一君
橋口 隆君	橋本龍太郎君
長谷川 喬君	早川 崇君
原田 恵君	廣瀨 正雄君
藤井 勇君	福永 福井
藤本 一臣君	福田 福田
船田 勝志君	藤尾 藤尾
古川 正行君	福永 福永
堀川 恽平君	船田 藤本
坊 孝雄君	古川 福井
秀男君 中君	堀川 古川
前尾繁三郎君 雄藏君	堀川 堀川
増田甲子七君 雄藏君	恭平君 坊
松澤 賴三君	恭平君 前尾繁三郎君
松野 武夫君	秀男君 増田甲子七君
三木 三原 朝雄君	秀男君 松澤
水田 三喜男君 喜一君	三木 松野
宮澤 喜一君	三木 武夫君
山村 久就君	三木 武夫君
山村新治郎君 國雄君	山村 久就君
山口 毛利	山村新治郎君 國雄君
保岡 松平君	山口 毛利
森下 武久君	保岡 松平君
渡辺 敏夫君	森下 武久君
榮一君	渡辺 敏夫君

西岡 武夫君
西村 直己君
野田 武夫君
葉梨 信行君
橋本登美三郎君
長谷川四郎君
濱野 清吾君
原 健三郎君
広川シズエ君
福家 俊一君
福田 起夫君
福田 一君
福永 健司君
藤枝 泉介君
藤田 義光君
藤山愛一郎君
古内 広雄君
細田 吉藏君
本名 武君
増岡 博之君
松浦周太郎君
三ツ林弥太郎君
栗山 幸泰君
村上 登君
渕 箕輪
村山 勇君
山下 元利君
山中 貞則君
早綱田柳右衛門君
渡辺美智雄君

公害委員会及び都道府県公害審査会法案（小平芳平君外一名提出、參法第六号）（予）

産業公害対策特別委員会 付託

一、去る二十六日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

昭和四十二年度及び昭和四十三年度における公企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律の一部

を改正する法律案（内閣提出第八八号）

大蔵委員会 付託

社会福祉事業振興会法の一部を改正する法律案（内閣提出第八五号）

社会労働委員会 付託

学校給食の用に供する牛乳の供給等に関する特別措置法案（伊賀定盛君外十名提出、衆法第二三号）

農林水産委員会 付託

道路運送車両法の一部を改正する法律案（内閣提出第八七号）

運輸委員会 付託

（議案送付）

一、去る二十五日、参議院に送付した内閣提案案

は次のとおりである。

産業地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律の一部を改正する法律案

交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法の一部を改正する等の法律案

一、去る二十五日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

（角屋堅次郎君外十二名提出）

公害紛争処理法案（角屋堅次郎君外十二名提出）

一、去る二十六日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

学校給食の用に供する牛乳の供給等に関する特別措置法案（伊賀定盛君外十名提出）

（質問書提出）

一、去る二十五日、議員から提出した質問主意書（松安保条約と防衛問題等に関する質問主意書（松

本善明君提出）

一、昨二十七日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

施設園芸作物等の災害補償制度確立に関する質問主意書（高田富之君提出）

(+) 特別措置の整備合理化

1 住宅対策

(1) 住宅貯蓄控除の対象となる住宅貯蓄契約の要件を次のように緩和することとしている。

(4) 貯蓄取扱機関の融資条件について、返済期間を十年以上（現行二十年以上）とするほか、融資金額の最低限度

を積立金額の二・五倍（現行住宅取得資金と積立金との差額の全額）とする等、その緩和を図る。

(4) 貯蓄契約において、貯蓄取扱機関等が住宅の供給義務を負うことと要しないこととともに、住宅供給者の強化を図ろうとするものである。

なお、施行期日は、昭和四十四年四月一日としている。

(2) 新築貸家住宅の割増償却制度について、その適用期限を二年（四十六年三月三十日まで）延長することとしている。

(3) 新築住宅の取得登記および抵当権の設定登記に係る登録免許税の軽減措置について、それぞれ適用期限を二年（四十六年三月三十日まで）延長することとしている。

(1) 原子力発電の推進

が、昭和四十四年度一般会計予算に計上されている。

本案施行に要する経費

妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、約三百一千万円

が、昭和四十四年度一般会計予算に計上されていいる。

（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

本案は、今次税制改正の一環として、おおむね次のような改正を行なうこととしている。

度を創設することとしている。

(2) 動力炉・核燃料開発事業団が行なう高速増殖炉および新型転換炉に係る原型炉の建設のために電気事業者等が支出する

出えん金について、出えん金とともに支給する制度を創設することとしている。

3 小企業対策

(1) 本年四月一日から四十六年三月三十一日までの間に中小企業近代化促進法に基づく承認を受けた中小企業構造改善事業計画を実施する商工組合等の構成員である中小企業者について、次の措置を講ずることとしている。

(4) 工場用建物、機械装置等に対する五年間二分の一割増償却制度を創設する。

(4) 合併の場合の清算所得に対する課税の特例を設けるとともに、合併登記等に係る登録免許税を軽減する。

(4) 現物出資した場合の課税の特例を設け、増資登記等に係る登録免許税を軽減する。

(2) 本年四月一日から四十六年三月三十一日までの間に商工組合中央金庫が受ける

その業務に係る抵当権の設定登記について、登録免許税の税率を一・〇〇〇分の一（現行 不動産一、〇〇〇分の四、動産一、〇〇〇分の三）に軽減することとしている。

(3) 本年四月一日から四十六年三月三十一日までの間に事業協同組合が公害防止事業団から譲り受けた土地を、その譲受けの日から一年以内にその組合員に再譲渡する場合の所有権の移転登記について、登録免許税の税率を一・〇〇〇分の六（現行 一・〇〇〇分の五〇）に軽減することとしている。

(4) 中小企業近代化促進法に基づく承認を受けた合併または現物出資についての課税の特例および事業協同組合等の留保所得の特別控除制度について、それぞれ適用期限を二年（四十六年三月三十一日まで）。（延長することとしている。）

4 輸出の振興

(1) 輸出割増償却、海外市場開拓準備金、海外投資損失準備金、技術等海外取引の所得控除の諸制度および外航船舶等の登記に係る登録免許税の軽減措置について、それぞれ適用期限を二年（四十六年三月三十一日まで）。（延長することとしている。）

(2) 海外市場開拓準備金制度について、個人または資本金一億円以下の中小商社等の積立率を一、〇〇〇分の一（現行一、〇〇〇分の一〇）に引き上げる。

(3) 海外市場開拓準備金制度について、個人または資本金一億円以下の中小商社等の積立率を一、〇〇〇分の一（現行一、〇〇〇分の一〇）に引き上げる。

(4) 輸出割増償却制度および技術等海外取引の所得控除制度について、外貨を対価とする輸入運賃をこれらの制度の対象となる海外運賃から除外する。ただし、経過措置としてその輸入運賃の二分の一相当額を海外運賃に含めることとする。

(5) 外航船舶等に旅客用として積み込む酒類または特定の物品に対する酒税または物品税の免税措置を、船員用等についても適用しうるよう、船用品または機用品として積み込む酒類または特定の物品に対する免税措置に改めるほか、外航船舶等の範囲を拡張して、遠洋漁業船等を含める等、その制度の拡充合理化を図ることとしている。

5 文部省課税の強化
文部省が支出する交際費の一部を損金不算

入とする現行制度については、その適用期限を二年（四十六年三月三十一日まで）。（延長することともに、現在、一定の控除額をえた超過部分について、その五〇%を損金不算としているのを引き上げて六〇%までを損金に算入しないこととしている。）

6 その他

(1) ガス事業者が大都市およびその周辺地域におけるガス供給設備の整備を促進するため取得する特定ガス導管設備について、初年度四分の一の特別償却制度を創設することとしている。

(2) 山林所得に係る植林費特別控除制度および森林計画特別控除制度について、それぞれ適用期限を二年（四十六年十二月三十一日まで）。（延長することともに、間伐のための伐採を森林計画特別控除の対象に加えることとしている。）

(3) 林業費の特別償却制度および計画造林準備金制度について、それぞれ適用期限を二年（四十六年三月三十一日まで）。（延長することとすると、これらの制度については、個人の場合との権衡等を考慮して、今後は法人の選択により、いずれかののみを適用することに改めることとしている。）

(4) 石炭鉱業を営む法人が交付を受ける元利補給金については、前事業年度から繰り越された欠損金額の範囲で課税しないこととなつていて、この制度の対象に新たに交付を受けることとなつた再建交付金を加えることとしている。

(5) 地方公共団体の行なう身体障害者扶養共済契約に基づいて受けれる年金受給権について、相続税および贈与税を課さないこととしている。

(6) 期限の到来する次の措置について、次

いる。

(1) 次の措置について、それぞれ適用期限を二年（bおよびcは四十六年十二月三十一日まで、他は同年三月三十一日まで）。（延長する。）

(a) 特殊の外貨借入金の利子の税率の軽減

(b) 農業生産法人に現物出資した場合の納期限の特例

(c) 協業のために現物出資した場合の納期限の特例

(d) 鉱業用坑道等の特別償却制度

(e) 証券取引責任準備金制度および商品取引責任準備金制度

(f) 入会林野整備等に係る土地等の現物出資による所有権の移転登記に係る登録免許税の軽減

(g) 増資登記に係る登録免許税の軽減

(h) 少額配当（一銘柄年五万円以下の配当）の申告不要制度について、その適用期限を四十五年三月三十一日まで三ヶ月延長する。

(i) 利付外貨債の発行差金の非課税措置について、その適用期限を一年（四十七年三月三十一日まで）。（延長する。）

(j) 航空機の燃料用揮発油等に対する揮発油税および地方道路税の免税措置について、その適用期限を三年（四十七年三月三十一日まで）。（延長する。）

(k) 第一種甲類の砂糖（黒糖）に対する砂糖消費税の非課税措置等の暫定措置について、その適用期限を二年（四十七年三月三十一日まで）。（延長する。）

(l) 日本万国博覧会の会期中、同会場内において行なわれる催物のうち、一定の条件に適合するものについては、入場税を課さないこととしている。

(m) 納税準備預金および納税貯蓄組合預金について、納税外の目的で引出しが行なうことおり適用期限を延長することとしている。

われた場合の課税の対象となる利子は、引出した日の属する利子の計算期間に対応する利子とする等所要の規定の整備合理化を行なうこととしている。

1 土地税制の改善

(1) 個人の有する資産（たな卸資産を除く）の譲渡に係る譲渡所得について、次のとおり課税の特別措置を設けることとしている。

(2) 長期譲渡所得の特例

(3) 五年をこえて保有していた土地等（土地および土地の上に存する権利をいう。）または建物等（建物、同附属設備および構築物をいう。）の譲渡に係る所得税額は、譲渡所得の金額（収入金額から譲渡資産の取得費と譲渡費用の合計額を控除して計算した金額）から後述（b）の特別控除額を控除した金額に對し、他の所得と分離して譲渡の時期に応じ次の比例税率を乗じた金額とすることとしている。

(4) 譲渡の時期 比例税率

(a) 四十五・四十六年中 一〇%

(b) 四十七・四十八年中 一五%

(c) 四十九・五十一年中 二〇%

(d) 昭和二十七年十二月三十一日以前から引き続き所有していた資産の取得費について、譲渡による収入金額の五〇%相当額とし、実際の取得費がこれと上回る場合には、実際の取得費とすることとしている。

(e) 長期譲渡所得から控除する特別控除額は、次によることとしている。

(f) 収用対象事業のために土地等を譲渡した場合

(g) 一、二〇〇万円

(h) 旧都市計画法において收用権が認められたいた日本住宅公團等が都市計画事業として行なう土地区画整理

(c) 次に掲げる場合	六〇〇万円
(i) 地方公共団体等の行なう特定の宅地造成事業のために土地等を譲渡した場合	三〇〇万円
(ii) 収用対象事業を行なう者に対し、収用の対象に充てられる土地等を譲渡した場合	
(iii) 古都保存法等に規定する買取請求に基づき国または地方公共団体に土地等を譲渡した場合	
(iv) 文化財保護法に基づき史跡として指定された土地を国または地方公共団体に譲渡した場合	
(v) 特定の民間宅地造成事業のために土地等を譲渡した場合	

(1) 短期譲渡所得の特例	(2) 他の所得との損益通算および雑損控除をはじめとする所得控除等の適用について
(a) 保有期間が五年以下の土地等若しくは建物等、または、本年一月一日以降に取得した土地等若しくは建物等を四十五年一月一日から五十年十二月三十日までの間に譲渡した場合の所得税額は、次に掲げる金額のうちいずれか高い金額とすることとしている。	ときは、その翌年および翌々年にについては当該控除は適用しないこととしている。
(b) 譲渡所得の四〇%相当額	除を行なうこととし、当該土地等または建物等を誰らに類する区域として政令で定めるもの(既成市街地等)と当するかどうかについては、譲渡所得を他の所得に加算して判定することとしている。
(c) 譲渡所得を他の所得に加算して、通常の所得税法の規定によつて課税を行なうこととした場合に算出される当該譲渡所得に係る税額の一〇%相当額	除を行なうこととした場合に算出される当該譲渡所得に係る税額の一〇%相当額
(d) 短期譲渡所得についても、当該譲渡が上記(1)の(2)から(4)に該当する場合には、これらの特別控除を適用することとしている。	短期譲渡所得についても、当該譲渡が上記(1)の(2)から(4)に該当する場合には、これらの特別控除を適用することとしている。
(e) その他一般の場合 一〇〇万円	
(f) その他の特別控除額についてなお、これらは年間一、二〇〇万円を限度とし、かつ、上記(a)から(e)までは、同一人については年間一、二〇〇万円を限度とし、かつ、上記(a)から(e)までの各場合ごとに、年間を通ずる譲渡所得を通算して適用することとしている。	

譲 渡 資 産	買 換 資 産
(a) 首都圏の既成市街地、近畿圏の既成都市区域またはこれらに類する区域として政令で定めるもの(既成市街地等)と総称する)内にある土地等または建物等	既成市街地等外にある土地等またはその取得に伴つて取得される建物等若しくは機械および装置(農林業の用に供されるものにあつては、市街化区域外にあるものに限る)
(b) 大気汚染防止法、騒音規制法または公用水域の水質の保全に関する法律による規制を受ける地域(既成市街地等を除く)から公害の規制を受ける施設を移転することに伴つて譲渡される土地等または建物等	既成市街地等外で、公害の規制を受ける地域内において、当該施設を設置することに伴つて取得される土地等またはその土地等の取得に伴つて取得される建物等若しくは機械および装置
(c) 市街化区域内にある農林業用の土地または建物等	既成市街地等外にある農林業用の土地等またはその土地等の取得に伴つて取得される建物等若しくは機械および装置
(d) 首都圏の近郊整備地帯内または都市開発区域内にある計画工業団地、流通業務地区およびこれらに類する区域として政令で定めるもの(誘致区域)と総称する)外にある土地等または建物等	誘致区域内にある土地等またはその土地等の取得に伴つて取得される建物等若しくは機械および装置
(e) 新産業都市、工業整備特別地域および低開発地域工業開発地区(これらの地域のうち政令で定める区域を除く)その他これらに類する区域として政令で定めるもの(新産業都市等)と総称する)並びに誘致区域外にある土地等または建物等	新産業都市等内にある土地等またはその土地等の取得に伴つて取得される建物等若しくは機械および装置
(f) 既成市街地等内にある土地等または建物等	既成市街地等内にある土地等またはその土地等の取得に伴つて取得される建物等若しくは機械および装置

また、土地等または建物等の譲渡所得について、収用等の場合の買換の特例により譲税の継延べを受けることまたは後述2の事業用資産の買換の特例により譲税の継延べを受けることを選択した場合には、これらの特別控除は適用しないものとし、上記(d)の場合について特別控除の適用を受けたと

て、下欄に掲げる資産を取得し、これを事業の用に供した場合に限つて、買換えの特例を認めることとしている。

(3) 居住用財産取得のための買換制度の廃止	(4) 現行制度は、期限(個人は本年十二月三十一日限りで廃止することとしている。)
個人の居住用財産取得のための買換制度は、上記の措置に伴い、本年十二月三十一日限りで廃止することとしている。	事業用資産の買換制度について、次によりその合理化を図ることとしている。

(g) 既成市街地等内にある土地等または建物等のうち、その土地等の上に地上階数四以上の建物を建築するために譲渡されるもの	令で定める施策の実施に伴い、当該施策に従つて取得されるもの
(h) 土地等または建物等で、本年一月一日前に取得され、かつ、五年をこえて保有されているもの	その建築された建物、その建物に係る土地等またはこれらに係る構築物
(i) 減価償却資産	地等またはこれらに係る構築物

(b) 買換えにより取得した土地の面積が、上記④の区分ごとに譲渡した土地の面積に、政令で定める倍数を乗じて計算した面積をこえる場合には、そのこえる部分については買換えの特例を適用しないこととしている。

(c) 法人が資産を譲渡した場合において、事業用資産の買換制度を適用せず、かみ(c)に該当するときは、個人の場合と同様に、これらの特別控除を適用することとしている。

3 収用等を受けた場合については、一、二〇〇万円の特別控除と買換えの特例との選択適用を認めることとしている。

4 区画整理事業等によつて換地を受けた場合には、課税上は土地の譲渡取得がなかつれぞれの税率を適用することとしている。

5 海外移住者の資産の譲渡に係る譲渡所得については、現行の課税の特例に代えて、三〇〇万円の特別控除を行なう等所要の規定の整備合理化を行なうこととしている。

6 個人の四十四年中の譲渡所得の全体について、上記の新しい制度による課税を受けることを納税者が選択したときは、同年分についても新しい制度による課税を行なうこととしている。

（内閣提出）に関する報告書
一 議案の要旨及び目的
本案は、国鉄の財政の現状にかんがみ、その財政の再建に資するため、普通旅客運賃の賃率を改定するとともに、普通旅客運賃の等級を廃止する等の改定を行なうとするもので、その内容の主なものは、次のとおりである。

1 鉄道の普通旅客運賃の賃率を営業ギロ一キロメートルごとに、五〇〇キロまで四円二〇円五銭に改める。なお、鉄道の普通旅客運賃は、この賃率によつて営業ギロの区間別に定め、この区間を定める場合には、運輸大臣の認可を要すること。

2 航路の普通旅客運賃を改めること。

3 旅客運賃の等級を廃止し、これに伴い、特別車両料金を定める場合には、運輸大臣の認可を要すること。

4 この改定は、昭和四十四年四月一日より実施すること。

5 旅客運賃の等級を廃止し、輸送力の増強をはかるため、必要最小限度の運賃改定は、やむを得ないものと認めるが、施行期日については諸般の事情を考慮して、これを別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

6 この改定は、昭和四十四年三月二十五日大蔵委員長 田中 正巳
衆議院議長 石井光次郎殿

（施行期日）
1 この法律は、昭和四十四年四月一日から施行する。

（内閣提出）に関する報告書
一 議案の要旨及び目的
本案は、国鉄の財政の現状にかんがみ、その財政の再建に資するため、普通旅客運賃の賃率を改定するとともに、普通旅客運賃の等級を廃止する等の改定を行なうとするもので、その内容の主なものは、次のとおりである。

1 鉄道の普通旅客運賃の賃率を営業ギロ一キロメートルごとに、五〇〇キロまで四円二〇円五銭に改める。なお、鉄道の普通旅客運賃は、この賃率によつて営業ギロの区間別に定め、この区間を定める場合には、運輸大臣の認可を要すること。

2 航路の普通旅客運賃を改めること。

3 旅客運賃の等級を廃止し、これに伴い、特別車両料金を定める場合には、運輸大臣の認可を要すること。

4 この改定は、昭和四十四年四月一日より実施すること。

5 旅客運賃の等級を廃止し、輸送力の増強をはかるため、必要最小限度の運賃改定は、やむを得ないものと認めるが、施行期日については諸般の事情を考慮して、これを別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

6 この改定は、昭和四十四年三月二十五日大蔵委員長 田中 正巳
衆議院議長 石井光次郎殿

（施行期日）
1 この法律は、昭和四十四年四月一日から施行する。

日本国有鉄道財政再建促進特別措置法案

(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、国鉄の財政の現状にかんがみ、その財政の再建に関し、政府の基本方針及びこれに基づく国鉄の経営の基本的な計画並びに国とのべき援助の措置等について定めるもので、その内容の主なものは、次のとおりである。

1 国鉄の財政再建の目標として近代的経営体制を確立しつつ、財政の健全性を回復することを規定すること。

2 運輸大臣は、再建期間における国鉄の財政の再建に関する基本方針の案を作成して閣議の決定を求め、これを国鉄に通知しなければならないこと。

3 国鉄は、基本方針に基づき再建計画を定め、運輸大臣の承認を受けなければならないこと。

4 政府は、国鉄に対し、昭和四十三年度末における政府資金に係る利子に相当する金額の長期資金を貸し付けるよう特別の配慮をするものとすること。

5 政府は、予算の範囲内で、前項の長期資金の利子に相当する金額を補助すること。

6 政府は、予算の範囲内で、昭和四十年度から昭和五十年度までの国鉄の工事経費の一部を補助すること。
なお、施行期日は公布の日としている。

二 議案の可決理由

国鉄の財政を再建し、財政の健全性を回復するため、基本計画を作成し並びに国からの助成措置を講ずることが適当と認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

昭和四十四年度一般会計予算に日本国有鉄道財政再建補助金七十一億円及び日本国有鉄道財政再建債利子補給金十三億円が計上されている。

右報告する。

昭和四十四年三月二十五日

運輸委員長代理 理事 細田 吉藏

衆議院議長 石井光次郎殿

衆議院会議録第十七号中正誤

正	段行誤
正	指定区間内

昭和十四年三月二十八日

衆議院會議錄第十九号

五六一

明治三十五年三月三十日
種類便物誌可日

定価一部四十四
(配送料共)
發行所

大藏省印刷局
東京都港区赤坂葵町二番地 郵便番号一〇七
電話 東京五八二四四二一(大)